令和5年 第2回定例会

利島村議会会議録

令 和 5 年 6 月 6 日 開会

令 和 5 年 6 月 7 日 閉会

利島村議会

令和５年第２回利島村議会定例会会議録目次

招集告示 …… １
応招・不応招議員 …… ２

第　１　号　（６月６日）

議事日程 …… ３
出席議員 …… ４
欠席議員 …… ４
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 …… ４
職務のため出席した事務局職員 …… ４
開会及び開議の宣告 …… ５
会議録署名議員の指名 …… ５
会期の決定 …… ５
副村長挨拶 …… ５
日程第　１　行政報告 …… ６
日程第　２　一般質問 …… １２
日程第　３　議案第３３号　専決処分の承認について（利島村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例） …… ８２
日程第　４　議案第３４号　専決処分の承認について（利島村村税条例の一部を改正する条例） …… ８７
散会の宣告 …… ９３

第　２　号　（６月７日）

議事日程 …… ９５
出席議員 …… ９６
欠席議員 …… ９６
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 …… ９６
職務のため出席した事務局職員 …… ９６
開議の宣告 …… ９７
日程第　５　議案第３５号　利島村村税条例の一部を改正する条例 …… ９７
日程第　６　議案第３６号　利島村事務手数料条例の一部を改正する条例 …… １０４
日程第　７　報告第　３号　令和４年度利島村繰越明許費繰越計算書（一般会計）につい

て……１０６
日程第　８　議案第３７号　令和５年度東京都利島村一般会計補正予算（第１号）……１０９
日程第　９　議案第３８号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）……１５３
日程第１０　議案第３９号　令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）……１５５
日程第１１　議案第４０号　令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）……１５６
閉会の宣告……１６０

利島村告示第２号

令和５年第２回（６月）利島村議会定例会を下記のとおり招集する。

令和５年５月３０日

利島村長　　村　山　将　人

記

１　日　　時　令和５年６月６日（火）　午前９時３０分

２　場　　所　利島村役場議会室

○応招・不応招議員

応招議員　５名

１番	前　田　　清　君	３番	笹　岡　壽　一　君
４番	石　野　　治　君	５番	井　口　　保　君
６番	寺　田　　優　君		

不応招議員　なし

令和５年第２回利島村議会定例会

議事日程第１号　　６月６日午前９時３０分開会

日程第　１　行政報告

日程第　２　一般質問

５番　井　口　　保　君

１番　前　田　　清　君

３番　笹　岡　壽　一　君

４番　石　野　　治　君

日程第　３　議案第３３号　専決処分の承認について（利島村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）

日程第　４　議案第３４号　専決処分の承認について（利島村村税条例の一部を改正する条例）

出席議員　５名

１番	前	田	清	君	３番	笹	岡	壽 一	君
４番	石	野	治	君	５番	井	口	保	君
６番	寺	田	優	君					

欠席議員　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　　長	村	山	将	人	君
副 村 長	菅	瀬	優	生	君
教 育 長	弟子丸		知	樹	君
総務課長・住民課長（兼務）	榎	本	雅	仁	君
環境建設課長	上	野		崇	君
会計管理課長	出	口	貴	司	君
産業観光課長	荻	野		了	君
総務課主幹	隅		智	孝	君

職務のため出席した事務局職員

主　　幹	入			恵	子
書　　記	五	味	恵	介	

◎開会及び開議の宣告

（午前　９時３０分）

○議長（寺田　優君）　皆さん、おはようございます。ただいまより令和５年第２回利島村議会定例会を開会いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（寺田　優君）　初めに、議事録署名人を指名いたします。

今定例会は、前田副議長、笹岡議員の２名にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（寺田　優君）　次に、会期についてお諮りいたします。

会期については、６月６日より６月９日までの４日間としたいと思いますが、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　異議ないようですので、会期については、６月６日より６月９日の４日間といたします。

議案については、日程の示されているとおりに進んでまいりたいと思いますが、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、出されている日程に沿って議会を進めてまいりたいと思いますので、ご協力お願いをいたします。

◎副村長挨拶

○議長（寺田　優君）　引き続きではありますが、４月に副村長が就任しておりますので、ご挨拶をいただきます。

菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君）　皆様、おはようございます。本年４月１日で利島村副村長を拝命いたしました菅瀬優生と申します。就任に当たり一言ご挨拶申し上げます。

赴任からはや２か月を経過いたしました。島嶼での生活が初めてである私にとって、日々新しい発見に満ちております。その発見の中で、この小さな島に２つの魅力があるのではないかと考えております。利島の魅力、まずは風光明媚な景色にあると考えております。赴任に当たり桟橋に降り立った際、威容を誇りながらも優美な姿である宮塚山に圧倒されました。また、役場の職員に島内の案内をしていただいた際に立ち寄った南ケ山現地では、鵜渡根島、新島、式根島などへのすばらしい眺望を知ることができました。

利島の魅力は、この景色だけではなく、そこに住まう人々、または島に縁を持った人々との絆もその一つであると考えております。先日行われました村内一斉清掃では、暑い中にもかかわらず、村の住民の方々が一丸となって草木の切り出し、搬出を行い、近年内地では見ることが少なくなってきている地域のつながりを感じることができました。また、先月になりますが、先月行われました島じまんでは、人の身長ほどの大きさとなる大型の画像転送システムを通じて、現在の島の住民とかつてこの島に住んでいた住民の方が昔話に花を咲かせている場面を目の当たりにし、絆の深さを感じさせるものでございました。これは、ひとえに渇水や強風といった厳しい自然環境にあっても工夫を施し、人々が協働しながら乗り越えてきた、このような歴史をつむいできたあかしではないでしょうか。古くは縄文の世で黒曜石の交易の中継地点として、そして近世からは椿の一大産地として、その時代の環境の変化に合わせて人々が協力しながら島のなりわいを変えてきた、そのように私は想像いたします。

太古の昔から歴史を誇る利島は、今年10月に村政100年を迎えます。これからの100年も末永く笑顔の絶えない暮らしやすい島であり続けるよう、利島村の一層の発展に向けまして、村議会議員の皆様としっかりと手を携えながら、誠心誠意取り組んでいく所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎日程第１　行政報告

○議長（寺田　優君）　それでは、会議に入っていきたいと思います。

日程１の行政報告を行います。

弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　皆様、おはようございます。行政報告ということでさせていただきます。この報告ですけれども、報告期間の話、令和５年第１回定例議会閉会日の翌日から令和５年第２回定例議会開会日の３週間前までの行政の重要な動きを概括的にまとめて、利島村議会にご報告をさせていただくものでございます。

最初に、私からということでご説明でございますが、１つ目は今年の４月７日、利島小中学校の

入学式を開催をしてございます。議員の先生方にも来賓のご出席いただきまして、誠にありがとうございます。これまでというか、ここ数年、新型コロナウイルスの影響によって、近年は参加者を保護者の方であったり来賓の方に限って実施をしてございました。今年度は、ＩＰ告知端末なども活用しながら、地域の住民にも幅広く周知してご参加をいただいたというところでございます。

あわせて、住民の参加率向上も少し課題かなというふうに思っておりまして、より地域と学校というところの密な連携というのを目指していきたいなというふうに考えているところです。副村長のご挨拶にもありましたように、内地ではできないような地域との密な連携というところが深く関わっているというところが利島村の大きな強みなのだろうというふうに考えてございますので、引き続き地域とともにある学校と地域コミュニティーの核としての学校というところを目指していきたいというふうに思ってございます。

２つ目でございますけれども、詳細は補正予算の議案のときにご説明をというふうに思っているのですが、教育委員会において今年度、国であったり東京都であったり、そういった部分の委託事業や補助事業等を積極的に活用して、新しい取組をやっていきたいなというふうに考えてございます。

今考えているところでいうと３つございまして、１つは教員研修高度化モデル事業というふうにいいまして、地域の実情に応じて教員の研修について高度化を図るためのモデル事業になっております。利島村では、先端的なオンラインの機器の活用であったりですとか、３月議会のときにご説明をさせていただいた、離島教育のよさの見える化であったりとか、そういったところを積極的に行っていきたいなというふうに考えているところです。

２つ目でございますけれども、新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業ということで、デジタル技術の活用と学校教育もどんどん変わってきている中で、新しい時代の学びにふさわしい学校施設の在り方というのを構想するモデル事業になっております。例えば最近ですと、学校の中に教室ごとの区分けがないとか、いろんなフリースペースを設置しているとか、そういった新しい施設のモデルというところもありますので、そういったところの例というのを見ながら、皆様ともご相談をしていきながら、利島村で一方で学校施設老朽化がどんどん進んでおりまして、毎年改修費も多大にかかっている状況でございますので、改修の在り方というところを検討していきたいというふうに思ってございます。

加えて、３つ目でございますけれども、Ｔｏｋｙｏスポーツライフ推進指定地区ということで、教育委員会、当然スポーツ振興もやっているところでございまして、児童生徒等の運動習慣の形成を図るために、東京都が区市町村10か所を対象にモデル地域というのを指定して、子供であったり、地域の方の運動習慣の形成というのを目指す取組を実施をしているところです。利島村では、アスリートを利島に呼んで走り方講座等を実施することによって、児童生徒や島民の方の運動習慣の形成に資する取組というところを行っていきたいなというふうに考えているところでございます。

また、繰り返しではございますけれども、補正予算審議のところでも私からご説明をさせていただく予定でございます。

以上です。ありがとうございます。

○議長（寺田　優君）　引き続き、榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　おはようございます。行政報告でございます。住民課でございます。

Ｄｒ．リトープロジェクトについてでございます。国立病院機構東京医療センター、感覚器センターの聴覚障害研究室の神崎ドクターと調整を行い、６月16日金曜日から18日日曜日にかけて島民に対する聴力検診並びにオンライン補聴器による装用の効果の検証を行うことになりました。今回実施して６か月後にまた神崎先生のほうに来ていただいて、補聴器のメンテナンスというか、そういったところのフィッティングも兼ねて行うのですけれども、その後途中で何かあれば社会福祉協議会と協力しながら実際に行っていく所存でございます。

また、詳細について今ちょっとご説明申し上げますと、16日の日の夕方に神崎先生のほうの講演会をさせていただいて、認知症と加齢性の難聴に関するところのお話ですとか、またウエダ先生といいまして、工科大でオンラインによる補聴器導入に対するアプリケーションを開発している方に来ていただいて、その方とのディスカッションみたいな形で島民の方向けにお話をしていただくと。

17日、18日で実際の検診と補聴器のフィッティングとか、そういったところを実施させていただいて、そこの中に併せて認知症の検査もちょっとさせていただくというような形になってございます。皆様のご参加をお待ちしていますとともに、予約制にしてお待たせしないような形を取りたいと思っていますので、何かあれば社会福祉協議会のほうにご連絡いただければと思います。

２番目でございます。春期のオミクロン株の対応の新型コロナウイルスワクチンの追加接種についてでございます。５月30日火曜日と６月６日、本日に２回以上ワクチン接種を行っている方と、さらに高齢者、基礎疾患を持っている方、また医療従事者を対象としたワクチン接種を実施しております。本日も実施する予定でございます。現時点で申込み者、３週間前の話なのですけれども、70人といったところで、キャンセルの方が２名出たので、68名一応接種する予定でございます。９月以降は、順次12歳以上が対象になった秋の接種も始まりますので、そこについても予定をしているところでございます。また、５歳から11歳のオミクロン株の対応ワクチンの接種を５月11日に実施しておりまして、４名の方が接種されたということになっています。

３番目でございます。理学療法士、ＰＴさんの受入れについてでございます。昨年６月から世田谷記念病院から派遣された理学療法士さんに代わり、６月１日より平成医療福祉グループの横浜記念病院さんからまた新たな女性の理学療法士さん１名が１年間派遣されることとなりました。これによって継続的な支援が行える体制の構築を図りながら、高齢者をはじめとした村民全体の健康の

増進につながるよう、関係機関等と連携して拡充を図っていくといったところでございます。また、平成医療福祉グループと共催して４月22日土曜日、社協セミナーの中でゆったり健康フェスティバルと銘打ちまして、５月31日まで来ていた理学療法士さんの講演と高齢者向けの体力テストを実施してございます。56名の住民の方の参加者がございました。どうもありがとうございました。

住民課の説明は以上です。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　おはようございます。よろしくお願いいたします。

行政報告、報告者、環境建設課長。

集落環境清掃美化の日の実施について、令和５年の６月３日でございますけれども、台風２号通過に伴う悪天候のため、６月４日に順延させていただきまして、集落環境の一斉清掃を実施させていただきました。ご参加いただいた方々に感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上です。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　おはようございます。よろしくお願いします。産業観光課からの行政報告になります。

報告者、産業観光課課長。

１、椿害虫薬剤散布について、令和５年４月25日火曜日にエダシャク類の生息物調査を実施しました。昨年度の調査と同程度の数値ではありましたけれども、島内に広く幼虫が確認されたということですので、80ヘクタール椿山で薬剤散布を実施いたしました。

２、島じまんについて、令和５年５月13日、14日に島じまん2023が５年ぶりに開催されました。感染症予防等を考慮し、今回初めて２会場での開催で、初日は雨が降りあいにくの天気になってしまったのですけれども、多くの方にご来場いただきました。利島からは、椿油やさくゆり焼酎などの特産品の販売のブースや煮干餅などの飲食ブースと太鼓の会によるステージ演奏など、どれも大変好評をいただきました。島じまんの出店にご協力いただいた全ての皆様に感謝申し上げます。

また、先ほど副村長のほうからも報告ありましたけれども、窓というシステムを使い、リアルタイムで会場と利島をつなぎ、来場者と島民の交流を行いました。今後の新たな関係人口形成の手段の一つとしての可能性を島内外へアピールすることができたのではないかというふうに考えております。

３、ラフテレーンクレーンの利用状況について、令和５年３月から５月までの間、ラフテレーンクレーンの貸出し実績は１日、伊豆七島海運の貨物船への荷役作業での使用実績は、令和５年３月は７日、４月は８日、５月は７日、計22日となっております。

以上となります。

○議長（寺田　優君）　それでは、これより行政報告の質疑を行いますが、書面にて笹岡議員より出ておりますので、先に笹岡議員から質疑をお願いします。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　おはようございます。２点伺います。１点は文書通告してありませんが、それほどさしたる内容でもないので、後ほどこの後すぐ伺います。

最初は、文書通告してあるのは見ていただいてお分かりのように、質問というよりも私の行政に対する、努力に対する期待といいますか、感謝といいますか、それらを含めて御礼を、努力していたことについて謝意を申し上げたいのと同時に、書いてありますように、私自身もできる限りのことは共同して一緒に努力してまいりたい、改善の取組に努力していきたいと思います。その意思表示を申し上げたいと思います。

それから、もう一点というのは文書通告していないのにつきましては、ただいま最後に椿害虫の駆除に対する結果が報告されましたけれども、この面積はさることながら、これも一つ村役場をはじめ、作業に従事された村民の方々には謝意を申し上げておきたいと思います。

伺いたいことは、その事後の成果といいますか、結果、薬剤を散布された結果がどういう状況になっているか、事後調査をされているかどうか。数が依然として残っているのか、あるいはほとんど見られなくなったのか。実際調査されていると思うのですけれども、どの程度の数が想定され、あるいは出ていたのだが、消毒後はどういうことの状況になっているかということを簡単に数値だけ報告いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問というか、励ましについてお答えさせていただきます。

村としても関係機関と綿密な連携を行いながら、離島など遠隔地における補聴器の導入が促進されるような支援体制の構築を図っていきたいと考えております。ご協力よろしくお願いいたします。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　質問通告を受けていない質問ですけれども、お答えさせていただきます。

今年度の薬剤散布後の事後調査については、ちょっと日程調整中ということでまだ実施はしておりません。昨年度のお話でいうと、事後調査をした後の結果でいうと数値的にはかなり落ちている

結果にはなっています。今年度の調査に関しては、大体水の調査でいうと0.何々という数値が出てくるのですが、0.5以上になると危険水域に入っていますよというようなことが、以前あった東京都さんのほうでつくった対策会議のほうでの一種の目安ということで提示されている数値までにはいっていない。大体0.2ぐらいですか、今年度一番高かった場所でいうと。ただ、１か所というよりは広く数値的にはあったので、やっぱり予防という観点も考えて、薬剤散布するのが適当だろうというところで薬剤散布させていただいたというところです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　以前の調査の方法なのですけれども、大体平米当たり単価でピンポイントで決めて、平米を決めるのです。平米当たり何分間で何匹の、幾つの卵あるいは虫がいたかというところを確認して、それを統計的に見て散布すると、将来の発生状況を。そういうデータに基づいて東京都が中心になって会議をやったり対策を講じてもらったり予算をつけてもらったりしてきた、これが経過だと思うのです。今0.5が危険水域というのは、そういう意味か、今私申し述べた平米当たり何分間で幾つということを見て、その0.5というのはどういうことが根拠になって0.2とか0.5とかになるのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

調査の方法についてのご質問だと思うのですけれども、調査については５分間、調査場所としては10か所一応毎年同じ場所でやっているのですけれども、１か所につき５分間、そのときの人数によるので、大体５人から８人ぐらい参加できる場合は参加していて、その人数で捕まえた虫の数、幼虫の数、それを割ったときに数値が0.幾つと出てくるのですけれども、それが0.5になると、多分１か所で50匹とか100匹とか見つかるとそれぐらいの数値になってくる。以前大量発生したときというのは、それが5.幾つとか、全然もう危険水域の10倍とかという数値が出ていたような時代があるので、それに比べれば全然安心できるような数値で推移しているのかなというふうには認識しております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今後の調整といいますか、対策の参考になっていくと思うのですけれども、私が１平米と言ったのは、何も１平米をメートルで測って、そこだけ掘ってかいてみるとか、木の枝を見るとか、葉っぱを見るとか、そういうことではないのです。任意に大体そんな面積ということで、２人でも３人でも５人でもいいわけですけれども、行って、大体平米当たりこの辺がどのぐ

らい卵があったかというのを一つは見たのです。一々メーターで測ったわけではないのです。そういうことで申し上げたのですけれども、今のお話はもう少しラフといいますか、一定の地域に５人ぐらい投入されて、それで一定の５分という時間、この時間は変わらないのですね、５分。以前も５分でした。５分という中で枝というか葉っぱにいるのが何匹確認されたかと。それから、卵については繭ですか、これについてはやられていなかったのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ちょっと補足なのですけれども、大体五、六人で１反ぐらいの広さに散らばって５分間調査をしているという感じなので、基準木があるとかというわけではなくて、基準となっている地域というかポイントはあって、その範囲内で散らばって、かつあまり背の高い木だと当然分からないので、比較的３メーターとか２メーターぐらいの小さく枝ぶりのいいような木を中心に見ていくというところです。

卵に関しては調査していないです。今回の生育調査というのは幼虫です。シャクトリの赤ちゃんというか。

○３番（笹岡壽一君）　土を掘って繭があるかとか。

○産業観光課長（荻野　了君）　今はやっていないです。それは、もう何年か前にそこまでやってもなかなか防除という意味では難しいので、そこは幼虫のほうに集中したほうがいいというような話で、今はそちらをやっているという。

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。終わります。

○議長（寺田　優君）　ほかに質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、行政報告を終了いたします。

◎日程第２　一般質問

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程２の一般質問に入ってまいりたいと思います。

定例会は、井口議員より一般質問をお願いしたいと思います。

井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　おはようございます。令和５年第２回定例議会一般質問をさせていただきます。今回の一般質問なのですが、私ちょっと膝の手術をしたがために、質問事項を１点に絞らせていただきました。回答については簡潔にいただければと思います。

まず、トレーラーハウスについてでございます。現在のトレーラーハウス事業の状況についてお伺いいたします。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　おはようございます。よろしくお願いします。井口議員のご質問にお答えします。

トレーラーハウスについて、でございます。オフグリッド型トレーラーハウス事業は、最先端の技術によって当村のインフラ整備が難しい場所や住宅整備や水不足、給水原価といった課題の解決に向けた重要な取組になってございます。令和５年３月24日にトレーラーハウスの設置は完了してございます。今年度、実証実験にご参加いただける方の選考も完了しておりまして、現在、水循環システムの最終確認を実施しているところでございます。今月からデータを取得していく予定でございます。

今後についてなのですけれども、月１回程度のペースで太陽光発電の状況、水の使用量、水循環システムの状況をデータ化し、確認、検証等を行っていく予定でございます。この実証実験の結果を踏まえて、今後建設予定の住宅に太陽光パネル及び水循環システムの導入を検討し、持続可能な住環境の整備を目指していく予定でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　まずお伺いしたいのは、我々議会と住民説明会で説明された内容が何か変わったことがないのかというところでございます。というのは、この間議員協議会を開いたときに議員間の中で、要するに水道パイプを引っ張ったのではないかとかという、そういった話も出ているので、もし我々に説明したものと違うような事項があったら、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　井口議員のご質問にお答えします。

現時点で住民説明会とか議員の皆様にご説明した内容から大きな事業の変更とかずれはないと認識しております。今おっしゃっていた水道管をトレーラーに引っ張っているということですか、それは今行っていないです。基本雨水から水をろ過して循環してトレーラーハウス内で使っているという状況でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　そうすると、要するに我々に説明していただいた事項とは全然変わっていないということだと思います。

そこで、ただ私懸念しているのは、要するにトレーラーハウスに入る方、その方について何かうわさ的に私も１名の方は知っているのですよ、聞いて。何か最初応募したが断ったというようなこともお聞きしているのですが、２名ぐらいの方がいたのではないかというようなこともお聞きしているのですが、その辺住民の方が入られるのか、それとも職員の方が入られるのか、その辺をちょっとご説明願います。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　井口議員のご質問にお答えします。

入居いただく方は住民の方になってございまして、もう既に入居開始している状況でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　そうすると、もう既に住民の方が入居されているということは、データを取る必要上ありがたいことなのですが、そこら辺でただ私懸念しているのは、その住民の方が買物や何かで困らないのかなというのが１つあったのです。それで、車を多分お持ちの方が入っているだろうとは思うのですが、その辺私のあくまでも考えであって、果たして車をお持ちの方が入っているのか、それとも徒歩で買物や何かができる方が入っているのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　井口議員のご質問にお答えします。

車をお持ちでないかどうかというところって多分詳しくあまり言わないほうがいいのかなと思ってはいつつ、今入っている方に対して総務課の担当で一応ライングループをつくって、不備とか何かいろいろあれば、その都度ご連絡いただいて対応いただくような体制は取っているところで、買物については今現状特に不便だというお話はいただいていないところでございます。

以上です。

○５番（井口　保君）　終わります。

○議長（寺田　優君）　それでは、井口議員の一般質問を終了いたします。

引き続き、前田副議長の一般質問を行います。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　おはようございます。それでは、早速入らせていただきます。

まず、３つございまして、１番目に椿産業の振興に関してという題で質問させていただきます。高齢化により労働力が低下し、または農業からの引退により後継者難が進み、その結果、耕作放棄地が増える現状を改革していくには、椿産業の魅力化は喫緊の課題となっています。農協さんが様々な施策を実施して、ＵターンあるいはＩターン者の椿産業就農を促しているようですが、価格問題を含め、実効性のある施策を望むのは現状ではかなり厳しいと思われます。

そこで、行政へ委託する施策として一番に望むことは価格アップです（農協は営利団体であり、今以上の価格アップは望み薄)。これは私見ですけれども。労働に見合った収入が得られれば、放置林の再生もおのずと手がつけられてくるものと思われます。現状の農協の引取り価格に対し、二、三万の補助金支出は考えられないでしょうか。椿産業に対し、様々な支援が行われているのは承知していますが、価格アップ支援は勤労、就農の最たる施策と思います。もちろん私自身も単純に、では二、三万円の支援がぽんと出るかとは期待をしていませんけれども、それに代わる何らかの施策とか、そういったものが答申の中で出てくればと期待して、実はこの質問をさせてもらっています。

次、２番目、道路際の跳ね石防止ネットについて。村内で跳ね石を防ぐネットが張られている場所が数か所ありますが、一部剥がれて本来の目的を果たしていないところが見受けられます。これの管理はどこが行うのでしょうか。景観上みっともないです。撤去するならする、補修するならするとはいかないのですか。

３つ目、観光資源について。以前の前田村長時代に観光にも力を入れていきたいとの表明がありましたが、村長が替わってあの話はなしになったのでしょうか。受入れ体制問題もあり、島民全てが賛成というわけではないのでしょうが、将来の住民減少を移住者で補っていかざるを得ない状況に陥ったときに、慌てて島の魅力アップを考えるのでは時すでに遅しになってしまいます。早急に観光資源をつくって備えろとは言いませんが、少しずつでも前に進めていくことはできないでしょうか。

以上です。

○議長（寺田　優君）　それでは、１問ずつ答弁をお願いいたします。

荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　前田副議長のご質問にお答えします。

椿産業の振興に関してですけれども、利島村にとって椿産業は、江戸時代から続いており、今後も島を支える重要な産業と考えております。村では、令和２年度に椿産業振興行動計画を作成し、これまで椿産業のブランド化、伐採事業や試験補助の運用を進めるとともに、国際ボランティア学生協会によるボランティア受入れへの支援、ふるさとワーキングホリデーなどの関係人口づくりなど、椿油の付加価値向上に向けた取組を進めてきております。

その一方で、椿油の取引価格に関しましては、原則として取引当事者間の契約によって定められるべきだと考えております。村による取引価格への支援につきましては、農協に対する製油センターの運営費の補助や生産者への搾油施設等の使用料の低減を平成23年度から実施することで、取引価格への支援を行っているということです。

引き続き、椿油の付加価値向上に向けた取組等を推進し、生産者の所得向上や椿産業の担い手確保を目指し、持続可能な椿産業の確立に努めていく所存であります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　先ほど来話題に上っていましたエダシャクの薬剤散布、それは先月末に終わっているのですけれども、その作業中に何人もの若者ではないです。手伝ってもらった人たちに言われた話として、椿の単価アップというのはできないのかと、そんな単純なものではないよという話はしているのですけれども、彼らいわく値段がこんな状況だったら、もう椿産業に対する魅力は何もないと、労働に見合ったせめて単価ぐらいは出してくれないとやっていられないという話を、たまたま今回手伝ってくれた人たちの中から何人も声が上がったのです。私もその場その場でそんな単純な話ではないよと、やってくれたなら２万円上げます、３万円上げますなんていう話がどこにあるという話は私もしているのですけれども、あえて今回の一般質問で書かせてもらったのはほかに施策ないのかと。総合計画、あれでも何ページかにわたって椿産業云々というのが話題に上がっていますけれども、一向に進展が見られない。徐々に進んではいるのでしょうけれども、それが果たして実効性ある施策として定着しているかというとそうでもない。枯れ木を切る伐採事業、あるいは苗木事業しかりなのですけれども、確かにやってはいると、植えられた苗木を見て、100本植えて何本が育っていくかといったら、ほとんど全滅に近いぐらいですよね。椿産業については、役場としても手をこまねいているわけではなくてやっていますよとは言えるのでしょうけれども、それでいいのという感じなのです。もちろん椿産業に関わる農家と農協の問題なのかもしれないのですけれども、行政としてほかにバックアップすべきものはないのかと。近年放置林が大分増えてきて、こんなところも放置されているのという、そういう状況ばっかりを目にするのですけれども、私の質問で書きましたけれども、椿産業が魅力ある産業であれば、放置林もおのずとなくなってくるのではないかという気がするのです。ではやってみようかという人が増えるのではないか、または意識改革につながっていくのではないかという気がするのですけれども、その辺を含めて行政としてもうちょっと支援ができないかというのをお聞きしたいのですけれども、難しいか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　前田副議長のご質問にお答えします。

いろいろと役場も試行錯誤しながらやっているというところを十分理解していただいての質問だというふうに認識しておりますけれども、なかなか取引価格の部分というのは、村として口出しするというのはなかなか難しいところもあるかなと思っております。取組につきましては、やっぱり広く後継者というか、関係していただく方を増やしていくというところは村としても重要だというふうに認識していますので、ボランティアの受入れの支援とかもそうですし、ふるさとワーキングホリデーに関してもやり始めて５年ぐらいたっていますけれども、そういった中でリピーターみたいのが増えてきているところもありますので、相乗効果的にいろんな部分で椿産業に対する注目というのは、以前よりは高まってきているのかなというふうには認識しておるのですけれども、なかなか全体的に明るい未来が今すぐ見えているかってなると、そこはちょっとまだこれから試行錯誤していかなければいけないというふうには認識しております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　単純に価格を上げると、これは確かに生産者と農協の問題かもしれない、あるいは販売する側の問題かもしれないのですけれども、私質問の中でも述べさせてもらっている、一番手っ取り早いのは単価アップ、それに代わるものとして何をやるか。

質問ちょっと変わりますけれども、前回あるいは前々回にも私指摘させてもらったことがあるのですけれども、放置林の中で景観上本当みっともないと、例えば利島は椿とサクユリの島とかってうたっていますけれども、そういったものを見せる、あるいは見るということに立ってみても、放置林だらけで人に見せてもいいのかというような感じもしないでもないような現状にあるのですけれども、それも価格が上がれば放置林も多分少なくなる、ではやってみようかという、現在Ｉターンを期待するとか、Ｕターンを期待するのではなくて、現在いる人たちでももうちょっと頑張って放置林を減らしてみるかと、そこから収量のアップを図っていこうかという気にもなるのではないかという思いから、単価アップというお願いをさせてもらっているのですけれども、難しいのは私も重々承知はしていますけれども、何か方策があるだろうと。何計画だっけ。

〔「振興行動計画」と言う人あり〕

○１番（前田　清君）　基本計画にうたわれている内容を見ても、別に具体策としてああしよう、こうしようというのがあるわけではないし、ただ単に椿産業の振興を図る、そういう話ではないかなって思うので、もうちょっと具体的なものを提示する、あるいは農家、あるいは農協、行政３者が一体となってその辺を考えていくと、何としても産業の魅力化というのは、何も作業がどうのこうの、機械化がどうのこうのという問題ではなくて、尽きるところはどれだけの実入りがあるかということに尽きると思うので、その辺はぜひお考えいただきたいと思います。

１番目はこれで終わります。

○議長（寺田　優君）　答弁はよろしいですか。

○１番（前田　清君）　大丈夫です。

○議長（寺田　優君）　それでは、２番目の道路の跳ね石防止ネットについて、上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　前田副議長の質問に答えさせていただきます。

村内の道路においてはネットは６か所張られております。そのうち村道に張られているのは２か所でございます。その目的は、雨水や土砂の道路下に流入するのを防止するためや子供の転落防止対策でございます。村道に張られているネットに関しましてですけれども、村道に隣接している都道の雨水対策がなされ、またガードレールの交換を行い、用を終えたため、２か所とも撤去させていただきました。なお、都道に張られているネットの管理主体は東京都であり、適切に管理をするよう改めて大島支庁に要請しております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　これ都道だよね、学校の上の道、向こうへ抜ける道は都道だよね。私、特に質問させてもらったのは、この役場の先のある家のところのネットなのです。私は車で通り過ぎるので、こっちへ東側から西に抜けるときはほとんど気がつかないのです、私も。西側から東側に抜けるときに、何だ、剥がれているではないかと、みっともないねという思いから質問させてもらったのですけれども、今は撤去されている、いつ撤去した。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　改めてなのですけれども、ご質問をいただいて、また改めて私ども申しましたように、改めてまた連絡させていただいたのですけれども、その際に徹底した次第でございます。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　私、この場で何回も過去にも景観という形で言ってきたと思うのですけれども、役場職員であればほとんどが多分この道使って通勤していると思うのですけれども、今まで気がつかなかったのかなって思うのですけれども、その美意識とは言いませんけれども、何となくみっともないなという思いは抱かなかったのかなという思いをするのですけれども、言われて初めて、ああ、そうか、ではやるかと、直すか撤去するかという話というのは対応が遅過ぎるのではないかと思うのですけれども、どうでしょう。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　以前にも市長さんにもお願いをさせていただいたのですけれども、予算の都合上ということもあると思うのですけれども、今回はやっていただけたという次第でございます。

○１番（前田　清君）　次でいいですよ。

○議長（寺田　優君）　それでは観光資源について、荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　前田副議長のご質問にお答えします。

観光資源についてですけれども、前村長時代に観光協会の設立を含めて観光振興について議論がされ、村としても力を入れていくために、令和３年度に産業観光課を設置した。現在は、ソフト面の充実を進めておりまして、ツイッターを活用して観光情報を発信するとともに、昨年度からはいこうよとりっぷという観光ポータルサイトを活用して、情報発信等の取組も開始しております。今年度は、観光パンフレットの制作を予定しておりまして、当該イベントでの配布などを考えております。今後、これらの情報発信の取組を重層的に展開し、島の魅力発信に取り組んでいくというところです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　先月の島じまんで私も会場に行っていまして、実際に売場にも立っていました。そのときに何人かの人がユリの花ってこんな大きいの、匂いは写真ですからするわけないし、ただ見た目では、生見てみたいというようなことを言った人が何人か、私が対応した中で三、四人いました。以前私ポスター作ったらと、ユリとか椿の花のポスターを作って、民宿なり旅館のようなところに張り出したらどうかと、そうするとそれを見た人がユリの花が咲く頃に、あるいは椿の花が咲く頃にもう一回来てみたいと、だからそういう気持ち、客の誘引ではないですけれども、そういう気持ちになるのではないかという話を以前この場でさせてもらったことあるのですけれども、そういう経費も別にそんなにかかるわけではないし、せいぜい５万、10万の話で済むのではないかなと思うのですけれども、そういう施策、あるいは今道を走っていくと、村道ですか、農道ですか、走ると結構道脇にユリの茎が伸びて、ちょうど今の時期ですから、つぼみがついてじきに咲くかというような状況になっているのですけれども、その辺も全面、崖沿いに全面にユリの球根を植えろとは言いませんけれども、ぽつんぽつんでもいいと思うのですけれども、そうすると常日頃言っている利島は椿の島、サクユリの島とかというのは、言葉と実際が合致するのではないかという気がするのですけれども、それは観光開発とは言いませんけれども、観光資源、資源化の一つにはなるのではないかなと思うのですけれども、そういう予定はないですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　前田副議長のご質問にお答えします。

ＰＲという意味でのポスターというのは、確かに効果が一定程度あるのかなとは私個人としても考えておりますし、ポスターだけというわけではないのかなと思っています。まだ予算化とか、全然そういう話にもなっていないですけれども、例えば竹芝のターミナルとかにも、ほかの島の観光誘致みたいな形でポスターとかが掲示されていると思うのですけれども、そういった形で利島もああいったポスターみたいのを作れないかなというのは個人的に考えていて、そういった話をちょっと今後具体化していければなというふうには個人的には考えています。

以上です。

○１番（前田　清君）　いいです。終わります。

○議長（寺田　優君）　それでは、前田副議長の一般質問を終了いたします。

ここで５分間休憩を取ります。

（休憩　午前１０時２５分）

（再開　午前１０時３２分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

引き続き一般質問でありますが、笹岡議員の一般質問を行いたいと思います。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、質問させていただきます。先立ちまして申し上げます。

初めに、菅瀬優生氏におかれましては、本村の副村長に就任されましたことに期待と歓迎のご挨拶を申し上げます。先ほどは会議冒頭の挨拶で、本村に着任したときの本村の印象とか、それから終わりのほうでは抱負といいますか、村のために可能な限りのご尽力をいただくというような表明をいただきました。ありがとうございました。ぜひとも期待させていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、今年度当初予算は、原案賛成なしの事実上全会一致で否決となりました。フォークリフトの売却、リースに関する予算が減額となるなど歳出減となりました。その際３名の議員が連名で提出している住民の要望について、村長は検討すると約束されている案件は、その減額相当額をもって実現可能な状況にあります。ぜひとも実現されることを期待しています。

初めに、島外診療の際の旅費助成についてであります。一定の改善策であることは認識できますが、年齢制限を設けた所得による助成措置には、前議会でも述べたとおり、家族構成や家族環境によっては実用にそぐわない措置となります。従来どおり、年齢及び所得制限を設けることなく、一

律に助成する施策をもって、以下に提示する要綱による要綱第３条の改正を求めます。１つ、交通費１万3,000円、往復定額、これは下が定額ですから、領収書は不要とします。２つ、宿泊費6,000円掛ける前日泊を含む通院日数（入院日数を除く）、これは島嶼会館の宿泊料を基準にしています、6,000円というのは。ただし、医療機関、宿泊施設の領収書、複写を添付することとします。複写が可能とする、添付できます。３つ、交通事情による延泊助成は２日まで。４つ、助成額、１から３までの合計金額の80％を助成していただきたい。回数は制限なしとします。この要領による試算では400万円程度と見込まれます。村が計画されている予算額に70万円程度の増額で実施可能となります。

奨学金返済額の２分の１を免除、年間返済額半額80万円を、これはもちろん年度によって違いますけれども、大体その程度と伺っています。減額助成すると、受益者にとっては大きな負担軽減になります。村予算の規模からすれば、さしたる負担額ではないだろうと思います。弟子丸教育長におかれましては、返済額の減免に尽力を求めます。

３つ、土地の評価、村長は前議会で財産価格審議会条例解釈論を展開して、弁護士に相談すると述べています。本件条例にかかわらず、この際条例解釈の一般的な知識を弁護士なり東京都行政なりに研修もしくは指導を受けられることをお勧めします。行政職務の執行に当たっての全ては、そこからの始まりになります。ご理解いただきましたら、早期に本件に関わる委員を選任されることを求めます。

公共施設の管理ということで、モノラック路線のうちやぶに覆われて走行できない箇所があります。そのため、その先の椿林が放置林でないにもかかわらず放置林化しています。これは先ほど前田副議長からの質問に重複する事案でもあります。早期に線路沿いの草刈り整備を求めます。

ごみ処理の問題です。住民から、村は連休中の生ごみの回収はしない、段ボール回収日が雨天だと回収しない。事業用の家具や電化製品等の廃棄も対応しない。ジシンガ沢への投棄はするなど、住民の要望を聞き入れないとの不満の声が聞かれています。業者委託当時には住民からこれほどの不安の声は聞かれていませんでした。答弁を求めます。

それからトレーラーハウス、住民から敷設したトレーラーハウスは住民説明会での話とは全然違っているとの話があります。当初の説明とは大違いで、想定外の物件であり事業です。行政報告にあるかと想定していましたが、ありませんでしたので、予算審議の中で伺います。

ごみ焼却施設の建設、建設地は村が椿製油工場建設地として予定していた箇所は考えられませんか。

次は、（株）ＴＯＳＨＩＭＡの社員住宅、それから事務所建設計画と積立金です。フォークリフトに関する対応は解決されましたが、表記に関する件ほか、雨天時に桟橋内におけるマイクロバス等での送迎等、幾つかの課題は残されたままです。３者による継続的な検討会議について計画性を持って開催しませんか。答弁を求めます。

委託事業の在り方の検討です。現存する委託事業は、どれ一つとっても住民生活を支え、島の産業を支えていく上でなくてはならない事業です。前議会では適正と一蹴していますが、近年執行してきている一般競争入札制度を継続していくなら、近い将来委託する事業者はいなくなるときに来ています。委託事業を安定的に継続していく上では、出来高払い方式による積算ではなく、その事業に要する適正な費用積算をもって契約することを提案します。あわせて、異常な物価上昇の下に鑑みて、委託費の見直しを求めます。町長の答弁を求めます。

終わりに、消火器の配布です。消火器は、初期消火には不可欠です。前議会では、配布と消火剤詰め替えについて、リサイクル処分に当たってゆうパック回収の対象外の問題があると拒否しています。島内には消火器が現存していると思いますが、それはいかなる処理がなされていますか。

以上で質問を終わります。答弁内容によっては再質問します。以上です。

○議長（寺田　優君）　それでは、１問ずつ答弁を行います。

初めに、島外診療の際の旅費助成でいいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　そうしたら、答弁を行ってください。

榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

島外診療の際の旅費の助成についてでございます。本村では、診療所において幅広い疾病に対し、一般的な医療を受けることができる環境にありますが、高度な医療を必要とする場合など、専門的な医療に関しては本土の医療機関を受診する必要があり、費用と時間を要するため、交通費等の助成を継続することは極めて重要であると考えております。村では、これまで交通費等の助成を行っており、令和５年４月より住民税非課税の高齢者や付添いが必要な患者についての拡充を図っているところでございます。さらなる助成の拡充に向けて今年度当初、各町村と連携して、令和６年度東京都予算編成に対する要望において、島外医療機関への通院交通費等助成をしている町村への補助制度の創設について要望すべく調整を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私が提案型で述べています議論の前にちょっと伺いますけれども、住民からはチラシを見たらば何か１万円になったと、一般の人ですよ、領収書を持ってくれば。ところが、実際に支給されたのは7,000円だったという話を、これどうなっているのだということで聞いているみたいな話があったのですけれども、これはどういうことで、確かにチラシを見ると１万円なのです、領収書を持ってくれば。チラシの範囲では、です。だけれども、支払われているのは7,000円だ

と。領収書がないなら7,000円、これは分かるのです、宿泊していないわけだから。だけれども、領収書があるにもかかわらず7,000円だということで、これはどういうことなのでしょうか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

その方がいつ申請を行って、いつ村の診療所の医師から発行を受けた証明書を持ってきたかというところによって7,000円と１万円の、この改正をされた制度のはざまのところがございますので、一律にご質問をされた方にもしあれでしたら、住民課のほうの窓口に問い合わせしてくれと伝えていただければと思いますけれども、基本的に今回４月１日からこれまでの7,000円の助成に対して、宿泊をする領収書を持ってくれば3,000円プラスにしますよというお話をさせていただいた、今までの7,000円プラス3,000円ということで１万円ということに……

〔何事か言う人あり〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　領収書を持ってくれば。それは、宿泊したという証明の宿泊のホテル代とか、そういったところの領収書でございます。

そこについては窓口に来た際に、４月以降の場合については必ず幾らになるかというようなご案内はさせていただいているといったところでございまして、その方がいつ振り込まれたのかによって、要は３月分の分が振り込まれている可能性も当然ございますし、４月以降の分が振り込まれているかどうかというところもありますし、そういったところで、その方にぜひ窓口にご相談していただけると、うちのほうも確認しますので。ただ、村といたしましては、４月に診療所のドクターに発行を受けた方から１万円というか、新たな今回改正した要綱の適用を受けるといったことになってございまして、その辺についてはちょっとご案内が遅くなっているというところもあるかもしれませんけれども、そういったところで7,000円、その方にとっては前回出されたものというのですか、医者が診療所で発行されていた申請書に応じたところというところもあるというところもお含みおきいただいて、制度のはざまでございましたので、制度というか、改正するはざまでございましたので、7,000円と１万円と住民の方が思っている金額と違ったということもございますので、そこについては村のほうにお問合せいただければと考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私、要綱の問題がどうなっているのかなと思って調べたらないのですけれども、要綱は成文化されていませんか、改正要綱は。改正されてできているのであれば、もしそれを見せてもらえれば、提出してもらえませんか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

例規のほうのアップデートというのですか、インターネットのほうのアップデートが間に合っていないといったところで、要綱のほうは改正されたものございますので、お示しすることはできますけれども、後で、でよろしいですか、今すぐ。

〔「うん。そんな手間かからないでしょう」と言う人あり〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　印刷する手間があるので。

○議長（寺田　優君）　それでは休憩しましょう。

（休憩　午前１０時４７分）

（再開　午前１０時５２分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　その件は分かりました。

それで、これを質問することが目的ではないのですけれども、時間内でちょっと触れますけれども、今読んでみると私の質問と関連するのだよ。その説明を立証する意味で伺うのですけれども、第４条が引っかかっているのです、私の質問とは。４条、５条が引っかかる、４条ではない。何か所得者がどうだこうだという決めがありましたよね、チラシで。あれは何条でしたか。

〔「４条です」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　ここだな。４条の１項の中で住民税の所得割が非課税でかつ高齢者でかつ、高齢者で65歳で非課税の人と、これはどういう、これは私の質問とちょうど真逆になっているのです、これがブレーキになって。これはどういう意味なのですか。要するにこの人だけが１万5,000円と。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

第４条の第１項第１号に係るところの住民税均等割が非課税の高齢者、65歳以上といったところになりまして、ここについてはお示しのとおり、住民税均等割が非課税の方かつ高齢者の方というくくりで、言ってみれば65歳以上なので、介護保険料の所得段階でいくと第５段階までの方というのを一つの線引きとして、その方たちには当然ここの１号で示している宿泊した領収書を提出しない場合には１万円、提出した場合には１万5,000円の助成を行うよといったところで手厚くしているといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　所得割が非課税は分かるのです。所得割は所得がないわけで、課税のしようがない。均等割というのは幾ら以下ですか。均等割というのは幾ら以下の人が非課税になりますか。私の認識では、法人はそれがないのです。赤字であろうと何であろうと法人村民税、これは５万円です、均等割。東京都は２万円です。所得がない場合は所得割は当然法人税払います。ところが、赤字であろうと何であろうと均等割というのは５万円を払うのですよ、村税には。当然今は２万円。ところが個人の場合、これは均等割非課税というのはどういう人ですか。所得割は分かる。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

高齢者の住民税均等割非課税の方と申しますと、基本的には年金収入でいきますと、今130万円ですか、130万円を下……

〔「20じゃない」と言う人あり〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　120から10万円多分アップしているので130だと、ちょっとごめんなさい、そこのところはうろ覚えというところで、また後日調べさせてもらってご回答させていただければと思いますが、130万円以下の方でしたら、基本的には住民税非課税、均等割も非課税になるというふうに認識しております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そこで、私のあれで年齢制限を外すべきではないかと言っているのですけれども、所得は年金であれ、給与であれ、賃金であれ、あるいは農業であれ、漁業であれ、商業であれ、130万円以下という人はほとんどいないと、年収。それで、いるとすれば何らかの形で仕事に就いていない人、あるいは健常人でもいるかもしれません。年金は払ってはいるのだがもらってはいないと、65歳未満は。それで収入は全くない。言わせれば配偶者とは扶養家族とか、そういう職を持たない人たち。言うなら、私確認したいのは、世帯で世帯主、夫でも妻でもどちらでもいいのですけれども、あるいは子供でも親でも誰でもいいのですけれども、その世帯で世帯全体とすれば、例えば500万円の収入があるのだと、仮に。ところが、疾病者当人は無収入だと、妻なら妻が働いていませんと、夫なら夫が働いていませんと、全く収入ないと。そうすると、夫はもらえないのだけれども、その額は。妻は、あるいは無収入者は１万5,000円までもらえるのかどうか。非課税なのだから。経理上はともかく、税法上は専ら配偶者であり、かつ扶養親族であると、収入はありませんと。そういうのはどういう該当になるのか伺います。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

こちらについての住民税の均等割が非課税かどうかが世帯に係るのかどうなのかというようなご質問でございますが、こちらについては個人、その高齢者ご自身が住民税均等割が非課税だった場合は、配偶者の方が課税されていようとも、本人に対しての交通費の助成でございますので、最大で１万5,000円の助成ができると、補助ができるというような仕組みにしております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、邪推と言ってもいいですけれども、行政は私はそれを検討していないのではないと思うのです、していますか。一答弁と確定しますよ。というのは、答弁というのは法律と同じ効果を生みますから、行政の答弁というのは。くどいように再三申し上げているけれども、あれはただあのときしゃべっただけということでは終わらない。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

笹岡議員からご指摘をいただきましたので、かみ砕いてではないです。きちっとしたご答弁をもう一度させていただきますけれども、ここに書いてあるとおり、対象者のところというのがあやふやになっているようなイメージで捉えられてしまっているのかなというようなところもありますけれども、患者の今回助成を受ける方、当然本土の医療機関に受診される方が高齢者でかつ住民税均等割が非課税だった場合については、今回のこの第１号のところの住民税均等割が非課税の高齢者（65歳以上）についてにいきますと対応させていただきますといったところで、その後はもし配偶者の方が課税されていようとも、どういう状況であろうとも、患者さんご本人、島外医療機関に行かれる方というのですか、受診される方が非課税だった場合は、65歳以上に限定しています。そこはお間違いないようにというところでありますけれども、65歳以上だった場合については、１万5,000円マックスで宿泊を含む場合は助成するといったところは、当然役場の中で検討した結果として出しているところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　次というのは、65歳以下の人たちは対象外ですけれども、これはどういう理由ですか。65歳以下でも困窮者については対応すべきではないのと。一般の人たちでも困窮者でない人たちは１万円の支給がなされるわけですよ、平等に。1,000万の所得があろうが2,000万の所得があろうが、領収書さえ出せば１万円。こちらのほうだけは、65歳以上は無収入であっても非課税であっても対応しないと、低所得者対応ではないのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

村で検討いたしました結果、やはり高齢者の低所得者といいますか、住民税均等割非課税世帯が特に生活の中で年金しか収入がないですとか、そういった中で、それで島外の医療機関にかかる場合の交通費がかかったり宿泊費がかかったりというところで、なかなか医療にかかれなくなるというのは、利島でいるがために医療がかかりづらくなるのですか、かかれなくなるではないですね。かかりづらくなるというのは、村としても看過できないといったところもございまして、今回助成の範囲をまず高齢者の非課税世帯ではないです。ごめんなさい。訂正させていただきます。住民税非課税者に限ってまずは充実させて、拡充させていただきたいといったところで今回実施してございます。そういった中で低所得者というような、65歳未満の低所得者について補助を拡充すべきではないかというようなご意見もあろうかと思いますけれども、そこについても検討は重ねていきますけれども、やはり一般質問の答弁骨子にもお答えさせていただいているのですけれども、島嶼町村と連携して令和６年度の東京都の予算編成に対する要望において、通院交通費の助成をしている町村への補助制度のまず創設とか、そういったところを要望すべく現在調整を行っておりますので、その要望というか、創設された折には、そういったところも検討していきたいなというふうに考えております。

そこで、低所得者の方というのですか、どこを低所得者にする、ですとか、住民税非課税世帯、収入と所得というようなところの部分もございますので、そこがなかなか線引きがすごく難しいのかなというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ここばかりやっているわけにいかないので、先へ進めたいと思うのですが、この問題で最後に石野議員からも質問があるようですので、私のほうから全てをやるという考えはありませんけれども、大きな矛盾を抱えている、この制度は。一方では、若い人たちの育成を図ろうかと、定住促進を図ろうかという施策があるかと思えば、そちらのほうにはこういう手当てもしないのだ。若い人だから金があるとは限らないです。例えば収入、仕事が妻は働いていない、夫は働いていない、妻だけが働いている、そういう人は幾らでもいると思う、本村にも。

ちょっとよそ道話すとなると、今度は皆さん方の公務員の問題、これは石野議員から質問があるから詳しくは石野議員に譲りますけれども、するでしょうけれども、公務員さんは支給対象外だと、こうなっているわけだ。書いてはいないけれども、国家公務員は本村にいない……いらっしゃるな。国家公務員は対象になる。東京都の職員と本村の職員は地方公務員だ、これは対象外だと、そうい

う規定もある。ところが、地方公務員も妻、夫、あるいは子供さん、子供といったって子供は別です。子供が病気になったときなんかは対象になるのかならないのか。公務員には支給しないと、こうなっているわけだ。公務員の子供が病気になったと、これは対象するのですか、しないのですか。金も一銭もないのだ、子供には。収入がありませんと。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

公務員のことまで気にかけていただきありがとうございます。第３条にございますけれども、患者本人が公務員だった場合は補助対象外とするよといったところで、ご家族がかかった場合は対象となってございます。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　付添いも同じですよね。

併せて伺います。先ほどの低収入ということで、高齢者しかやらないという、65歳以上ということだけれども、これについても65歳以下の人が付添いになった場合、これはどうなるのですか、付添人の5,000円というのは。例えば父親、母親、これに子供さんがついていったと、それで父親、母親は非課税者です。１万5,000円なのだが、あるいは逆もそうです。対象外なのだけれども、付添いが行ったとき、これは無条件で出るのですか、所得に関係なく。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えしますけれども、まず第１点目の付添いについてのお話の部分の公務員の方のお子さんがかかった場合の付添いという意味合いでよろしいですか。

〔「いや、本人。本人には出しませんよね」と言う人あり〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　本人に出さない。

〔「だけど、付添いで妻が行ったと、あるいは夫が行ったと、これは
出るのですか」と言う人あり〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　ごめんなさい、誰がまず患者なのかということをお伺いして……

〔「患者は公務員です」と言う人あり〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　公務員が本人が、それ医師が、ごめんなさい、そこにつきましては、今のでよろしいですか、ちゃんと回さなくていいですか。今のでこちらは答弁させていただ

きますと、第４条の第２項にございますけれども、付添いについては患者が小学生とか中学生、お子様の場合については、当然そのまま発生すると。それで、それ以外の方、付添いが必要と診療所の医師が判断した場合については、当然１万円といったところでございまして、そこについての付添いのところについての公務員に対しての付添いといったところは、付添いに対しての話になっていますので、助成の対象に含めるといったところで考えております。

〔「逆はいいんですね」と言う人あり〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　ごめんなさい。それと、あと高齢者に対しての付添いの部分に、先ほど２問目の質問になるかと思いますけれども、当然高齢者でいろんな高齢者の方がいらっしゃると思うのですけれども、一例を挙げますと、認知症の方なんかの場合、付添いが必要だというふうに医師が当然判断すると思いますけれども、そういった場合には１万5,000円の宿泊としてプラス、当然１万円プラスの付添い分の手当てが出るといったところは変わりございません。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　逆も出るといったのは、公務員の場合には本人が疾病者の場合は出ないわけですよね、これは。ところが、子供が疾病者だと、それに父親、母親がついていったと、これに対する付添料は出るのですね。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

そこについては補助対象になっております。議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　変と言えば変ですよね。本人が疾病のときは出ないのだけれども、家族が疾病なら付添料が出るというのは、みんな出したらどうですか、全て。本人が疾病でも出しますよと、それはこういう決めだというからしようがない。家族の付添いの場合は出ますよと、そうすると公務員もついていけば、子供が病気なので連れていけば5,000円が出るということですよね。検討課題。

それで、私の質問の本題ですけれども、本件に入りますけれども、そういうことも含めて今お伺いしてきたのですけれども、もろもろやっぱり非課税者の問題、均等割も、それから年齢の制限の問題、これらが非常に同じ所得といっても、前回も話しましたし、今度の質問書にも触れましたけれども、同じ所得といっても家族構成によって全然違うのです。同じ単身者が300万収入がありますと、所得が。ところが、単身者だけで300万あるのと家族は４人も５人もいたけれども、300万であるといった場合には、生活費は困窮状態に近いですよ、今の時代。こういうところには全く配慮がいかないと、こういう私は矛盾があると思うので、これを前回は可処分所得で計算、せいぜいやる

なら可処分でやったらどうですかということは述べましたけれども、通じたか通じないか分かりませんけれども、せめて私は基本的には従来どおりやっぱり外すべきだと、年齢制限、所得制限は。それで、私が質問書で述べたような案でもって検討してみたらどうでしょうと、将来的でいいです。将来といったって10年も15年も先の話ではなくて、この辺も含めてぜひとも、こればかりではありませんけれども、村長、副村長には特にお願いをしたいと思うのです。せっかく最後のほうで東京都と言っていますから、私も東京都にいろいろ要望してきています、現実に。何人もの所管課長と話をしてきたのです、直接的に都庁で。検討中、検討中ということでいろんな答弁もいただいています。いろいろひどいことになると、島からの問題ばかりではないと思う。檜原村からタクシーで新宿まで行くと何万円かかりますよなんて、そういう何か跳びはねた答弁も出てきている。副村長ご存じのとおり、あの辺多摩方面に幾らでもでかい病院あるのですよ、大学病院もあるし。そういう面で、新宿まで来なければならないときもあるかもしれませんけれども、確かに都庁は新宿にあるでしょうけれども。そういうことで、本村でせっかくここまで尽力されていることは評価できるわけで、私冒頭書きましたけれども、まるっきりむげにしているわけではないと。せっかく皆さんが努力してここまで進めてきたことは非常に感激もしますし、歓迎もします。しかし、今の時代、ちょっとこの要綱では矛盾があり過ぎると、あと70万か80万追加すれば予算措置できますよ、これは。もう一声なのだと、そんなに右往左往するほどの大金が動くとは思えない。ましてや公務員を全部ぶった切ってしまった。この部分だけだって、従来からしたら予算、莫大な数が浮いてきますよ、100万円そこら、多分。公務員というのは若いから一般的に、高齢者の公務員って聞いたことがないからあまり。健康人が多いでしょうけれども、めったさった病院には行かないのでしょうけれども、そういうことを踏まえまして、東京都でも分かってはくれているのです、話だけは。だけれども、都財政の問題があった、東京都財政豊かなということで一方で言われている中で、なかなか要綱決定してこない東京都も問題があります。

そういうことで、町村が要望していくという、これは前々から言っていますけれども、これは村長に伺いますけれども、行政と町村会あるいは議長会で対応されていると思うのですけれども、あまり色よい返事ではないと聞いているのですよ、これも。だけれども、町村を挙げて、町村というのは小笠原までですよ、大島から。挙げてやっぱり町村会でも町村長あるいは議長会あたりがもうちょっと本腰を入れて挙げていったら、各政党にも要望するというような運動が展開する中で、これは命に関わる問題ですから、ぜひとも近々に東京都も取り組んでくれるように。といって逆に言えば、先ほど前田議員がほかの問題で言っていたのですが、井口議員でしたか、東京都待ちばかりではなくて、村があと七、八十万、100万出せば私が述べたような、読んでいただければ分かるとおりの財政措置をもって皆さん喜ばれています。無制限です。無制限やったってそんなものなのです。どうですか、村長でも副村長でも結構です。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　先ほど来課長のほうから説明がありました。これは３月の議会のときも新たな制度ということで説明をしていたかと思います。議会のほうのご意見、ご指摘を踏まえて制度を見直し、今の形に合った利用しやすい形に改めて今年度スタートして、２か月、３か月が経過したというところであります。まだスタートしたばかりなので、様々な課題があるかと思います。なので、やはりスタートする際にも、こうしたらいいのではないかという意見は様々あったかと記憶しておりますが、しばらく現行の制度で運用させていただき、当然それで100％満足するわけでもないとは思いますが、課題等を踏まえて今後また先ほど課長が述べたみたいに、東京都の補助制度とも併せて見直しをしていくことが先々必要になってくるかと思いますが、現状では新しい制度で運用していきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これで終わりますけれども、天地あべこべ、東京都は多岐に関わらないから、それ待ちだではなくて、村がそんな莫大な予算計上しなくても対応可能なわけで、これは村の苦しい財政の中で取り組む中で、そういう中で東京都に対して補助体制ないし支援助成体制を条例なり要綱なり東京都に設けてもらって、今ありませんから、東京都にはそういう要綱も条例も。含めて要望されたいのだと思って、この答弁は先ほど村長が述べているところで見解の相違といいますか、立ち位置の違いといいますか、分かりませんけれども、よしとしますけれども、そういうことで取り組んでいっていただきたいと、東京都待ちではなくて。やっぱり東京都もそういう点で町村が、島嶼住民が厳しい状況にあるのだということがもっといまいち認識していけば、都議会絡みを含めて運動といいますか、活動が実っていけば、これはもっと前進のあれがあると思う。東京都金がないわけではないのだから、そういう意味では。そう思っています。

以上で医療に関する旅費問題については質問を終わります。

次をお願いいたします。

○議長（寺田　優君）　それでは、奨学金の返済の２分の１を免除するということについて、弟子丸教育長。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　１回止める、ちょっと休憩します。

（休憩　午前１１時２２分）

（再開　午前１１時２３分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

それでは、弟子丸教育長、お願いいたします。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答えをいたします。

奨学金の返済の２分の１の免除についてでございますけれども、３月にお答えをしたところと重なってしまう部分は多いのですけれども、家庭の経済的な負担というところを軽減していくというところは、積年の課題なのだと認識をしてございまして、利島村の奨学金の貸付制度について、３月議会においても笹岡議員からご指導いただきましたように、歴代の先輩方が積み重ねてこられたすばらしい制度なのだと理解をしてございます。今どういう状況になっているかというと、ご子息がＵターンをして居住をした場合には、返済が免除になるというふうな仕組みになっていることに加えまして、返済期間なるべく長いほうがいいよねということで、最大10年から20年に延長しているところでございます。加えて、奨学金の返済制度だけではなくて、経済的な負担策って様々利島村やっているなというふうに思ってございまして、それ以外にも義務教育期間の教材費、給食費の教育費の無償化であったりとか、お子様が高校に進学された後には月額４万円の補助制度というところも実施をしてございます。これらを総合的に見ると、まさに奨学金貸付制度については他島も進み始めているというところはご指摘のとおりかと思いつつ、いろいろなメニューを総合的にやっているというところを見ますと、受益者の負担軽減から見ても、ほかの自治体に比べて、私はかなりこの利島村って先を行っているのではないかなというふうに思ってございまして、奨学金の返済額の一定額の一律免除について、現時点では考えていないというところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　弟子丸教育長の答弁で変わったのが、その前に変わらないというのは、２つ目のところというのは最後まで、これは前教育長と全く変わらないのです、答弁の内容が。文字の若干のあれはあるにしても趣旨としては全く変わらない。特徴的に変わった、今回初めて私は読んで感じたのは１番です。これは初めてのこういう認識、位置づけを持っているよということなのです。そうすると、ここの認識こそ私は最大限重視しているのです、意味では。ご認識いただいているのだなと、小離島ゆえのという文章。まさに小離島、僻地、離島ゆえの学校はない。大学どころか高等学校も専門学校もないと、あるのは中学だけと、小学校も。もちろん小中学校、あるいはその他本村内における施策の展開は、これは大いに展開していくことについては全く異論ありませんし、やぶさかでももちろんありませんし、考えていますけれども、問題なのは島外へ行った場合の措置も、奨学金、それから就学支援金ですか、設けている。これは文科省制度で本村が２分の１、国が２分の１ということで、しかし無条件ではないと、枠内という予算内ということでしょうけれども、いずれにしてもそういう国の制度にのっとった制度なので、これはこれなりに国に感謝申し上げたいと思うのですけれども、これはこれとして問題があればいいけれども、俗論で言えば借りたものは返せというのは当たり前です。ところが、今や問題なのは、るる前にも言いましたけれど

も、アルバイト半分、就学半分、終わった後大学を卒業した後は、これが返済が大変だというのが今の世論であって、奨学金を無償化しようではないかという動きが出てきている。東京都は、既にいろんな就学制度を取っています、私立学校で授業料無料とか。都立高校はほとんど無料でしょう、今授業料。そこまで来ているのです。

それで、本村でも授業料はもちろん給食も、これも今大きな話題になっていて、今東京都区内でも給食は今大問題になって無料化してきています、あっちこっち既に。しかし、本村は先だって、もう前村政のときですけれども、数年前、もう六、七年ぐらい前ですか、無償化されている、給食費が。こういう先進的なものを私は評価するし、認めてないわけでない、そういうものを前段として、教育長はこの際ぜひとも冒頭の位置づけについてご認識いただいているわけですから、何とか以下の３項目外して、２分の１の奨学金の支給の返済免除についてご検討していっていただきたいと思います。この件についてはその程度にとどめます。特に答弁は求めませんけれども、期待をさせていただきたいと思います。

次をお願いします。

○議長（寺田　優君）　それでは、次の土地の評価について、榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

土地の評価について、でございます。財産価格審議会は、公有財産の処分と取得に関して適正な価格を評定する審議会であり、村長の諮問に応じて答申する村の条例で設置している附属機関でございます。村の現状について弁護士に相談したところ、特段な事由のないのに諮問を行わないのは条例違反に当たる可能性が高いということでございました。村と個人との今回の不動産の取引に関してのところにございますが、村と個人との不動産売買契約の取引の契約については、今回のように諮問をしていないという手続の瑕疵にもって、無効とはならないということでございました。また、支出の妥当性についても不動産鑑定士の鑑定価格を基準に公金の支出を行っており、公金の不正支出には当たらないということをご助言いただいたところでございます。

委員の選任については､村議会議員の２名及び村職員の２名については速やかに委員委嘱します。一方、学識経験者２名については、弁護士の見解でも大学教授など専門分野において学問の評価、一定程度の評価を受けている方がやはり学識経験者とうたわれるといったところでございまして、一般の住民の方を委嘱した場合に、これも逆に条例違反になるのではないかというようなご見解をいただいておりまして、東京都に学識経験者について紹介してもらえるように、現在相談しているところでございます。村としましては、島嶼部における町村の状況等を参考にするとともに、都への人材の紹介を相談しつつ、条例第３条の組織に関する委員の要件である学識経験者の部分の条例の改正と、審議会へ諮問する要件についての検討を今行っているところでございます。できるだけ速やかに方向性を示し、学識経験者の委員の方を委嘱していく、学識経験者になるかどうかという

ところも含めて委嘱をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これも弁護士と議論するつもりは毛頭ありませんけれども、社会のというか、政治のといいますか、状況の中で学識経験者の大学教授だなんていったら莫大な金です。二束三文では済まない。ましてや現地へ行って土地の評価をしろといって、大学の教授だか助教授だか知りませんけれども、これを東京都から招聘して、日本全国どこからか招聘して土地の評価をしてくれと。そうすると、学識経験者というのは本村の条例要綱の中には多々あるのではないですか、諮問委員会の中に議会代表とか住民代表とか何とかの代表とか。そのときに私はこの政治性というか、社会性というか、全部うのみにそのままやる、例えば逆に確かに違法と書いてあります。公務員として違法を承知でやるわけにいかない。身分者でないのに、そういう身分にないのに委員を務めると、選挙制ではないのだから。それはあり得ないと思うのです。任命が間違っていると、瑕疵の任命だと。だけれども、そこのところは地域の事情によって法律にはあるのでしょう。法にないところについては地域の慣習に従うと、こういう定めがあるでしょう。その慣習を優先すると、その地域の。だから、そういう考え方です。そういうのをいかに言ったら、本村の諮問委員会潰れてしまうのではないですか。だって、全部大学の教授なんかを招聘するのですよ、この１個だけではないのだから。そうすると、あと手段とすれば学識経験者不要と、こう来る。選ばないと、選任しないと。そうすると、今度は権威落ちだ、権威が落ちてしまう、素人の集団になってしまって、まさに素人集団。学識経験者をそういう大学の教授だとか専門家とかやったら、あとの委員たちは格落ちになってしまうのです。その地域における有識者というか、土地を知っている人、この島を知っている人、これが学識経験とみなすということでやってきたのではないですか。本村の中に今まで何年の歴史があるか知りませんけれども、本村で幾つの諮問委員会があるか知りませんけれども、大学の教授やそういう人たちが入った委員会がありますか、今まで。だから、私はこれは潰れると言っているのです、これをやったら。弁護士さんには申し訳ないけれども。委員会潰れるというのは、委員会がなくなるという意味です。成立し得なくなる、成立し得ない、選挙職委員会以外は。教育委員会なんかは一応選挙職ではないけれども。そういう疑念を持つのですけれども、これをここで答弁し切れますか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まさに笹岡議員のおっしゃっているとおり、学識経験者と条例上でなされていると、ほかにもあるかと思われます。そういったところも含めてやはり私ども村役場としては、まず学識経験者、東

京都にご相談させていただいているので、東京都のほうでもうちの報酬で学識経験者、この方来ていただけるみたいな話になれば、当然その方にやっていただければ一番よろしいかなというふうに考えてございますけれども、紹介しても報酬の部分で折り合いがつかないというところは当然多々私どもも考えているところでございますので、そこは条例の改正等々をして、学識者というところを有識者にするのか、どういった文言の言葉の違いはございますけれども、そういった形で条例の違法にならないような形で対応できればなというふうに考えてございまして、答弁のとおりになるのですけれども、そういったことを速やかに検討してまいるといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　用語を変えれば法の穴をくぐれるのかどうかという、これは議会で発言するのにどうかという感じもしないでもないけれども、例えば有識者と学識者、字が違うな、知識を持っている人、有識者、学識だと学のある人、これとどう違うのだと。学識者というと何か大学の先生にならないと、高等学校の先生ぐらいでは駄目なのか、中学校の先生ぐらいでは駄目なのか、学ってつかないから、学識者ということは大体大学いってしまうから、教授。だから、そういう意味で言葉さえ変えれば間に合うのか、あるいは面倒ならその他と書いてしまうのか、その他って何だよといったら、そのときの状況に応じて選任する、よく分からないのだよ。だから、私が言いたいのは、違法だということになったら、即効手直ししなければいけない。ただ、いろいろ知りませんでしたで通る法律と通らない法律があるのです。それは知らなかったと、知らないならしようがないということで法的に許される事案と知らないでは済まないということがあるわけです。憲法にもあるように、公務員は何といったって法律を遵守する義務がある、憲法下で。これ知りませんでは通らない。といって知っていますかと、そういっては知っているかもしれないけれども。そんな法律なんかするのに弁護士だって私はそんなには知らないと思いますよ、専門家だって、余計なことかもしれないけれども。特定の弁護士を名指ししているわけではないから。

そういう意味で、違法だと決めつけられたものを、それを行政がどう受け止めるかなのですよ、私が言いたいのは。違法だと受け止めたら違法なのです。違法だと受け止めたら即刻訂正、直さなければ、全てを点検して。違法だと知りつつずるずる、ずるずるやっていくわけにいかない。さっきもくどいようですけれども、知っていたか知らないかという問題があります。許容されるか。違法だというものに我々議会はつついていくわけにいかない。村長でも副村長でも、どう扱いますか。今即答でなくて結構です。検討するなら検討するで。弁護士のためにですけれども、答弁がへんてこになるのです。違法ですと自ら認めてしまったら、即刻直さなければいけない。猶予ないですよ。そのうちなんて言っていられない。問題提起ということで申し上げて、直します、違法だと認めます、対処しますといったら、それならそれで一つの答弁だし、今課長が言うように名義を変えてみようかと、学識者ではなくて有名人にするとか有識者にするとかその他にするとか、そういうこと

の知恵も使いようではあるけれども、答弁ないならいいですよ。私自身了解しているから。どちらでもいい。

○議長（寺田　優君）　菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君）　今の答弁にお答えさせていただきます。

今のところ、条例の改正について今後考えていきたいと思っています。先ほど有識者ですとか学識経験者という文言ございましたけれども、恐らく有識者とか学識者というところの明確な定義が多分なくて、例えば東京都のいろんな委員会があって、別に大学出ているわけではなくて、例えば高校卒業であったとしても、その道で明るい人であれば有識者というふうに位置づけられるというところでございます。今回の土地の評価につきましても、不動産鑑定士に正当な評価を受けまして、今後も条例改正があったとしても、その土地の評価というものはそういった不動産鑑定士の評価を受けるとか、そこは変わらないところでございますので、実質担保はできるのかなと思っております。いずれにしても、その手続、契約ですとか、そもそもの実質的な、実体的な効果に問題があったということはなくて、ちょっと手続に問題があったというところでございますので、そこは直していきたいなと思っております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それで、あまりそこは突っ込まないようにしますけれども、それで副村長具体的には待ちますけれども、今日、あした土地の評価をしなければならないという事案があるかないか分かりませんけれども、委員は当面差し当たって、今副村長答弁いただいた、あるいは所管課長答弁いただいた答弁は、それはそれとして了解としてお聞きしますけれども、その上に立って、さて具体的に委員を選任するのは村長ですよね。ほかの人が誰か選任するということ、誰かに任せるのは構わないです。補助職員が選任してしまって、村長さえよければいいでしょう。委員の選任するつもりはあるのですか、ないのですか。今の問題と関連しているのです。副村長の答弁した内容と関連しているのです。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　課長、副村長が答弁したとおりでして、制度、条例を見直し等も検討しつつ、東京都にも相談しながら委嘱のほうは考えていきたいですが、今の現時点で以前のように住民の方にお願いしますということがなかなか難しいというところもありますので、条例等を踏まえてもう一度見直し、相談しながら進めていきたいというふうに考えております。差し当たって事例というか、土地の購入等、財産の取得等というところが今のところすぐにというわけではないですが、いずれにしてもそういう事象が発生する前に整えておく必要があるかなというふうに考えておりま

す。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　議会とすれば委員が選任しているのですよ、１名だけ。要綱だか条例だかですけれども、これには２名になっているのです。総員が６名ですか、行政が２名、今言う大学の先生だか誰だか知りませんけれども、２名の６名で。それで、１名だけは存在しますか、委員として。公務員です。１名だけいると、委員会は６名なのだと、しかし構成しない委員がいると、１人。この扱いはどうするのですか。分かりますか、言っていることが。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。村議会から２名というふうになっていまして、１名の方はいるのです。１名の方は、議会のほうから推薦していただくような形は至急取らさせていただきたいと。村役場の２名についても人選はもう決まっておりますので、議員の方たちの委員の方が出そろった時点で、そこの４人については速やかに委嘱をしていきたいと。学識経験者のそこの２名については、ちょっとお時間をいただきたいというようなところでございます。

以上です。

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。

では、次をお願いします。

○議長（寺田　優君）　それでは、公共施設の管理について、荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

公共施設の管理についてということで、これモノラックの件だと思いますけれども、モノラック路線沿いの草刈りにつきましては、原則として土地の所有者または事業者が行うべきと考えております。これまでモノラックの運行に支障を来すような場合には、土地の所有者等と調整した上で、例外的に村が草刈りや木の伐採などを行った事例はございます。また、令和５年度におきましてはモノラックを一層適切に管理するため、路線の管理委託契約に周辺の草刈り業務を追加しております。草刈り作業が本格化する夏場までには完了できるように、事業者にも助言しながら進め、モノラックの正常な運行を確保していくところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは、先ほど教育委員会の冒頭の答弁で認識の問題については、歓迎、評価する旨発言させてもらいましたけれども、これはこれで真逆なのです。読んでみてもらっていい

ですか。真逆です、教育委員会の考え方とは。片っ方は事情を分かっていますと、認識していると、何とかしたいというその含みがあるわけです、私の理解するところでは。分かっているのだから、あなたのつらいところは分かっていますと、何とかしてあげたいと思いますと、しかし現状ではああだこうだと書いてある、教育委員会は。今度こっちは逆だ。本来あなたが住民がやるべきだと、こう書いてある、これは枕言葉が。なのに４番目は、助言しながらモノラックの適正な運営と書いてある。これ何か矛盾していると思いませんか、どっちが本心なのだと。何かあけすけに村はやりたくないのだよと、本来おまえらがやるべきなのだと、そうして今度終わりのほうでは適正に運行をしていきますと。一番上要らないのではないですか、答弁。何の意味がある。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

モノラックの敷設しているというのは、その山の場所に行くために敷設していると、それに関しての路線の敷設や機械の例えば修繕、それに関しては村のほうで設置と修繕を継続的に行われているというところです。路線につきましては、各所有者というか、生産者の方の土地を通っているということなので、基本的にはその路線の周りの草刈りというのは生産者の方が行うべきというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そこで、参考に申し上げますけれども、今路線がどういう状態になっているか把握していますか、現状を行政は。どういう状態になっているのか。問題なしと見ていますか、取りあえず。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

場所によって通れなくなっているような場所があるという指摘は受けておりますので、そこに関しては当然夏の草刈りが繁忙期になるまでには草刈りを完了するようにというところで委託業者にはお願いしているというところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　この間数年間放置して、そのために走行不能と実際に。午前中、今も午前中だけれども、前田議員から放置林の問題が出ましたけれども、これは１つ私書きましたけれども、行きたくても放置林ではないのだよと、耕作地なのだと、しかし行きたいのだけれども、途中行け

ませんと、やむなく放置林化していると、そういう状態があるのです。現地を把握していますかと言っているのはそういう意味なのです。それで、これこそがやはり産業振興とうたいながら、椿産業の振興とうたいながら、口悪く言えばですよ、うたい文句にとどまって事業が振興していないと、できること、やらなければならない肝腎なところができていない、やれないと、そうして構想だけが先走りすると、振興振興、これはテーブルの上ならどんな絵でも描けるのです。そういう意味から、予算が執行されて４月から３か月たちます。その間、私前に質問したけれども、あるところではしどけの時期でも取りに行けないと、しかしそれも終わってしまった。何か所かありますよね。ちょっとやればくっきり走行できるよというところもあります。今現状では走行できないけれども。しかし、とてもではないけれども、これは一業者がちょこっと行って、２日、３日行ってやれば通れるというような状況でもない、見るからに難所になっている、竹やぶになっている。そういうところもある。それで、ここはそう言ってはなんだけれども、業者責任なのかどうなのか知りません、私は。村は発注してあるのだけれども、業者が対応しなかったのだということ、それは分かりません。いずれにしても、村の対応というのは脇に置くわけにいかない、そう思っているのです。

それで、今夏場の下払いの時期までには何とか対応すると言ったけれども、今から始めても大変です。やっているのかやっていないかも分からない。先般修理業者が来たけれども、ちょっと心配していました。機械を直すには金がかかるのだけれども、しかしかんじんが通れないというところでは機械が据えっ放し、そういう状況はなぜなっているのか。行政の中で私はそういうところは所管課の問題ではなくて、トップをはじめ、真剣にどうしようかと、産業振興の中で私はそういう意味で非常事態に近いと、現実は、椿産業を論じるならば、そう思っているわけです。これはぜひ所管課でもってあのそのではなくて、どうするかという村の大きな問題です。何か動けない問題があるのではないですか。だって、４月から今日まで手かけられていないのでしょう、何が問題なのだと。やぶが解消されていない、３か月もたって。それに今夏の草刈りまでという話で、これは一所管を追及といいますか、ただすだけではとどまらないような気がするのです。村を挙げてやってくれませんか、検討会を、幹部会をそれこそどうすべきか。所管課でも結構ですけれども、村長、どうですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これまでもモノラック、モノレールに限らず、産業振興に関しましては所管課だけでなく、ＪＡさんとも協議しながら進めてきております。モノラック以外にもいろいろなところで振興、支援等の在り方等は進めてきているというふうに認識しております。ただ、先ほど前田議員のほうからもありましたが、薬剤散布等でも実際作業員の方を集めるのが大変だというようなお話も聞いております。島内の我々職員のリソースももちろんですが、そういった委託業者のリソース等の問題もあるかと思います。なので、包括的に考えていきたいなというふうに現時点では

考えております。

また、モノラック全てを当然使えるようにしていくのが理想だというふうには思いますが、先ほど述べたとおりで、なかなか手が回らないというようなところもあるかと思います。なので、優先順位等もつけながら適正に進めていければいいかなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　業者委託をしているだろうと思うのですけれども、それでもって安心していませんか。現状を見ると、委託を受けた業者の責任といえば、それは確かに問うことはできるかもしれません、行政とすれば。発注した、あなた何やっているのだみたいなことは言えるかもしれません。だけれども、現状を見ると１人の力では大変ですよ。私が言った行政全体で検討をしてもらいたいと言ったのは、包括的にただ議論するだけではなくて、具体的な策として提案させてもらいますけれども、業者委託したのは結構です。それはそれでよしとしますけれども、通常の管理はそれでいいと思っているのです。今現状は椿虫と同じです。数人の人たちを椿虫駆除と同じように、何人かの人たちを導入させてもらって、その人の受託者の力といいますか、経験といいますか、それでまず処理すると、除伐すると、除草すると、あとは１回やれば、年に２回かそこら線路沿いを草刈りすれば結構もつのだろうと思います。そういう具体策を検討してもらい、皆さんにやってもらえるかなと思って先ほど来申し上げたのです。机上の論議ではなくて具体的に。それだけの費用かかります。委託費のほかに賃金もかかるでしょう。時間ですからあれですけれども、一応検討してお答えいただきたいと思います。今回でなければ間に合わない。

○議長（寺田　優君）　それでは、昼食の時間といたします。１時より答弁からお願いいたします。

（休憩　午後　零時０１分）

（再開　午後　１時００分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

笹岡議員の一般質問の途中であります。答弁のほうから行いたいと思います。

荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

改めて今の現状を把握した上で適切にモノラックが運行できるように進めていくというところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　枕言葉で表示しましたけれども、当面の間は１番目に書かれている、原則として土地の所有者あるいは使用者というところについては適用しないことを申し述べておきます。これをやられたら椿産業も止まると思うのです、自分でやれと言ったら。そういうことで、できるならばこの考え方は削除してほしいなと思います。

では、次を伺います。

○議長（寺田　優君）　次はごみ処理についてであります。

上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　笹岡議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、限られたメンバーで清掃事業を役場直営で実施しており、現状の対応には限界がある中、今年度のゴールデンウイークでは生ごみの回収を行った。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これについては、本来この現状のものもそうなのですが、やっぱり焼却の施設そのものの問題もある、これは予算に出てきているのであれば予算でお伺いしたいと思うのですけれども、用地がどうなっているとか、用地は変わらないという話は報告がありますけれども、とりわけこのパワーにない、さして必要としないパワーを、皆さんのお言葉で言うマンパワーです。人力を、人手を要さないというものとしては、ジシンガ沢のごみ捨て場、要さない方法もあるだろうと。現状でも一々立ち会っているわけでもないのです、実態は。鍵は開けてくれるけれども、監視しているわけでもないと、住民さんもそういう中では不要物といいますか、草木以外の金属製品だとかその他、村が捨てているなら別です。ところが、住民さんのほうはそういうことは投棄していないように私は見受けているのです。これは人手が足りないという片仮名ですけれども、何で差し障りにこだわるのか、前に再三答弁されているのは、目離していると何をするか分からないのだということが出てくるわけですけれども、椿産業の看板でも１つで足りなければ３つでも４つでも立てて、プラカードみたいな看板を。そうして開放したらいかがかなと。かつて石野議員がならば監視カメラを作ったらどうだという、これはこれでもってとんでもない話になってしまって、あっちもつけて、こっちもつけて1,000万円を超えるような費用だということになってみたり、何かちぐはぐな感があるのですけれども、番人を立てるとかカメラを立てるとか、それもできないのであれば、いやいや、それも必要ないだろうと、やってみたらだろうと、もし不祥事が出てきたらその都度注意して、それでもなおかつ手に負えないといったときは、そのときはペナルティー的に封鎖すると、それはしようがないと思うのです。何にもやらないうちから、はなから嫌そうだから、火災というか、ぼやがあったからどうだということで、かたくなに閉鎖しているというのは、どうも住

民の要望感覚とそぐわないような気がするのですけれども、何とかなりませんか。

それから、不要物、再三質問して言っているのは事業用の家電製品です。家電に限って言いますが、それらを村扱いにし、金は払うと言っているわけです。業者にしてみれば経費が出ますから、経費計上ができますから、負担がいいのだということで何とかなりませんか、前向きに。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ごみの扱いに関しましては、議会でも再三質問が出ておりますし、要望という形で承っております。また、住民の方からも実際に収集の方法ですとか、ジシンガ沢の扱いに関してもお話は伺っております。当然その都度、議会の前後に集中はしますが、幹部で会議、打合せをして見直していこうかというような傾向といいますか、議論に何度もなっておりますが、タイミングがいいのか悪いのか、その都度やはり不当な投棄があったりとかということで、ちょっと一歩が進めないといったのが今現状の運用となっているところです。ですので、一番当然我々も使い勝手のいいような方法、プラスできれば我々のマンパワーの問題も解決してもらう上では、やはりどうしてもモラルに頼らざるを得ないところがあるといったところで、先ほど議員がおっしゃられたみたいに看板ですとか、ＩＰ告知端末とかで周知してもらうとかというような方法で、当然全くやりませんというわけではないのですが、今のところはやりたくてもできないといったのが正直なところです。ただ、検討は重ねていきたいなというふうに思っているところです。

それと、もう一点が事業用の家電に関しての搬出ですが、一般的には産業廃棄物の取扱い業者がやるべきもので、地方自治体は一般廃棄物のほうを責任持って処理しなさいというふうなところであります。なので、本来業務からはどうしても外れてしまうと、そこの部分を行政がなかなか関知できないところでもあるといったのが現状でございます。なので、これまではそういうようにやりませんというか、できませんというようなご案内をさせていただいていると思います。ただ、離島という条件の中で、そういう業者さんが古くなって壊れた大きい家電を廃棄したいというような声が実際出てきているといったところで、村役場に何とかしてくれと言われても、それはなかなか難しいことなのかもしれませんが、ではここの業者さんにご案内とかというようなことはできなくもないと思います。どこができるかちょっと制度の問題もあるかもしれませんので、できる限り意に沿うような形では検討していきたいと思いますが、今この時点で、分かりました、すぐこうしますということはちょっと言い切れないといったところでご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　時間もありますので、あれですけれども、簡単に言いますと、全て村で回収してきて村で持っていって村で運び出してくれと、安心してくれということまでは言っていないの

です。最低のところでも投棄作業は自分でやりますと、ただどこに置いていいか、置場はセットしたほうがいいと、そうすればいろんな複数の業者が任意でそこに冷蔵庫だろうがテレビだろうが、その他家電製品、あるいは家具類、ロッカーだとかいろいろあろうと思うのですけれども、そういうものをそこに置いておくと、事業用のものを、家電、家具その他を。そうすればまとめてあるときに村が発送してくれると、その費用は持ちましょうと、村が立ててくれば。要するに営業用のテレビを１個捨てれば幾らかかるという郵便局で払うとか何とかで金払うようですけれども、そういうことなのです。村が回収してきて送ってくれとまで言っていないのです。先ほど申し述べましたように、それら搬送費だとか、そういうのは村が積算見積りして、冷蔵庫は幾らだとか、あるいはロッカーは幾らだとか、冷凍庫はどうだとか、ショーケースはどうだとか、そういうものを見て算定して、これは経費が幾らかかりますよということを言ってくれれば、その費用は負担してよろしいのだと、事業用の経費として算出するか計上するか、そこまで言っているのです。ですから、今村長はできませんではなくて、村にやってください、取りに来てやってくださいよということではないのです。それは結構です。時間の関係なので、検討いただければありがたいと思うのです。そういうことを含めて検討いただきたいと思います。

では、次をお願いします。

○議長（寺田　優君）　トレーラーハウスについて、隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

トレーラーハウスについてでございます。３月24日にトレーラーハウスの設置が完了してございます。答弁骨子のほうには水循環システムの最終確認を実施しているところと記載しておりますが、現在はもう水循環システムの最終確認を完了しまして実際入居いただいて、６月より実証データ取得を開始しているところでございます。約２週間遅れで事業を進めているところでございますが、この遅れに対して実証実験の影響はない見込みでございます。実証実験データを基に、水循環システムの使用については事業者と協議を重ねながら、今後建設予定の住宅等に水循環システムの導入をしていく方向でございます。

なお、住民説明会にてお話しさせていただいている内容と大きな差異はないものと認識してございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　搬入の経過はともかくとして、最後の順序が入れ替わるのでしょうけれども、最後の私は住民の中で説明が違うのではないかということを申し述べたところ、差異はないと、大した違いはという答弁をさらっと述べていますけれども、そうですか。先般井口議員からも最初本

日冒頭の一般質問でありましたけれども、ほかにもあるようですけれども、議会でも先般ちょっと話して水道の話が出ました。水道は引いていないということで、それはそれでうわさだったのだなということで、あるいは見間違いだったのだなと、何かパイプを２本だか３本だか引いてあるということで、水道管ではないのかと、見間違えたのだか何だか知らないけれども、そういうのがあったということになる、結果的には、話も出ているわけですけれども。要は当初少なくとも議会には、議員が一応認識しているところでは、まずこれはもう既に実用化されているのだと、どこでだか、外国だか知りませんけれども、そういう物件システムなのだと、そうして実証についてはどこで聞いてきたのか知らないけれども、オフグリッドで来た。どこの言葉だか、アメリカだかフランスだか知りませんけれども、オフグリッドって何ですかと、そうしたらうたい文句じゃないけれども、電気も要らない、ガスも要らない、水も要らないと、こう来た、全部自分でやる自給自足と来た、そういう説明をしていないですか。それは議会にしています。議員もそう聞いている、現実に。皆さんが要するに画面を使って、絵を使って説明したときに、電気も要らない、ガスも要らないと、自給自足だと、水も循環ですとやった、下水も浄化槽だと。そのことを言っているのです。その後、議会はそれでは先般の協議会をどうするかといったら、議長を通じて行政には届いていると思いますけれども、この議会が終わったら、閉会なのか議会中なのか分かりませんけれども、閉会して行くのか議会中に行くのか、現地を視察しようと、現場を。それで、聞くところによれば何か人も入っているというので、ちょっと部屋を開けてのぞくのはどうかなという感もしないではないけれども、るる問題があることは間違いないのです。少なくともチラシを見ただけでも、灯油は持ってこいだとか、チラシには書いたか書かないか知らないけれども、中にはうわさですけれども、水はペットボトルを持ってこいとか、村に行くならペットボトルをやるとかやらないとか、あるいは電気もどうなのかなと。そうかと思うと、入ってきて間もなくプロパンガスも４本据えてあると、ガス何に使うのだと。それらのものを見て、まずそういう説明は全くないと、それで今ではまず当然の流れのような答弁書です。何か初めからこうだったの説明、説明しているとこう言ったではないか、こうなっているのでということを初めから言っているではないかみたいな答弁の書き方なのだけれども、そうではなかったのではないかと、このことが住民間の中で結構相当の不信感そのものがあると。これは、私はゆゆしき状況だと思ってただそうとしているわけです。何でこうなったのだと、何であああいう説明をしたのだと、要は業者だけの話をうのみにしてしまったのかと、電気も要らない、ガスも要らない、水も要らない。ところが、やったら電気代は役場が払うってチラシに書いてある、ご丁寧に、広報だかチラシだか分かりませんけれども。何で役場は電気代を請求するのだと、何で石油を持ってこいなのだと、何でプロパンガスなのだと、こんなことで自給自足はできません。それだったら、初めからあれは予備ですと、災害対策みたいな。だったら、初めからセットしたっていいではないですか。多少補助手段として電気パネルも必要でしょうし、プロパンガスも使うのだけれども、何かのときに電気が使えなければ。誰が考えても、あれだけの分かりませんよ、私は

少なくとも電気については素人だから分からないけれども、あの面積に張ってあるパネルから、電熱器まで使って、電熱ヒーターでもって調理するということ、あるいは冷暖房が使えるということ、それから冷凍庫が使える、テレビが映る、それだけの電気料がかかるのかなと。そこは実証済みなのですか、教育委員会の屋上の月額でいえば３万円等の電気料の供給、どうなっているのだ、これは。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、オフグリッド型トレーラーハウスが実用化されているかどうかというところで、実用化されているというお話をした覚えはありませんし、住民説明会でもご説明はしていません。

水循環システムに関してですが、こちらも実用化されているというお話は一切しておりません。ただ、軽井沢のほうで実証実験を行った結果はあるというところで、その実証実験を基に、利島村のほうで島ならではの実証実験、島の課題等を含めた実証実験を行っていくという説明はしております。

プロパンガスに関しては、災害時用とか予備の発電機用のプロパンガスになっておりまして、実生活上では基本使わない予想でおります。

電気に関しては、今のところ太陽光発電で賄っているところです。

先ほども申し上げましたけれども、水に関しては一切管路を引いてはいない状況ですし、下水にもつながっていないと。

オフグリッドというところでは、一切認識はご説明したものと差異はないかなと考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、非常用というのは何ですか。今おっしゃった非常用の手段としてプロパンガスが４本、それから電気代を役場へ請求するとか、灯油はどうだとか。この非常用とチラシにある入居条件というのですか、それらはどういう関連になったのですか。災害がなければ何も役場へ電気代を請求するとか、プロパンガスを用意するとか、あるいは灯油を買っておけとか、買っておけだか持ってこいだか知りませんけれども、それは専ら台風災害とか地震だとかという天変地変の災害に対する非常手段ですか。そんなものだったらどこだってそうですよ、どこの家でも。このオフグリッドでない家でもそうです。停電する、電気がない、ではどうしてくれるのだ、水道管が割れた、水が来ない、ではどうしてくれるのだと。そこだけは生活できるということですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、電気に関してでございますが、先ほどプロパンについては災害用というお話をさせていただきましたけれども、実証実験というところで、太陽光発電のみで発電量が賄えない場合、現在交流会館から線を引っ張っているところもございます。そこで発生した電気使用料に関してはご負担いただくという形を取っているところです。災害用のプロパンに関しては、停電等が発生した場合、交流会館から予備電源が取れない状況が発生すると思いますので、それに対応するためにプロパンガスを使った発電機を設置しているところでございます。

灯油は給湯器をオフグリッド型トレーラーハウスに設置していますので、そこは個人でご使用いただいた分ご負担いただくのが当たり前だろうと考えているところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　灯油のボイラー、あれは風呂は入れないけれども、シャワーは太陽電気で間に合うのではなかったのですか。あれは自分でもってボイラーを買って、それで灯油を買って、それで湯を湧かしてシャワーなりお茶を飲むなり調理するなりということなのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

灯油に関して給湯器を設置しているところなのですけれども、基本シャワーと、あとは洗面から出るお湯の部分で給湯器を使っているところです。オール電化ではなく、完全にオール電化にしてしまうと、太陽光発電だけだとなかなか厳しい面も多分あると思います。灯油で賄える部分は灯油で賄って、オフグリッドという形にしているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ですから、もう無理だと分かっているのでしょう。今さら分かったのですか。電気は無理だと、これでは。その辺が全て先ほど実証でもって実際にそれで生活している実例はないと言ったと申し述べたという答弁ですけれども、私はそういうふうには聞いては、これは私の聞き違いとしてもいいです。ほかの議員がどう聞いたか知りませんけれども。いずれにしても、今日に至ってなお続けようというわけだ、これから。後の一般会計で質問したいと思っていますけれども、それはさておいて、時間の関係がありますから、既に電気が足りないと、水はどうなのですか、足りるのですか、浄化槽はどうですか。その辺は実証実験でやってみなければ分からないといったって、もうほぼ分かったのではないですか。やみくもに取り組んだ仕事ではないのではないのですか、これは。十分研究したのではないですか、見込みありということで。何が何だかさっぱり分か

らないけれども、やってみようじゃない、実証実験だという名がつけば。分からないから実証実験なのだと。言いようによっては、そこについては規模が小さ過ぎる、我が村は能力が小さ過ぎる。いかに東京都が4,000万前後の補助金をくれたとはいえ、いかに補助金とはいえ、1,000万前後の金を投入するわけだ、本村でも。それで、なお継続しようとしているのでしょう。もう既にある意味では結果が出ているのではないですか。さらに、これに金を投入していきます。やってみたらもう電気が足りないと、水もどうかなと、水道管も引かなければやっぱり具合悪いなと、浄化槽もどっこいそうはうまくいかないと。この事業、そういう意味ではちょっと末恐ろしい感じがしないでもない。村長に言わせれば、議会が認めたということの一言に尽きるのでしょうけれども、しかしこの継続を今後遂行していく上では、本村相当の負担を被る可能性が出てくる。下手したらトレーラーハウスの行く末が没になると私は懸念しているのです。たとえ夢だけ、話だけはいただいています。終わったら南ケ山へ持っていくと、そこには電気ないです。電柱から引けばあるけれども、プロパンガスも運べばある、水はどうするのだといったらペットボトルかポリタンクだと。だから、そういうことを考えたときに説明と違って、それで大して違いはないという説明の仕方がさらっと言っているのを私はどうも、職員を云々するわけではないけれども、やっぱりここはなお突っ込んでいきますか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ご指摘をいただきましてありがとうございますといいますか、認識の相違があったかなというところに関しましては、説明が行き届かなかったかなというところはあります。ただ、当初から説明しているとおり、大きく変わったというふうに我々は考えていないといったところです。

また、トレーラーハウスが大きな目的、目標というわけではなく、トレーラーハウス、水循環システム等を通して利島村の水の課題を解決していくのだということが主目的であって、その導入のための実証の実験だと、データ等が必要だと、そのために完全にもう実用化しているものでもないので、いろいろな場合、先ほど主幹のほうから述べたように、バックアップとして今電気、ガス等で備えていると。ただ、今後データを今年１年かけて蓄積して、今後の住宅もしくは村内でそういったことが、機器が、水循環のシステムが使えるかというところが正直今の時点ではまだ分からないところではありますが、積極的にそういうことを実証を通して取り組むことによって、水の給水の負荷の部分が軽減できるのではないかというふうに考えております。なので、引き続きデータを蓄積していって、企業とも協力しながら利島に合ったシステムを導入できる方向で考えていけたらなというふうに現時点では考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　何でもかんでも実証実験って、将来のための投資だといえばそれまでなのですけれども、私は投資というのはある程度は採算を見込むというところで投資するのです、企業なんかは。全くやみくもに資金を投入するということはまず考えられない。そういう点では、一定の村長の言わんとする構想としては分かるのです、構想とすれば。そういう意味では否定はしないのです。太陽光もそうです。前村長が取り組んできた太陽光パネルの再生可能という、これも論的には否定はしないし、また否定すべき問題でもないのです。私はそういう認識を持っているのです。ところが、実際に本村の体制、財政力、この中でそういう実験台を本村が担えるだけの力量があるのかというところが１つネックになっています。もしそうならば、本村だけが水不足でも僻地でもないわけで、もっと大きい東京都なり、あるいは国なりの助成を受けて、日本国の僻地、離島、山村等でそういう対応策を投資して、国予算、都の予算で。そうして成果を上げた結果を水の節減、経費の節減を含めて、あるいは有毒ガスの排出の節減等を含めて対応してもらう。まずそこまでやって、本村が先立ってやって、これから幾ら費用がかかるか分からない。末恐ろしいといった意味は、これでもって住宅を造ると、私は後で聞きたいと思っていますけれども、トレーラーハウスは幾らで、それからいわゆるオフグリッドの施設、これは幾らなのか、五千数百万のうちの。これは後の住宅建設についても参考になっているのです。トレーラーハウス、あの箱自体、ボックス自体は幾らなのだと、そしてオフグリッドのための諸施設、いわゆるプロパンガスと、そんなものは除いていいですよ、石油だとかそんなものは。これ大まかに分かるのでしょう。金額で分からなかったら、比率を言ってくれれば大体推定計算できますけれども、例えば10対１ぐらいですか。オフグリッド施設が９で、それでボックスが１ぐらいとか、あるいは２だとか３だとか、比率でもいいです。どういうことになっていますか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

令和４年度に導入したオフグリッド型トレーラーハウスの内訳でございますが、トレーラーハウスに関しては約2,000万です。水循環システムに関しては約1,500万になっています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　2,500万ですか。

〔「3,000」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　2,000万、3,000万、3,500万。それで、あとの運賃が2,000万近くかかったのです。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えいたします。

あまり細かくは言えないところもございますが、ほかに太陽光発電システムとか、あとトレーラーハウス内のインターネット環境と、あとプロジェクト管理費用とかにかかっている費用になります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、参考確認ですけれども、将来住宅を造るときはその比率で大体いきますね。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えいたします。

今回トレーラーハウスに導入した水循環システムに関しては、まだ量産化前のものであって、利島村独自に開発してもらっているものでありまして、それなりに費用がかかっているというところになっています。今後、もし住宅に導入する場合、もしかしたら量産化されたものを使用するのであれば、さらに安価なものになっていくと考えています。なので、単純に比率では考えられないと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それで、既に電気を引いてあるということですけれども、非常用でなくて実証実験の中で思うような成果ではなかったと、あれも欲しい、これも必要だった、この交換もどうだと、メンテはどのぐらいどうなったということになったときには、これは廃棄という、事業を廃止するということですか、そういう考えはありませんか。

〔「廃棄」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　事業をやめるということ、このオフグリッド事業そのものを。時期尚早だと、実情に合わないと、実際に実証実験の結果合わなかったらです。電気も必要よと、水も必要だよと、燃料も必要だよと。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　あくまで今年１年、先ほど述べたとおりで、データによって将来の施設整備、住宅導入に影響してくるのかなというふうに考えております。当然そのシステムを入れたから要らないという答えがベストではあるかもしれません。あると思いますが、最初からそこを目指すので

はなく、使用料をそもそも削減すると、水、電気、そういったことだけでも、この小さな利島村の中では大きな効果かなというふうに考えておりますので、トータルで悲観的な考えを持っておらず、前向きにポジティブに事業自体、利島村に長いスパンでいい影響が出ればいいかなというふうに考えております。

○３番（笹岡壽一君）　次をお願いします。

○議長（寺田　優君）　次は、ごみ焼却施設の建設について、上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　笹岡議員の質問にお答えさせていただきます。

整備地は、水、電気等のユーティリティー設備付近まで整備されていること、焼却灰の島外搬出のため、港に近いことが求められることから適地として選定している。そのため、実施設計を令和４年度に実施していることから、整備地の変更は考えていない。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは６年度でしたっけ、供用開始。

〔「目標」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それに向けて今報告の状況ですけれども、着工ではないのですよね。供用開始が６年度、６年というと来年でしょう。そういう今の報告のようなペースというか進行状況で、それは供用開始になりそうですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　現在、令和６年度の供用開始に向けて進めさせていただいております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　了解というか、別にかなり厳密にするつもりはありませんけれども、何か厳しい感じがしますが、あのそのが出てくるのではないかと思うような気がするのです。あれがありまして、これがこうでありましてと。今はやりの想定外のことだという、そういう言葉も使いそうな気がするけれども、とにかく６年度供用開始ということですか、進めてもらえるなら進めてもらいたいと思います。

ところで、この予算は確定ですか、事業費は。まだ未確定ですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　現在でございますけれども、予算積算は終わっておりますけれども、内容としては、ごめんなさい、ちょっとお答えできない状況です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　予算審議権を持っている議会に何で内容を説明できないのか分かりませんけれども、総額は幾らですか、内容はともかく。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　総額についてでございますけれども、すみません、内訳なのですけれども、こちらのほうが入札の積算の額そのままになってしまいますので、入札の前に入札情報を公表することができない状態でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それはちょっと異論があるのです。入札前には公表できない、それでは予算措置できないではないですか。入札が終わってから予算化するのですか。そういうことってあり得ないでしょう。予算が決まるから入札にかけるのだよ。入札で決まったから慌てて幾らだと予算を持ってくるわけではない。本末転倒ではないですか、行政さん。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　焼却場施設建設に関しまして、３月議会で当初予算として６億円計上させていただいているところであります。ただ、現在物価の高騰とか、あとは業者選定の部分でなかなか今難しい状況になります。先ほど課長のほうから、令和６年度供用開始に向けてというところでありますが、なかなか今厳しい状況にあるということは述べさせていただきたいなというところであります。確定していないといったところは、やはりちょっと見直しも含めてやっていかなければいけないかなというところでもありまして、現時点で議員の皆様にお示しするところまで来ていないといったところは、申し訳ないところでは正直なところあります。なので、当然予算措置、また契約の際には臨時議会等でご審議いただきますが、ある程度進捗等報告できる段階に至りましたら、お示ししていけるようにしていきたいと思います。現時点では明確に幾ら幾ら、いついつというところがはっきりとちょっと述べられないといったところで、非常に申し訳ないなというところでご

ざいます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ですから、私はさっき懸念しているというのはそうなのです。予算計上すらまだできない状況なのですよ、我々の聞く側にしてみると。そうして６年度は供用開始だと、ここだけはもう決まってしまっていると。それで、今村長おっしゃるように、決まったら、それはそうです。入札があるから公表できませんなんて、そんなことはあり得ない。入札額で決めるのではないのだから、予算で決めるわけだから議会が。それが今村長の言うように、まだ固まっていないのです。ということは、事業内容が決まっていないということです。何をやるのか、それに幾らかかるのかというのが。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　事業内容は決まっているところです。それで、積算等も先ほど課長のほうの答弁にもあったとおり、出ているところではあります。ただ、その詳細に関しましてコンサルさん、業者さんとの折衝中でありまして、なかなか思うように進んでいないというところが現状なところなので、現時点でこうですというところが伝えられないというのが申し訳ないと、先ほどと同じになりますが、といった状況でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは村事業のほかの事業でも言える、これに限ったことではないのですけれども、審議する側、住民の側からすれば、やっぱり幾らぐらいかかるのだと、これは最終的には。こういうものを造りますよ、それには幾らかかるのだと、この積算といいますか、資料といいますか、事業計画書が出てきて、初めて住民の前で、あるいは議会の前で審議して予算額が決定すると、それでこの予算が決めたのだけれども、どうもそれが過不足が出てきたと、事業の実態からして。そのときは便利な言葉、実務手続があるわけだ、補正という、増やしたり減らしたり。だから、そういう公金扱いですから、そういうことからして私はうがった言い方というか、ちょっと跳ね上がった質問させてもらうとすると、差し当たり議会は予算を決める上では総額です。この物を買うのには、これを造るのには幾らかかるのだと、中身はその次です。皆さんは逆なのだな、ある意味で。こういうものをまず造りたいのだが、幾らで造りましょうではなくて、幾らかかるよと、ここから決まるのが皆さんの積算、これが積算ですよ、計画の。我々は、自分たちでは積算しませんから、自分たちが焼却場を造るわけではないから、村が造るのについて予算を審議するという立場ですから。そういう意味では総額で幾ら村予算を占めるのですかと、それが示せないと、こう来たから、

中身の物価が何％上がって、コンクリート代が、セメント代が、鉄筋がどうなるかという、そういうことはその次なのです、必要に応じて。そういう意味で聞いているのです。総額ぐらい分かるのではないですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　総額に関しましては、当初予算の段階で６億円と示させていただきました。これは概算の工事事業費というところで、概算なので、大体この平米単価幾らで、工期が幾らとかというような積算の方法で概算で計上させていただきました。詳細設計等で実際に何メーター、何立米、何日とかというのを積み上げてやっていくと、さらに細かい実数字が出てきていると、それが物価高騰によって当初の概算よりも大きく差異が出てしまっていることになっていると。なので、その部分で例えば見直し等は必要になってくる場面もあるというのも含めて、現在まだ折衝中の状況でもありますので、当初予算の６億円というのは６億円だとして、それでそれを基準に当然我々は考えているところですが、仮にそれがそれより上にいってしまうというのであれば、その理由、根拠を皆様に示さなければいけないということもありますので、現時点ではその材料がないというか、なくはないのですが、示せる状況にないというところなので、議員質問されて、まともに納得できるようにお答えができないといった状況にあるというところをご理解いただきたいなと思います。

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。

次をお願いします。

○議長（寺田　優君）　次は、（株）ＴＯＳＨＩＭＡの社員住宅、事務所建設計画の積立金について、荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

株式会社ＴＯＳＨＩＭＡの事業につきましては、継続的に村と協議を行っているところでございます。社宅や事務事業所建設については、現在事業計画の提出を求めているところであります。村、議会、株式会社ＴＯＳＨＩＭＡとの３者による会議については、令和５年の２月に行ったところであります。今後も必要に応じて開催していく予定というふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　時間が迫ってきていますので、配慮しながら質問しますけれども、詰めた質問の仕方をしますので、ご了承いただきたいと思うのですが、先般、冒頭書いた予算が否決されたというところでも述べましたけれども、議員の３名で要望書を出したのです。それで、それについ

て村長ご記憶あるかどうか分かりませんが、認識しているところでは検討させてもらいますと、今回は間に合わないけれども、検討しますという言葉をいただいている状況があるのですけれども、記憶というか、記録があるのではないかなと思いますけれども、そこはともかく、そこで伺うのは事務所の建設について申し込んでいるのです。あまりにも答弁が、何だか事務所へ行くのが大変だから村の中に造るのだとか、台風のときにはあそこの桟橋が閉まるとか、新しい社員が行くところとか、何だか分かったような分からないような質問、正直言ってそういう答弁なものですから、私はただしたのですけれども、その質問と過去の答弁を参酌しながらお答えいただければありがたいのですけれども、結論から言いまして、必要ないだろうと、事務所は。これは要望を待ってという、今さら要望を待って事業計画の提出を待って考えるということの答弁ですけれども、大体どこへ造る、それだけの理由で造るのですか、公金をかけて。しかも、東京都の助成がないのでしょう、あるのですか、総合交付金だか何だか知りませんけれども。それだけの事務所を構えて、それこそ村長の言葉を借りれば船舶を扱うだけのことでしょう。そのために東京都が事務所を造っているのではないのですか、また造ろうとしているのではないですか。ほかの島はほとんどできてしまっている。本村についても港湾局のほうではもう事業計画の中に入っているのではないですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

必要性だとか、そういった事業計画、なぜ必要なのかというところを改めて今求めているところですので、その内容を見たところで最終的に村として判断するというところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　だって、求める理由というのはもう述べて分かっているのです。今さら何を求めるのか知らないけれども、事業計画、これこれ、こういうわけで事務所を建てますと、その目的は何だ、こういう目的ですと、それは分かっているわけだ。何か今さら変更があるのかどうか知りませんけれども、何か待てといえば待ちもしましょうけれども、どんどん、どんどん予算だけは投入していくということになるわけで、村も拘束されますわな、その予算が。一般会計で、しかも内訳を、これは発言していいのかどうか分からないけれども、とにかく東京都がみんなと言うなら、あそこの建物は100％東京都でしょう、離島港湾局の。だけれども、そのための船舶を扱うための事務所を別途建築したいのだと、村内に。そうしたら、この港湾局は一銭も出さないのではないのですか、分からないけれども。

そういうことで結構です。課長が状況を見て対応すると考えを示していただいたので、それならそこだけがよりどころとして、今回はこの質問をこれで控えます。

もう一件、これ質問通告書にはないのですけれども、私は先般（株）ＴＯＳＨＩＭＡとの話合い

だと思ってもいるのだけれども、ある人と一緒に桟橋を降りたのです、元町で。炎天下だったのだけれども、そうしたら病弱の方で、名前は言いませんけれども、歩行が非常に困難だと、それで何を言ったかというと、歩きが長いと、桟橋が。炎天下で、せめて乳母車ではない、押す車、歩行者の何というのだっけ。

〔「車椅子」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　車椅子の手配をしてもらえればありがたいなという話だったのです。これは村役場でということではないのだけれども、それこそ（株）ＴＯＳＨＩＭＡを通じていいのか、あるいは東海汽船なのか、あるいは東京都が補助金を出しているわけで、東京都へ物を頼んだ大島支庁の港湾課へ言ったらいいのか分からないけれども、とにかく取りあえず私とすれば村が（株）ＴＯＳＨＩＭＡに言おうが、大島町の支店に言おうが、支店だか何だか知らないけれども、言おうが、そういう対応というのは配慮を求めることできませんか。人の手を借りなければ車椅子というのは動かないから、今のこういう電動もあるでしょうけれども。病人なんかの場合、あるいは足の骨折した人なんかというのは乳母車か担架で運んでくれますよね、タラップのところまで。利島はやっているのでしょう、やっていないの。（株）ＴＯＳＨＩＭＡに頼めば社協は運ぶわな。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

利島村においては、社会福祉協議会のほうで送迎サービスを行わさせていただいておりまして、株式会社ＴＯＳＨＩＭＡさんと連絡を取り合いながら、車両のほうを桟橋内、岩壁内に入れさせていただいて送迎のお手伝いをさせていただいているというようなことができております。大島町の話に今なってございますので、そういったサービスができるのかどうかも踏まえて、関係各所とちょっと連絡を取りながら、できる範囲のことをやっていければなというふうに考えております。

以上です。

○３番（笹岡壽一君）　次をお願いします。

○議長（寺田　優君）　次は、委託事業の在り方の検討について、榎本総務課長。

○３番（笹岡壽一君）　これは答弁書で結構です。答弁書を読んでも読まなくても。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

委託業務につきましては、積算に当たっては各課において都の積算基準などを基に適切に計上されていると認識しております。一方都では、これ物価って書いてあるのですけれども、どちらかというと人件費ですか、賃金とか、そういったところの上昇などについては、委託料へ当然反映するなど対策しており、現在都の方法を参考とするため、大島支庁において指導、助言を求めているところでございます。

以上でございます。

○３番（笹岡壽一君）　次をお願いします。

○議長（寺田　優君）　次は、消火器の配布について、上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　では、お答えさせていただきます。

村が所管している消火器については、消火剤を放射後、缶体は金属として搬出している。なお、伊豆諸島の各町村にも聞いたところ、島の中に消火器の販売代理店もない村においては保管を続けているという話だった。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ほかの島がどうだはどうでもいいのですよ、私の質問とすれば。ほかの島がやっていればやるということですか、やっていないからやらないと。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　今後の取扱いについては、これから検討させていただきます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　検討ということですけれども、今初めて質問したら検討でいいのです。前も質問している。今までやらないと言ってきたから、こういう質問をしたのです。そうしたら、今言ったほかの島はどうだと来た、私はこういう答弁こそ誠意がないと思うのだ。ああ言えばこう言う、こう言えばああ言うというのはまさにこういうことです。だから質問時間が長くなってしまう、どうしても、皆さんが説得するのには。もっと誠意を持って対応できませんか。あのときはゆうパックで駄目だと言い、今回はほかの島がと言い、今度は検討しますという、何を検討するのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　消火器に関しまして課長のほうから明確にお答えができないところで、ご納得いただけないのは申し訳ないなというところではありますが、現在島内の残存数、必要数、またそれに伴って予算措置等がまだ不明確でありました。また、本来は業者さんに引き取ってもらうとかというような措置だと思うのですが、なかなかそういう状況でもないといったところで、行政としてどこまで消火器の処分、または配布をやっていくべきかというところの検討が済んでおりませんので、引き続き検討していき、よりよい方法で住民の皆様にご利用いただければいいかなという

ふうに考えております。ただ、現在消火器ではなくて消火スプレーとかといったものが主流というか、島内の状況にはそういったものが合っているのかなというふうな考えもありますので、初期消火がもちろん大事だということは重々承知しておりますが、消防担当、消防団等も含めて調整しながら、よりよい方法で廃棄処分、それから配るのかというところも含めて総合的に検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。それでは、ぜひ要は消火器でなくたって火が消えればいいわけで、初期消火、特に高齢者の場合なんかは油鍋がどうだという事件がありますので、そこで火が消えるものをわざわざ見逃したというのは、消火器がなかったために大火になったということのないように、村長が言うように初期消火は非常に大事だと思う。防災、火災の原則です。そう思います。

それで、時間が少しありますので、１点だけ伺いますけれども、最後に通告していない議題です。議長には議員の協議会のときに申し上げてお願いしたのですけれども、村長のところに伝わっているか、あるいは議会事務局に伝わっているかどうか分かりませんけれども、伝わっているのだろうと思いますけれども、議会の招集について、村長がかつて年次計画を立てようかな、検討してみようかなという発言があったように覚えているのです。徳島へ行ったことを参考にしながら、年間計画を立ててみようかなと。それは、記憶があるかどうかちょっと分からないのですけれども、それは１か月前にはやっぱり質問書を作る上で事務局へ提出するのに、今回みたいに１週間ぐらいで来週持ってこいよみたいな話だと切ないです。というのは、住民に対して私なんかはお配りして、質問書、これで何かご意見ありますかという意見を伺っているわけで、とてもではないけれども、１週間では間に合わない。何でこんなにどたばたと議会が開かれることになったのか分からないのだけれども、聞くところによると議長も何か予定していなかったような話も聞いているのです。15日頃ではないかと、ところがぽんと６日と来てしまったから、そういう点で。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これは言った、言わないの話になってしまうところがあるのかもしれませんし、そうではないよという意見が議長のほうからあるかもしれませんが、私としましては一応３月の議会後、検討します、または幹部会を経過して３月の議会でいろいろ上がった課題と、もしくは議会の皆さんに申し入れること等をまとめて議長と調整、打合せをさせていただいた中で、会期の日程に関してのお話をしています。その中で、年間の予定の中で第１回定例３月に関しては、ちょっと年度末ということもありまして、なかなか今の時点で決めるのは難しいであろうというところの中で、ほかの６月、９月、12月に関しては、取りあえずその月の２週目の火曜日をスタートとし

て始めようという、取りあえずその予定だけ。議案書の配付が１週間前、さらにその１週間前に一般質問、行政報告というようにやっていきましょうねというようなお話はさせていただきました。それは幹部といいますか、職員のほうにも共有しております。ただ、今回せわしなかったというのは、議会だけでなく我々執行部側も実際ちょっとばたばただったと、そういう予定ではいたのですが、５月、６月、特に５月、私も議長も含めてですけれども、ちょっと出張と公務が結構あったりとか、副村長と私の都合もなかなか島にいる時間が一緒にならなかったというところで、非常にタイトになってしまったというところがあります。これは反省でもあります。なので、これはこの議会を終わった後に、議長と実際この月の最初の２週目の頭でいいのかというのは当然議会の皆さんとも相談しなければいけないと思うのですけれども、それで確定ではなくて柔軟に、いや、もう１週ずらしたほうがいいのではないかということも含めて調整は必要かなというふうには考えておりますが、やみくもに今日からって一方的に言ったわけではないというところだけ説明させていただきたいと思います。

○３番（笹岡壽一君）　時間が来ました。切れたでしょう、電気が消えたのだから。

○議長（寺田　優君）　はい、切れました。

それでは、笹岡議員の一般質問を終了いたします。

引き続き、石野議員の一般質問を行います。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　すみません、一般質問の前に、住民の方から質問が出されているので、ちょっとお聞きします。

先日来、日本各地で地震がありますが、利島でも５月22日強い地震がありました。その際に行政は何か放送をしない、危険な場所があるとか命を守ってくださいとか、放送がなかったと数人から声をもらいました。このような場合は何か決まりがあるのですか。防災無線のことです。

もう一つが、これはゴエイ、マゴエンのところの坂道の手すりのことなのですけれども、昔階段になっていた道を階段を取っ払ってスロープみたいにしてしまって、そのときあった手すりを外したままになっているので、つけ直してください。前にも言ったのですけれども、いまだに全然何の手すりの話がないので、もう一度聞いてくださいということだったのですけれども、これはこの話を聞いてから一般質問に入ったほうがいいのかな、それとも一般質問……

○議長（寺田　優君）　これも一般質問に。

○４番（石野　治君）　入れていい。

○議長（寺田　優君）　先に聞く。

○４番（石野　治君）　いいですよ、後でも。

では、一般質問に入ります。１、村役場管理下にある施設の改修等要望に対する対応について。

私を含め数名の議員から公衆トイレの改修、村営住宅の改修と住民からの陳情について議会の場での質問、要望してまいりました。そのことについて質問します。

１、南ケ山園地のトイレは、現在清掃業務を委託している住民より、１回流す分の水を清掃時にタンクに入れてもらっている状況です。その水がなくなれば当然トイレは流せず、そのまま放置されることになります。この状況を行政はどう認識していますか。

２、南ケ山となかよし公園のトイレの改修及び新設を要望して提出しておりましたが、改修スケジュールについて説明してください。

３、これまでに出た村営住宅に関する陳情内容への対応について説明してください。

次に、焼却場建設について。焼却場建設について質問します。１から３、それぞれの対応に対する書面を添付した上で答弁をお願いします。

１、３月議会において概算としていた予算額ですが、令和６年完成予定ということで、不測の事態が起こらない限り予算内訳が確定しているはずです。その内容、内訳について説明してください。

②、着工から完成までのスケジュールについて説明してください。

３、焼却場の規模、焼却能力、運用報告について説明してください。

複合型サテライトオフィス事業について。本事業の目的、構想、今年度予算での業務委託内容について説明してください。

２、サテライトオフィスと幼児、児童が利用できる施設を併設する計画と認識しておりますが、オフィスと併設することでメリット、デメリットについて、また既存施設、交流会館、勤労福祉会館等を改修して利用することは検討されたのかについて説明してください。

４、島外医療補助事業について。広報５月号の折り込みに記載された事業内容では、対象から公務員を除外するとあります。その理由を説明してください。

２、これまでの議会でも気象状況を主な理由とした不可抗力により離島できなかった場合の延泊補助の確立を要望してまいりました。引き続き制定に向けた検討を求めます。

５、株式会社ＴＯＳＨＩＭＡに対する補助金の在り方について。船舶の着岸等に関する業務に対して補助金を支出していますが、一般企業においては自主財源で賄われるべき経費を含めた積算になっていることに対して、補助金の公益性、公平性の観点から、どのように妥当性があるか考えているか説明してください。

本年３月定例議会において軽自動車は離島交通業務以外の業務で使用していくため、積算からは外してある旨の答弁がありました。この件のように、他業務ともに線引きは補助金業務においては重要です。では、人件費を賄っている補助金対象業務中に別事業の業務が行われた場合、そこに正当性があるかどうか見解を求めます。

６、住宅建設について。本年３月定例議会において３年で２か所に８棟の住宅を建設する旨の答弁がありました。予算規模、建設費に対する補助金の有無、１棟の戸数等、どういう住宅をどうい

ったスケジュールで想定しているか説明してください。

また、８棟という建設規模とした根拠についても説明してください。

２、トレーラーハウスの現在の運用状況と当初の運用計画とずれが生じている場合は、これについて説明してください。

各質問に対して質問番号を設定しておりますので、答弁書を作成していただく際に、質問に対応した番号を記して回答してくださるよう希望します。

以上です。

○議長（寺田　優君）　それでは、初めに地震とマゴエンの道を先に答弁してください。地震の放送について。

榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問についてお答えします。

地震時の防災行政無線の放送についてのことかなと思われますけれども、震度４以上の地震が発生した場合には、直ちに防災行政無線のほうの放送がかかってございます。また、防災行政無線のほうで自動的にもう流れるような仕組みづくり、仕組みというか、なっておりまして、それが取りも直さずＩＰ告知端末にも放送が流れるというようなことになってございますので、そこはその放送を聞いて震度４が発生しましたとか震度５弱ですとか、そういった震度とともに放送が流れるという仕組みはございます。その後の放送なのですけれども、実際に被災状況の確認等にはやはり一定程度の時間がかかります。被災状況を確認した後に村道通行止めとか、都道通行止めとかしなければいけない、土砂崩れとか、そういったのが発生していた場合があった場合とか、あと施設等々に被害を受けている場合とか、そういったものについては都度防災行政無線にて放送を行って、当然それがＩＰ告知端末でも流れるようなことになってございます。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　住民から言われたのは、もうスピーカーから何の連絡もないと、地震がありました、そういうものも流れていないので、利島の防災無線はどうなっているのだろうというお話なのですけれども、何人かに聞いてもスピーカーから流れていなかったですよと。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

流れていないというところが、ごめんなさい、村のほうでも把握できてございませんので、流れていないというようなのをお聞きになられましたら、村役場のほうにご報告いただければなと、至

急そこはテストなりなんなりしてみたいと考えております。

いやいや、だからスピーカーの話を今私もしているので、流れていないところが分かっていたら教えてくださいという今お話、定時放送をそのためにやってございますので、そこで流れていないということがありましたら、教えてくださいといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　１つはうちの近くです。私らはいなかったので、東京で。もう一つはこの辺りかな。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問というか、あれなのですけれども、それは流れているのだけれども、聞き取りにくかったというところなのか、全くスピーカーから出ていなかったかというところを、ごめんなさい、ちょっと言われたという住民の方にもお伝え願いたいのですけれども、村のほうにぜひ流れていなかったよと、どこのスピーカーが聞こえないよとか、そういったご要望というのですか、教えていただければ村のほうもちょっと確認させていただきたいと思います。

以上です。

○４番（石野　治君）　次をお願いします。

○議長（寺田　優君）　マゴエン横の道、手すりについて、上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えさせていただきます。

手すりなのですけれども、現状は確かに手すり自体がもう駄目になっているところもございます。ほかの路線もございますので、ちょっと予算等を鑑みながら設置を進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　今のところは、私も多分一番坂が急にきつい坂だと思うのです。それで、坂道を下りてきて、あそこ子供のなかよし公園もあるので、子供がちょっと走り出すと止まらなくなってしまう、あそこは。だから危ないので、今からでもいいですから、何か予算をして、早く設置してもらいたいのですが、どうですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

子供の話が出ましたので、私、住民課長としてお答えさせていただきますけれども、確かに危ないようなところ見受けられるかと思います。そういったところで今すぐにどうにかできないといったところもございますけれども、まずその前にお子様にそこを通らないようにするような周知等々、危険ではまずなくすことをしなければいけませんので、そういったところは学校共々気をつけるようにと注意喚起とともに、どうしたほうがいいのかといったところは協議させていただきながら進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　すみません、もう一つあるのです。ちょっと忘れていました。なかよし公園に行くとき、うちの東側のヒコジのところを通っていく道があるのですけれども、あそこがコケが生えて滑りやすくなっていて危険なので、何とかしてくれないかと言われたのですけれども、あそこは多分役場の道だよね、赤道の場所の。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　では、早急にというか、現状の確認からさせていただきたいと思います。

以上です。

○４番（石野　治君）　では１番。

○議長（寺田　優君）　それでは、村役場管理下にある施設の改修等要望に対する対応について、荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。質問が複数の課にまたいでおりますが、私のほうで一括で答弁させていただいて、追加質問は各担当課で回答するという形を取らさせていただきますので、よろしくお願いします。

村役場管理下にある施設の改修等要望に対する対応についてですが、南ケ山園地は新東京百景にも指定されている利島を代表する景勝地の一つであり、観光客はもちろん、地域住民にとっても利用しやすい環境を整えるべきと考えております。南ケ山園地のトイレの管理につきましては、週に１回清掃を行っております。トイレで流す水につきましては、雨水を活用しているため、長期間雨が降らない場合は水道水を運び貯水タンクに補充している状況です。併せてポリタンクを設置しまして、水が流れない場合の補充をできるような環境に整えました。

２番、現在南ケ山園地やなかよし公園の魅力や利便性等を一層向上するため、都のサステナブル・アイランド創造事業を活用し、トイレを含めて再整備することを検討しているところであります。

３、村では陳情といった形では受け取っていないが、不具合が生じた際に修繕の依頼を受けております。依頼を受けた際は、直営で修繕可能な範囲は直営で、対応不能の場合は村外の建築業者に急ぎ発注し対応しております。例えば給湯器につきましては、令和４年度においては交換を３件行っているということです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　まず、どのように認識していますかと質問しているのですけれども、ちょっと答えになっていないような感じもするのですけれども、要はトイレが流れないのを、この状況を行政はどう認識していますかとちょっと聞いているのですけれども､質問しているのですけれども、利用しやすい環境を整えるべきと考えているということは答弁にならない。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

トイレですので､使えないと使う方にとっては大問題ということで､ここ何回か私も行っていて､実際に試してみると１回はしっかり流れる、ただその後に水がたまる、個室のほうのトイレの話です。それがなかなかたまらないということがありますので、そういったことが一番の問題点かなというふうに認識しておりますので、そういったことを改善するために、ポリタンクの水とペットボトルに入れた水を配置しまして、流れない場合はそれを貯水タンクに入れてもらって流れるような環境を整えたということです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　この貯水タンクはトイレの前にあるタンクのことですか､それとも外にある。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　すみません、ちょっと分かりづらくて申し訳なかったです。通常の大本の水、それは雨水のタンクがあって、それを排水用に使っています。それが流すときに流れるのですけれども、配管の問題とかもあるのか、あまりその後にすぐ水がたまらない状況がある。そういったことがあるために、次使う人がどれぐらいのスパンで来るかということは当然あるのですけれども、そういったところで課題があるということですので、大便器の座ったときに後ろにある貯水タンクに水をためられるように２リットルのペットボトルの水と、それがなくなったときに補充できるポリタンクの水を配置させていただいて、実際に清掃をお願いしている方にもその旨を伝

えて、今後の運用についてはお話しさせていただいたということです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　このポリタンクの水は誰が運ぶのですか。村役場職員が運んでいくのか、それとも清掃の人なのか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

大本の雨水のタンクに全く水がなくなってしまった状態であれば､それは役場のほうで対応して、以前も補充していると。先ほど言った個室とかで便器の貯水タンクの補充水がなくなるときは、勤労福祉会館の水道を使ってタンクに水を入れて運んでくださいということで、清掃の方には話はしております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　清掃の方は１週間に１遍ですよね、清掃するのは。毎日やっているわけですか。

〔「週１」と言う人あり〕

○４番（石野　治君）　週１ですよね。そうすると、手洗いの水も１週間に１遍誰か行くということは、トイレの入り口のところには戸がないので、ほこりが入ると思うのだけれども、１週間そのまま置いたやつを観光客が使うか、ペットボトルを。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

ペットボトルは基本的に蓋をしていますので、ほこりが入ったりとかということはありません。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ペットボトルの中の水をではない、側は多分ほこりになると思う、１週間も置いておくと。それはそうだといえばあれだろうけれども、大変なので、外側に何かでかいタンクがあるって聞いたのです。

〔「それが雨水タンク」と言う人あり〕

○４番（石野　治君）　雨水タンク、それは今使えるのですか。それが使えれば水を運ぶ必要ないのではないかなと思うのですけれども、それは全然トイレと関係ないの。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

雨水タンクは使用しています。ただ、１回大便器の水を流すとなかなかたまりづらい、先ほども申し上げましたけれども、配水管の詰まりの問題なのか、すぐに家で使っているようにはうまくたまらないので、雨水タンクとしては使っています。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　直す気はないのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

配水管の詰まりの除去というか、そういったことは３月の今年度の予算で計上させてもらっていますけれども、その作業を今年度やる予定になっています。

○議長（寺田　優君）　質問を続けますか。

○４番（石野　治君）　なかよし公園の関連。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　２番目のなかよし公園は、いつ頃修理というか、建て替えをやるのか、ちょっと教えてもらいたいです。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

今年度サステナの事業の検討を行いまして、早ければ来年度に行えればと今考えているところです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　後ろの天窓というのかな、明かり取り、あそこはもうさびて穴が空いて、それであとはあれは大人用の便器なので、小さい子供は使えないと思うのですけれども、１年間待つのですか。このドアも子供では開けられないようなドアなのに。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

ご不便をおかけしているところは大変申し訳なく思いますが、何せ予算もかかるというか、予算にも関わるところでございますので、なるべく村財政の負担のないように修理というか、大規模な修繕でトイレの建屋自体も交換しなければいけないというようなところもございまして、南ケ山園地等々の便器の改修等々を行った際にも、なかよし公園についても便器の改修を行うかというような検討を行ったのですけれども、建屋がそもそも不老朽化しているといったようなところも踏まえまして、サステナブル・アイランド創造事業ですか、こちらのほうの事業計画の中に盛り込んでもらって、全体的な改修をしたほうがよりよいのでないかといったところも踏まえまして、今回後年度に事業を見送っているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　なかよし公園のトイレは、子供は使えないということで１年間我慢してということですか。今使うのに大変だと言っているのに、何か早くやるという気持ちはないのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

先ほども答弁させていただいたとおり、大変ご迷惑をかけているといったところは申し訳ございませんが、優先順位と、そういったところもございますので、アイランド事業のほうの採択を待って、次年度以降に整備を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　やる気があるのかないのかちょっと分からないですけれども、できれば早くやっていただきたいと思います。

では、次に行きます。

○議長（寺田　優君）　今の問題のところの３番でいいですか。

○４番（石野　治君）　住宅の改修です。今住宅には、ほかの議員さんからもいっぱい周囲の話とかが前の議会でもあったのですけれども、役場が直接受けていることはないということなのですけれども、議員さんから言われてやるのか、それとも役場には言ってこないと、要請がないということは。役場自体には住民からこういうところを直してくださいよという要請は役場に来ていないということなので、役場は受け付けないのか、それとも言っても無駄だと思っているのか、その点どうですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　陳情といった形では受け取っていないというところをまずご説明を申し上げないといけないと思うのですけれども、こういう形でちょっとここが壊れていますよというお話は受けていると、いわゆる俗に言う陳情、あまりごめんなさい、うまく説明ができないのですけれども。

〔「要は議員さんから通じた陳情じゃないということですね」と言う人あり〕

○環境建設課長（上野　崇君）　という形ではないのですけれども、直接例えばボイラーが壊れていますというところはお話を受けておりまして、そこで昨年度に関しては交換も実際３件行わさせていただいておりますし、ちょっとうちの職員で対応できるようなところに関しては、その部材をうちで購入しまして直営でやっていただいているというところでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　今、村営住宅で困っているところはないということですか。30件ぐらいあるとは思うのですけれども、住宅は。みんな満足して、ここを直してくれとか、そういう話はほとんど役場へ上がってこない。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　申し訳ありません。細々しているところだと恐らくまた故障箇所等もあるのでしょうけれども、居住者の方からまたご連絡いただいて対処、大規模なものは以前にもお答えさせていただいているとおり、１回家を移動していただいてから手を入れなければいけないところもございまして、そういうところはちょっとすぐには対応できないのですけれども、対処できるところは対応させていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　修繕に関してですが、議員がおっしゃるみたいにすぐに対応できるものに関しましては、担当職員のほうで今対応をしていると、具体的には水回り、あと生活に、どこもそうなのですけれども、影響を及ぼすもの、ボイラーの例だけでなくて、蛇口が何かちょっと壊れているとか、ずっと止まらないとかというようなことに関しては、その都度対応しているように今、私もよく見ているのですが、そういうふうに運用しています。

一方で、大規模なもの、床を替えてくださいとか、サッシが腐ってどうにもならないと、または硬くてとかという、業者さんもしくはその部材を発注しなければいけないとか、そういったものに

関しては正直なかなか手が回らないというような例もあります。というのは、ご存じのとおり住宅が今常に満室の状況で、修繕をするためには１回移ってもらう、もしくは出ていってもらって直さなければいけないというようなところもありますが、現状は今それもなかなかできないといったところで、居住者の皆様にはちょっとご迷惑をおかけする部分があるかとは思いますが、新しい住宅の整備等を進めながら、そういったことも徐々に改善していけるように考えておりますが、現状すぐにできていないといったところで、申し訳ないなという状況でございます。

○４番（石野　治君）　では次へ。

○議長（寺田　優君）　焼却場建設について、上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　石野議員の質問にお答えさせていただきます。

清掃センター、焼却施設においては、日々の運転に支障が出ている状況であり、今回の整備は取り急ぎ実施する必要があると考えている。工事の積算はできているが、内訳の提示はそのまま入札の積算となることから、入札前に入札情報を公表することができない。スケジュールについては、令和６年度中の供用開始を目指しているが、昨今の建設工事に係る物品調達を取り巻く環境の変化を踏まえると、予断を許さない状況にある。建物の構造規模は鉄筋コンクリート造、約330平方メーターとなっている。稼働時間、１日当たり８時間、処理規模、１日当たり1.2トンの一括投入炉となっている。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　予算は通っているけれども、まだ入札ができていないということなのですけれども、入札はいつ頃やる予定なのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　すみません、入札自体はまだ未定となっております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　もう６月です。来年の４月に新しくできるのですか。竣工できるのかな。何で入札ができないのですか、予算は通っているのに。何かほかのものがあるのか、入札ができない理由を教えてください。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　先ほど笹岡議員の一般質問の中でもお答えしましたが、応札業者さんとの調

整、または積算数量等が出てきていて、工事総事業費の中でなかなか当初予算の６億円の中で対応していくところで今苦慮しているといった実情があります。ただ、令和６年度を目がけて今担当のほうには進めてもらっておりますが、なるべく早急に整備をしてもらうように進めております。なかなか今難しいといったのが正直なところです。

すみません。先ほど業者さんとの調整というのは応札業者さんとの調整ではなく、事業全体のもので見込みのところ、実施設計をつくってもらった業者さんとの調整で、今図面が出来上がって積算が全部上がってきている状況ですが、それを全部やってしまうとなかなか厳しいと、厳しいというのは金額がかなり概算の当初予算より上がってしまう可能性があるというところで、その辺も見直しが必要になってくるといったところで、進むスピードが遅くなってしまっているといったところで、非常に今苦しいところでございます。なので、全く進んでいないわけではないので、ある程度形等が見えてきたらお示しできるようにしていきたいと思いますが、現状まだお示しできるような段階に来ていないといったところが正直なところです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　そうすると、来年４月からのあれは無理だという、大体ということですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　私が村長に就任した際には、この計画がもうほぼほぼ出来上がっていて、最後の工程では２年計画の事業だったというところを、現在の炉の老朽化とか傷み具合を見て、少しでも早くしてくれということで何とかスケジュールを圧縮してもらったというところです。ただ、現在先ほど言ったみたいな進捗の状況を見ると、令和６年度４月の時点で供用開始はちょっと厳しいというような感覚といいますか、状況というのが正直なところです。令和６年度中を目がけて供用開始していけるように努力してまいります。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　６年度中に供用開始ができるようによろしくお願いします。

あと、炉の要は前から言っているのですけれども、金属探知機で中をちょっと調べてみたらどうですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　先ほども述べたとおりで、今詳細設計が上がってきている中で、いろいろ削減していかないと事業費が大きくなってしまうというところの中で、さらに大きくなるような要因になりかねないってなると、ちょっとなかなか厳しいのかなといったところです。

○４番（石野　治君）　次へ行きます。

○議長（寺田　優君）　複合型サテライトオフィス事業について、隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

複合型サテライトオフィス事業についてでございます。村では、令和４年度に子育て世帯小中学生を対象にアンケート調査を行い、多くの方からコワーキングスペース、子供たちが雨の日でも体を動かして遊べるスペース、子供たちが集中して勉強できるスペース、多世代間等の交流ができるスペースが欲しいとの回答をいただき、コワーキングスペース人材交流施設と子供たちが体を動かして遊べる施設と乳幼児の遊び場、小中学生が集中して勉強できる施設の３つの施設を１つの敷地に建設する複合型サテライトオフィス事業について取組を進めているところでございます。

本施設に関わる令和５年度の委託内容は、コワーキングスペース人材交流施設及び子供たちが体を動かして遊べる施設の２施設の基本設計、実施設計、敷地全体の土地の造成工事、道路の拡幅を含めた擁壁工事を予定してございます。本定例会にて工事費用以外に必要な委託費について増額補正を行っているところでございます。今後、事業構想を固めていく上で、アンケート結果を基に本施設を有効活用いただくためのソフト事業を検討し、島内住民のウェルビーイングの増進を図る予定でございます。

複合型サテライトオフィスは、コワーキングスペースで交流施設と子供たちが遊べる施設を１つの敷地内に併設する、各施設が併設する施設でございます。施設を併設することで家族単位で施設の利用が見込まれ、例えば親御さんはコワーキングスペースで仕事をしている間、お子様は施設内にある遊ぶことのできる施設、勉強できる施設を利用するといったような、親にとって同じ空間で仕事ができる安心感を持つことが可能となります。

また、子育て世帯のニーズであった子育て世帯間の交流についても、子供を施設で遊ばせながら行うことができますし、現在よりも多くの人々が気軽に交流できるようになると考えているところでございます。

次に、既存施設の活用の検討でございますが、交流会館については冠婚葬祭、住民説明会、学生ボランティアの受入れ、サマースクール等の大人数が集まる場所としての機能を維持していく必要があると考えております。また、全部屋を使用せざるを得ない事業もあることから、一部を改修し活用することは困難であると認識してございます。

勤労福祉会館についてですが、令和12年３月31日までは都の契約により用途指定に従う必要がございます。建築から約50年が経過しており、60年というＲＣ構造の耐用年数から、本事業での改修を行わないこととしてございます。

また、本複合型サテライトオフィスの建設予定地は、集落の中心であり、住民の方々が利用しやすいこと、周囲に民宿等、宿泊施設が多くあることから、観光客や島外事業者による利用が見込ま

れ、より有効的であると考えています。今後、住民のみではなく、多くの島外の方に利用していただき、関係人口創出の機会を高めていくため、島外への当施設の周知方法について検討をしていきます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　アンケート調査を行って、サテライトオフィスを作り、子供たちが利用したいという希望があったということなのですけれども、これはサテライトオフィスができていなくて、どういうものがあったらいいのかというただのアンケートであると思うのですけれども、１番で勉強スペース、いろいろ書いてあるけれども、乳幼児のああいうのと全部一緒にして、例えば乳幼児がいて、子供がいて、中学生がいて、奥さんがいて、都会から来ている人がいて、わあわあ騒いだり泣いたりしている子がいるところに３つ、４つ建物を建てるのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

先ほどもお話しさせていただきましたが、１つの敷地内に３つの施設を建てる予定でおります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　今前から建っている古い建物ありますよね。それは残したまま新しくやり替えるということ。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

今残している母屋の部分に関してはリフォームをしてこういう施設、コワーキングスペースとする予定で、ほかに追加で新規に２施設を建てて３つの施設とする予定でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　子供が遊べる施設というのはどういう施設を造るのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

まだ検討中ではございますが、１つは子供たちが雨の日でも体を動かして遊べるような施設、もう一つは乳幼児とかがお母さんと一緒に集まってこういう遊べるような施設を考えてございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　予算はどれぐらいになるのですか。

それと、補助金はどれぐらいのものになるのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

予算についてですけれども、現段階３か年の事業を考えておりまして、今後変わる可能性は大いにあると思うのですけれども、現段階で約４億ちょっとを考えております。

補助金に関しては、５月に東京都のほうに申請しているところで、２つの補助金を３か年取っていければと考えておりまして、各補助金が上限5,000万、年間１億掛ける３年なので、最大３億円を考えているところでございます。

あと、東京都のほうでも昨今子供の子育て支援とかというところでかなり力を入れているところがございまして、総合交付金の中でもその枠ができる可能性がございますので、そこも最大限に活用して一般財源をなるべく少なくして建築していく予定でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　３年間かけてやるということですか、今年度から。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

今年度５月に補助金の申請をしておりまして、３か年かけて行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　どれぐらいの規模になるかというのはまだ分からないのですか、建物の規模は。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

やはり雨の日でも子供が遊べるようなスペースとなると、それなりのスペースが必要だと思っていますので、敷地内にできる限り建てられるように造っていきたいかなと、今実際検討中なので、正確な数字はちょっと申し上げられませんが、そういう考えでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　遊べるということなのだけれども、体育館のようなところもこのぐらいの広いような場所をつくるということですか。遊び場が必要だというので、そんな狭いところではできないだろうから、ある程度広い建物になるのか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

現時点の敷地を見ていただければ分かると思うのですけれども、体育館のレベルの広さの施設は建てられないと思いますので、小さい施設の中でも子供たちが体を動かして遊べられるような工夫を凝らした施設にする予定でございます。

以上です。

○４番（石野　治君）　次へ行きます。

○議長（寺田　優君）　それでは、島外医療機関通院交通費等支援事業補助金制度等について、榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

島外医療機関通院交通費等支援事業費補助金制度等についてでございます。まず、一番上のほうですけれども、本村では診療所において幅広い疾病に対して一般的な医療を受けることができる環境にございますが、高度な医療を必要とする場合など、専門的な医療に関しては本土の医療機関を受診する必要があり、費用と時間を要するため、交通費等の助成を継続することは極めて重要であるというような認識でございます。本村の実情に応じて低所得の高齢者、年金生活者等に対して特に手厚く助成を行うための施策を実施するために、島嶼会館等の宿泊助成やその他の医療に関する助成が行われている公務員本人については助成対象外としたところでございます。

２番目でございます。今後は、延泊分について対象にするところも含めて、さらなる助成の拡大、拡充に向けて、今年度島嶼各町村と連携しながら、令和６年度東京都予算編成に対する要望において、島外医療機関への通院交通費等の助成をしている町村への補助制度の創設を東京都に要望すべく調整しているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　１番の費用は……あると、助成の。もう少し公務員の、笹岡議員も言っていましたけれども、いろいろ自らやっていたのですけれども、これは例えば補助のほう、子供が、奥さんでもいいや、奥さんがけがをして本人が介護、補助でついていった場合、奥さんは普通の一般なので、補助金は全額出ると、ホテルへ泊まったと、そのとき公務員の旦那さんの分もいろんな補償が出ると、それはもらっても関係ないということですか。補助の人、旦那さんが連れていった場合、奥さん。旦那さんのほうはいろんな補助金が出ますよと、組合からでもいいし、そういうのは別段関係ありませんよということですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

ごめんなさい。今のご質問の趣旨というか、要点がつかめなくてちょっと誤った答弁をするかもしれませんけれども、そもそも公務員の本人に対する助成は行わないと、それはなぜかというお話をさせていただくと、島嶼会館等々の宿泊助成が2,500円の公務員の場合は受けられたりとか、そういったところも入っていますので、そういったところを含めて、今回についてはより高齢で低所得の方の支援を拡充するという理由の下、ちょっと村のほうでも検討させていただいて、助成対象から外したといったところがございます。それ以外のところにつきますと、家族の部分につきましては、石野議員、笹岡議員のご要望等々も踏まえまして、付添いに対する助成も行っておりますので、全体的に通せば、より今までよりも拡充されると。また宿泊費分、これまで交通費が3,600円、宿泊費が3,400円、7,000円の補助といったところをうたっておりましたけれども、そういったところをちょっと見直ししまして、交通費とか宿泊費とか言わないで、宿泊費の領収書が得た場合には１万円といったところで額も増額、ある程度東京でホテル等に宿泊する方については、より手厚くなってございますので、その点も考慮していただきながらお含みおきいただければと考えております。

石野議員が先ほど言われていたことでいきますと、子供が患者の場合に当然公務員の家族で公務員が付添いで東京へ行った場合というのは、本人に助成は当然しないのですけれども、家族の付き添いの部分については、笹岡議員のご質問のあったときもお答えしましたけれども、補助の対象としておりますので、そういったところはご懸念に及ばないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　利島村で低所得者で要は１万5,000円になるような人というのは、大体何人

ぐらいいるのですか。例えば20人ぐらいいますとか30人ぐらいいますと、今１万5,000円もらえる人。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

正確な数字が、何人といったところが今すぐに答えがちょっと厳しいかなというか、うろ覚えのところでいいますと、30人程度はいるかなと考えております。詳細の数字につきましては、ちょっと後ほど調べてお答えさせていただければと思います。

○４番（石野　治君）　次へ行きます。

○議長（寺田　優君）　（株）ＴＯＳＨＩＭＡに対する補助金の在り方について、荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

株式会社ＴＯＳＨＩＭＡに対する補助金の在り方についてですけれども、１番、定期航路運航業務は住民生活や経済活動に直結し、公益性が高いという認識でおります。一方で、定期航路運航業務の売上げだけでは運営が困難であったため、これまで村の委託事業で運営を行ってきております。令和４年度より東海汽船と株式会社ＴＯＳＨＩＭＡが直接契約を締結し、村は補助金という形で支援する形となっております。補助金につきましては、村が定期航路運営に必要な経費と判断した金額を予算計上しております。

２番、定期航路運営業務にかかった経費を適正に精算しております。なお、村は定期航路運営業務に対して補助をしており、これ以外の業務についてはほかの収入から支出しているという認識でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　（株）ＴＯＳＨＩＭＡに対し補助金を出すことに対して問題がない、村としても補助金については定期航路運営に必要な経費であるとしていると。では、なぜ予算に対し意見が出るということで、行政の承認基準と我々が是とするものに差があるためです。東海汽船の受託料が不足であるということで、不足分を補助するというのが本来の支出です。まずは、東海汽船との交渉、他島が同条件で算出された額で委託されていると思いますが、どのように経営しているかも再度確認し、今後の在り方について検討願いたい。

また、住宅建設、事務所建設、自社独自の資本で建設するべきであると、委託から補助に変更されましたが、何ら内容に変更はなく、金額は年々増加するばかりです。申請するのは勝手かもしれませんが、精査をして本当に必要であり、補助金対象となるか否かについて基本に戻り審査願いたい。

（株）ＴＯＳＨＩＭＡ職員の方々に対し、厳しいことを言っているようですが、そうではありません。本来交付金を扱うに当たり、これだけの意見が出るには理由があるからです。執行する側の説明に納得ができないからであります。これはどういう精査をして、仕方というのか、私は住宅とか事務所も必要ないと思いますけれども、まず積算表を見ても何がどうなっているかよく分からない、通勤手当があるのか、それともいろんなクレーンを使用したときの使用というより運転して幾らになるのか、そういうのが全然見えないのに役場は分かっているのですか。この間もらった紙ではちょっと分からない。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

株式会社ＴＯＳＨＩＭＡが売上げとして、収入としてあるものというのは貨物の手数料と旅客の手数料というところで、ほかの島に比べてやっぱり量が少ないとか、そういったこともある中、プラスで高速船の運航が始まったりとかで職員の拘束時間が増えている、そういったところで人件費がかさむというようなことも過去の経緯からあった上で、その足りない部分というのを村のほうで今は補助をして運営をしていただいているというところです。先ほど笹岡議員のときにも住宅の関係はありましたけれども、それに関しては今事業計画というものを改めて出してほしいというふうに依頼をしていますので、その中身を見た上で判断するというところです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　次に、積算表をもらったのですけれども、我々が見てもものが分からない、要はこれに通勤手当が入っているのか、いろんな例えば前だとフォークリフトの運転をやると5,000円だとか１万円だとあったのですけれども、今は一緒くたになっているので、どれがどれだか分からない。それと、どれで払っているかも分からない、例えば住宅手当、あとは花火なんかのときの寄附金だとか、それが花火だかどうだかは分からないです。いろんな全然分からないものが役場は分かるのですか、あの積算表を見て。どういうあれなのかも分からないし、住宅を欲しい欲しいと言っていたけれども、今出してくれと、（株）ＴＯＳＨＩＭＡが頼んでいたのではないのかというような話もある。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　積算補助の要望に対して精査をしていくというところで、分からないというところに関しては、その都度相手方会社と確認しながら積み上げていくものであります。そもそも会社が今の形態になった経緯というのは、皆様ご存じかと思いますが、前委託事業者が様々な問題

で委託を維持できないというところがスタートでありました。やはり厳しい仕事であると、その中で今の株式会社ＴＯＳＨＩＭＡになり、いろいろな方策を講じて社員を採用してまいりましたが、やはりなかなか雇用を維持していくということが難しかったというのが､やりながらですけれども、それは皆さんもご存じだと思います。それには仕事そのものがやっぱりちょっと大変厳しいというところもありますし、一方で先ほどの住宅の問題もありましたが、採用したくても家がないというところで二重苦、三重苦となっている中で、それでも何とかしていかないと、また前委託業者と同じような状況、もうできないというような状況にならないためにどうしたらいいかということを村役場と業者との間で話し合ってきて、今先ほど課長のほうから述べられたみたいに住宅とか、そういったものを用意できるように、自分たちで利益が出にくいような形態になっているので、補助の仕組みの中では。そういった中で、そういった手だてを講じていくことが安定就航につながるというような観点でそういうような措置になっているというふうに認識しています。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　定期航路の補助金はいいのですけれども、これでもしほかの例えば椿の木の伐採でやりましたと、そういうのは積算表には載ってこないですよね、ものが違うので。それはどうやるのですか。例えば稼いだのだからいいだろうと、そうすると補助金はそのまま出すのですか。例えば椿の木の伐採で1,000万やりましたと､それは定期航路に全然関係ないので､私のものですと、ただ補助金は全額下さいと、そういうことになるのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

現状の補助金というのは、あくまで定期航路にかかった部分の補助をしているということですので、ほかの事業で例えばその時間ほかに人件費がかかって、そっちの事業をやっているとなれば、その分は案分という形がいいのか分かりませんけれども、そういった事例がなかなか現状ないのであれですけれども、そういったところは当然補助金の中には含まれないという認識です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　そういうのではなくて、例えば1,000万で（株）ＴＯＳＨＩＭＡが椿の木を切りましたと、それで1,000万入ったと、それは定期航路のあれではないので、自分のものですよと、定期航路分の例えば7,000万ぐらい補助しているのですけれども、それはいただきますよと、そういうことになるのかと聞いている。稼ぎは私のものですと、補助金は下さいと。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

先ほどの答弁と重なりますけれども、基本的には現在の補助金というのは定期航路運営業務にのみ補助しているという形になりますので、ほかの事業で人件費がかかって事業をやっているというのであれば、その分はそちらのほうの事業で人件費を見るという形になるという認識です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　要は働いた分は私のものです、補助金はもらいますと、そういうことなのですか、それとも人件費分は戻しますけれども、あとのもうけは私のものですと、そういうことになるのか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

先ほどの答弁と重なりますけれども、基本的に定期航路運営業務以外の例えば委託事業とかを受託した場合に、どういう積算でその事業を行うかはちょっと分かりませんけれども、それにかかっている人件費だとか、例えば消耗品を購入しますとかというのが出てくれば、それは定期航路の運営業務の補助金の対象には当然なりませんので、そちらとは別に精算をしていただくという形になります。

以上です。

○４番（石野　治君）　次へ行きます。２番。

○議長（寺田　優君）　１番が終わって２番。

○４番（石野　治君）　２番です。

○議長（寺田　優君）　②、定期航路の運営業務。

〔「今の」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　今のが。

○４番（石野　治君）　今のが２番の話だった。

○議長（寺田　優君）　うん。

○４番（石野　治君）　なるほど。では、次へ行きます。

○議長（寺田　優君）　住宅建設でいいですか。

○４番（石野　治君）　はい。

○議長（寺田　優君）　住宅建設について、隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　住宅建設についてですが、都内の住宅事情を考慮すると、早々に住宅整備を行う必要があり、重要な事業であると認識しております。村では、１か所目については地質

調査を６月中に実施し、７月中に擁壁の検討を行うよう進めており、全体スケジュールの見直しを行ってございます。予算規模は、現時点で約２億を想定しております。補助金については、都の移住定住促進住宅補助の活用を検討しているところでございます。

２か所目については、サステナブル・アイランド創造を活用予定で進めており、予算規模は３億を想定しております。サステナブル・アイランド創造事業については、５月19日に事業構想を東京都のほうに提出しており、今後６月に都の審査会からのヒアリングを予定してございます。スケジュールについては、令和７年度末に完成を目標とし、関係事業者と調整を行っているところでございます。戸数については、現状の住宅問題を鑑み、各敷地内に建設し得る最大の戸数を考慮に入れて事業を進めているところでございます。都内の切迫する住宅事情を鑑み、重要事業として取り組んでいき、住宅不足の課題解決に向けて迅速に対処していきます。

続いて、２番目に関してですが、令和５年３月24日にトレーラーハウスの設置が完了しております。今年度実証実験に参加いただける方の選考も完了しておりまして、現在水循環システムの最終確認を実施しているところと記載しておりますが、水循環システムの最終確認は完了して、現在はもう既に入居しているところで、今月より実証実験データを取得していく予定です。当初は５月より入居開始を予定しておりましたが、天候海況の影響により、水循環システム立ち上げに必要な人員、資材の到着の遅れなどで、約２週間の遅れで事業を進めているところですが、この遅れによる実証実験に対する影響はない見込みでございます。今後は、月１回ほどのペースで太陽光発電の状況、水の使用量、水循環システムの状況をデータ化し、本事業に関わる事業者と確認、検証等を行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　この１番の２億円を予定しているというのですけれども、これの補助率はどのぐらいなのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

移住定住促進住宅補助金になりますが、上限は１億3,000万になります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　前は２か所で８棟と言っていたのですけれども、この最大限になるという、４棟より多くなるのか、６棟になるのか、１か所で。そういうあれですか、それとも少なくなるか

は分からないということですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

状況に応じて最大限建てられる戸数を建てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　建物の構造というか、２階は建てるのか３階は建てるのか、まだ決まっていないのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

何階建てにするかはまだ検討中でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ということは、まだ何も決まっていないということですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

何も決まっていないわけではなくて、現在設計をしているところで、設計をしていく上で検討していくところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　もう一か所のほうの３億円というのもまだほとんど決まっていないということでよろしいですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

もう一棟のほうは、サステナブル・アイランド創造事業のほうで建てるものでございまして、先ほども申し上げましたけれども、５月19日に東京都のほうに事業案を提出しているところで、今後

審査等を受け、採択が決まればこれから進めていくところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　では、３億円のほうが早くなるということですか。そうではないの。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

もう一棟のほう、３億円のほうなのですけれども、現状まだ畑とかの状況なので、そこをまずは農地から転用しなければいけないとか、いろいろ課題がございますので、最初建設予定のものが早くなるかどうかというところはまだちょっとグレーですけれども、いかんせんサステナブル事業内でやらなければいけない、３年間という期限がありますので、３年間でどうにか建て上げるよう進めていきたいと考えております。

以上です。

○４番（石野　治君）　次へ行きます。トレーラーハウスの件。

○議長（寺田　優君）　トレーラーハウスのところの。

〔「回答はした」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　質問をしてください。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　３年間でやるのですか。

次へ行きます。

○議長（寺田　優君）　トレーラーハウスの説明はしたって、答弁はしたって。再質問があれば。

○４番（石野　治君）　前に笹岡議員が相当聞いているので、あれなのですが、交流会館から２本、要は蛇腹ホースというのかな、と塩ビ管みたいなものが２本トレーラーハウスのほうへ行っているのですけれども、それは電気なのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

ご認識のとおり予備電源になります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　これはトレーラーハウスの電源が間に合わないとか、そういうことですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

メインは太陽光発電パネルで発電していくことになっていくのですけれども、実際住民の方に住んでいただいて、万が一太陽光発電で賄えない部分の電気を交流会館から予備として引っ張っているところで、まだ現状一応太陽光発電内でうまく電気は使われているのですけれども、今後のことを考えて予備、万が一のときです。実際住民の方に住んでいただくので、その方に不便がないようにというところを考慮して、予備電源を交流会館から引っ張っているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　何か歯ブラシとかトイレットペーパー、いろんなものを役場から支給するというのですけれども、支給されたもの以外は使っては駄目ということですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

現時点では、ちょっと微生物とかいろいろ関係がありまして、支給させていただいているものをご使用いただくと、今後ちょっと実証を進めながら、もしかしたらその範囲が広がっていく可能性があると考えているところでございます。

以上です。

○４番（石野　治君）　次へ行きます。

○議長（寺田　優君）　終わりだね。いいですか、終わって。

○４番（石野　治君）　終わっていいです。

○議長（寺田　優君）　それでは、石野議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩をいたします。

（休憩　午後　３時４０分）

（再開　午後　３時５６分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

◎日程第３　議案第３３号　専決処分の承認について（利島村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（寺田　優君）　次は、日程３、議案第33号　専決処分の承認についてを議案といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　報告第１号　議案第33号　専決処分の承認を求める件について。

地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告する。

詳細に関しましては所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　専決処分の承認を求める件についてご説明申し上げます。

まず、第１点目なのですけれども、利島村職員の特殊勤務手当に関する条例、こちらの一部改正についてでございます。理由といたしましては、先ほど議員の皆様にはご連絡させていただいたのですけれども、新型コロナウイルス感染症の感染症法、略称ですけれども、上の位置づけが令和５年５月８日から新型インフルエンザ等感染症、いわゆる２類相当から５類の感染症に移行となったため、利島村職員の特殊勤務手当に関する条例を改正して、５月８日時点で施行する必要があったため、専決処分をさせていただきたくお願いしたところでございます。

内容といたしましては、Ａ４の見開きのほう、１枚カラー刷りのものを御覧いただければと思いますけれども、防疫作業手当がこれまで５月７日まで従来のものですと、新型コロナウイルス感染症の患者または疑いのある者に限定されて、そういう疑いのある者とか患者さんに対してフェースシールドやマスクへの救護とか防護服を着用して医師や看護師が診察に当たったり、患者を搬送した職員などに対して１日当たり4,000円を支給していたといったところでございましたが、先ほど来申しているとおり、新型コロナウイルス感染症が２類から５類に引き下げられたといったところもありまして、５月８日から、ただ新型コロナウイルス感染症だけではございません。感染症幅広くいろいろとございます。そこの表に載っているとおり、これから１類と２類に当たっての患者または疑いのある者に診察や搬送した職員に対して、１日当たり4,000円の支給を行うといったところでございまして、一般的に利島でも診る可能性があるというのですか、患者さんがいる可能性があるというのは、特に結核なんかは広まっているところで、利島なんかも結核で感染した方ではないのですけれども、疑いのある方の診察を行った事例もございますので、そういったところに対応するために今回改正をさせていただいているといったところになります。本改正に伴いまして、新型コロナウイルス感染症については、５類移行のため防疫作業手当の対象外となっているといったところになります。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終了いたします。

これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手をしてください。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　１件だけ伺っておきます。

所管課長、報告課長のとおり、事前に専決についての問合せはいただいて、一応了としては、いずれにしても報告ですから、議決案件ではないわけで、承認案件といいますか、ということなわけですけれども、１件だけ、通常の多くのところは消防関係が出動する救急搬送、それの手当、例えば夜間を問わず、休日を問わず、急患の搬送というのは村役場が所管してやっていますけれども、これに対して出動した職員についての手当というのは別件であるのですか。単純に休日勤務手当とか、あるいは時間外手当とか、そういう処理ですか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

消防等々、救急患者搬送とかに携わる職員について特段の防疫作業手当みたいな、そういった特殊な手当というのはございませんで、あくまでも時間外手当とか超過勤務手当が支給されるということになっております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それともう一件関連ですけれども、本村の場合はこれは時間外手当か、通常の場合は時間外、あるいは休日手当が出るという、労働基準法でその手当の額、率は決まっていますけれども、併給になるのですか。例えばこの１類、２類の出動したと、例えば日曜日なら日曜、休日なら休日、あるいは時間外の場合、それで時間内の場合には、そうすると時間外手当だから、勤務時間内に搬送した場合には何らないと、通常の疾病者です。この１類、２類の感染症対策の防疫体制ではなくて、これは時間内の場合には出動しても全然出ませんと、手当なしと。それで、時間外の場合にはあるけれども、時間外手当もしくは休日出勤手当、休祝日とでも言うのでしょうか。その手当は専らそちらのほうで処理だと。それで、本件については時間内であろうがなかろうが、防疫上の問題でしかるべく金額を支給すると。こう受け止め理解するのが通常の考え方ですよね。それで、そうでないときに例えば時間外でこの防疫に相当する１類、２類の感染症対策疾病者に対する搬送時は、これは時間外手当と、それからこの搬送対応手当と併給になるのですか、それとも

こちらで全部処理するということですか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　ご質問ありがとうございます。笹岡議員のご質問にお答えします。

11ページ見ていただくと分かるかと思うのですけれども、まず防疫作業手当につきましては、ほかの手当と併給することができると明記されてございまして、時間外であろうと何だろうというか、ほかの手当をもらっていようと併給は可能ですといったところでございます。

また、これは患者搬送に携わる職員については、患者搬送に携わる全職員についてというか、当然防災のヘリポートでの離着陸とかまでいってしまうと、そこに携わる職員って最低でも四、五人が必要になってくるというようなところもございますけれども、その職員の中でも直接患者搬送に携わるというか、同じ搬送車の中に乗る職員についてと、特に患者と接触するような場合がある職員については、当然この防疫作業手当が支給されるといったところがまず１点目あるのと、あとそれ以外の職員については、当然勤務時間内であるならば特段の勤務時間外手当だとか、何とか作業手当みたいなのは発生しませんけれども、勤務時間外であれば時間外手当を支給するというような形になっております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それで、これを読んでみますと、何かへ理屈と、そういうことも言えるのかなという老婆心といいますか、そういう意味でお伺いしておきたいのですけれども、これはあくまでもここに書かれているように、医師、看護師、あるいはその他医療従事者というのでしょうか、疾病者の体に何らかの形で接触するという人が対象ですと、ところが医療機関に勤める例えば事務職員だとか、あるいは他の職、どんな仕事があるか分かりませんけれども、その人たちは対象外だということですか、含まれるということですか。患者とは接触しないのだと、一切。だけれども、診療所にはいますよと。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

一律にここからここまでが駄目だとか、そういったところというのはやはりケース・バイ・ケースに応じてせざるを得ないのかなというようなところもございますし、また１類と２類の感染症によって感染リスクとか、そういったところもございます。というところも踏まえて、そこは柔軟にという言い方がちょっと適切かどうかというのはあるのですけれども、ケース・バイ・ケースに応じて行っていきたいとは思いますが、主にここに書いてあるとおり、基本的には接触するですとか、

同じ車内、密室の中にいなければいけないとかというところで、あくまでも通常のそういった１類とか２類の感染症の方と何の防備もなくご一緒するということは、基本的に想定はしていないところではございますけれども、当然どういう状況で受診されるかとか、そういったところも踏まえながら、患者がそこで発生してしまったりといったときに、どこまで、その前の接触度合いがどの程度だったとか、そういったところも踏まえながら、この防疫手当というのはどうしても支給していかないといけないのかなと、一律に事務は駄目、何はいいとかというところがなかなか引けないのかなと、事務の職員でも患者に触る、待合室で倒れてしまった、駆けつけるとかということもあるでしょうし、そういったところも踏まえて、そこは柔軟に対応していければと考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、結論的に言いますと、柔軟というような曖昧なことではなくて、きちんと医療に従事するということに事務であろうが、本村にはいないかもしれませんけれども、その他検査師だか技師だか、いろんな方もいると思うのですけれども、それらは医療機関に勤務する者は含んだらいいと思うのです、明確に迷うことなく。医療機関というのは診療所です。難しいことを考えることはない、医療機関なんていうとどういうところかななんて考えてしまうけれども、利島村診療所でもいいと思う。そういう意味でのことで、これははっきりしておいたほうがいいと思う。医療施設に勤務する者、職員、これについては適用しますと、該当すると。臨機応変というよりも、そういうことで統一したほうがいいのではないですか。何か支障がありますか。ある意味では法律をバックにしていますから、日本国の法律が裏にあるわけで。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問というか、ご要望というのですか、ご意見に対してですけれども、検討はしていきたいと思います。ただ、ちょっと人事院等々に沿ってというところもございますので、それで問題ないかといったところも踏まえて、ちょっと検討させていただきます。

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。

終わります。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　なければ質疑を終了いたします。

討論ございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　本件は、国の法改正を受けての立会いだろうと思うのです、改定は。それも

含め、かつ職員の安全を確保するという意味ではあるべき条例だろうと思うのです。ですから、本件には賛成いたします。原案に賛成いたします。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、採決を行いたいと思います。

採決はタブレットで行いますので、それでは議案第33号　専決処分の承認について（利島村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　議案第33号　専決処分の承認について（利島村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）は、全員賛成ですので、承認されることとなりました。

◎日程第４　議案第３４号　専決処分の承認について（利島村村税条例の一部を改正する条例）

○議長（寺田　優君）　次は、日程４、議案第34号　専決処分の承認について（利島村村税条例の一部を改正する条例）を議案といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　報告第２号　議案第34号　専決処分の承認を求める件について。

地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告する。

処分事項、利島村村税条例の一部を改正する条例。

詳細に関しましては所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　利島村村税条例の一部を改正する条例でございます。

専決で行わさせていただいたのは、理由といたしましては、まず地方税法の一部改正する法律が令和５年３月31日に公布されまして、同法を受けまして利島村の村税条例の一部を改正する条例を４月１日に施行する必要がございましたので、こちらのほうを専決でまず一部を専決させていただいているといったところでございますので、こちらの概要につきまして、見開きのこちらのページでカラー刷りのものを御覧になっていただければと思うのですけれども、この右上に令和５年４月

１日からの施行といったところの部分でございます。大変申し訳ございません。４月１日からの施行の分だけを専決今回させていただきまして、次の議案で４月１日以降というか、４月１日ではなくて７月１日とか、未来の日に改正しなければいけない部分については、専決ではなく通常の議案として提出させていただいたといったところございまして、２つに分けて条例を上程させていただいたといったところで、ちょっと混乱を生じるところもあるかと思いますけれども、ご承知おきくださいといったところでございます。

今回専決の部分の条例改正の内容をご説明させていただきます。まず、固定資産税関係の部分のところでございまして、固定資産税等の課税標準の特例の読替え規定といったところでございます。まさにここは赤字に書いてあるとおり、新型コロナウイルス感染症等に係る最先端の設備等の特例が令和５年３月31日を終了して、法附則第64条を削る改正の規定が施行されたことに伴い、村税条例を改正しているところでございます。こちらが利島村の附則第10条に関わるところでございます。

また次、法附則第15条で定めるわがまち特例割合というところでございまして、こちらが附則第10条の２に該当するところでございまして、通称でいきますとわがまち特例とは、地方団体の自主性、自立性を一層高めるとともに、税制を通じて、これまで以上に地方団体が地域の実情に応じた施策を展開できるようにという観点から、国が一律に定められた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるような仕組みとして平成24年から導入されたものでございまして、今回の改正において項ずれが生じていると、法附則第15条第14項と第15項が14項に対応しているといったところで、特段村のほうでわがまち特例のほうには該当がないといったところでございますが、条例を改正する必要があったため、対応させていただいているところでございます。

次に、耐震基準の適合家屋に係る申告についてでございます。こちら附則第10条の３に該当するところでございます。法附則第15条の10第１項に係る耐震基準適合家屋の申告関係の規定について、法律改正に合わせて項ずれが生じましたので、そこを反映させていただいているといったところになります。

次に、災害に係る固定資産税の特例の適用の申告でございます。次の災害に係る固定資産税の特例の適用の申告関係の規定について、法改正に伴い、条例の規定を整備させていただいています。令和２年の７月の豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等というところを新設されているところでございます。ここが附則第10条の６に該当するところでございます。

もう１ページおめくりいただいて、次が肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例、附則の第８条に関わるところでございます。租税特別措置法第25条の規定により肉用牛の売却による事業所得について、こちらのほうが昭和57年から令和６年までの個人住民税所得割に課さないという特例が講じているところでございますが、適用期間が令和６年から令和９年まで延長されたといったところによって、こちらのほうが条例を改正する必要があったため改正してございます。

続きまして、優良住宅の造成等に係る土地長期譲渡所得の特例でございます。こちらは附則第17条

の２に関わるところでございます。長期譲渡所得のうち、優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資すると認められた土地等の譲渡について、昭和63年から令和５年までの課税長期譲渡所得が2,000万円以下にある場合は、税率４％とされている課税の特例について、令和５年から適用が令和８年まで延長されたといったところになってございます。

続きまして、うちでいうと法人村民税の申告納付についてでございます。こちらが第48条と第50条に関わるところの改正になってございます。税条例における法人市町村民税の申告納付、または法人市町村民税に係る不足納税の納付の手続において、現在定められている納付書の様式が施行規則第22号の４様式というのがあるのですけれども、それに加えて新たに施行規則第22号の４の２様式というのが新設されたことに伴って改正されてございます。

また、続きまして、環境性能割の非課税及び税率の特例の改正は、附則第15条の２と附則第15条の６、こちらは軽自動車に関わる部分でございます。感染症対策による15か月間延長されていました消費税引上げに伴う環境性能割の臨時的軽減措置、一定の2020年度基準の達成車の非課税及び税率の１％軽減というのが行われておりまして、それが感染症対策が終了したといったところで、規定が削除されたといったところになってございます。

それと、またもう一つその下、種別割の税率の特例、附則第16条のところでございますけれども、環境性能割の見直しと併せて、より環境性能のよい車両の普及を後押ししていく観点から、グリーン化特例というのがございまして、そちらの適用期限が３年延長、25％軽減の対象については２年延長されるといったところが附則の第16条で見直しがかけられているところでございます。

詳細について概要的なところをまずご説明して、以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。質問のある議員は挙手をしてください。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　数点伺います。

レジュメに沿って伺わせていただきます。レジュメというのはカラー刷りの説明書類です。１ページ目は了とし、分かりますが、それであれば分かります。お伺いしたいのは、単純なところからまずお伺いしたいのですけれども、肉牛は本村はありませんので、とにかくよしと、関係ないわけで、それから２番目もいわゆる１つは優良住宅地という、これはどういう住宅地なのか、どういうことを指しているのか。

それから、併せて言葉の意味で恐縮なのですけれども、長期譲渡所得、これは短期というのはあるのですか。何が長期で何が短期なのか、土地の。法適用は僅か、要するにここの改正が適用期限が８年まで、あと３年ばかり延びたのみのことだけのようなのですけれども、本村に該当する優良住宅地というのはどういう土地を優良住宅地というのか私分からないもので、不良住宅地なんてい

うのもあるのか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、優良住宅地の造成等に係るというところで、優良住宅地とはどういったものかといったところでございますが、優良住宅地というのは土地の場所がよく、交通の便がよく、周囲の環境もよい土地のこと、簡単に言うと。読む字のごとくなのですけれども、学校や病院、商店などが近くにあり、自然に囲まれた土地などが優良住宅地というふうに一般的に言われていると。では、利島の中にあるのかというところでございますが、利島の中で優良住宅地として指定しているところはないというような現状でございます。指定してというか、そこはないというところでございます。

あと、土地の長期譲渡所得というのはいつかというような話なのですけれども、まず５年を超えたもの、譲渡した年の１月１日において所有期間が５年を超えているもの、自分が保有している土地が、５年以上そこの土地を持っていたものです。それを譲渡した場合が長期に当たって、５年以内にすぐ転売してしまった場合なんかは短期という譲渡所得というものに当たります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これで少なくとも２つは本村に関係ないのが分かりました。

それから、これはだけれども、先ほどもちょっとほかの案件で述べましたけれども、引用しましたけれども、新たに施行規則、その前にお伺いしますけれども、村民税に対する我が村、利島は村ですから村民税に関わる不足税額の納付と、この不足額というのは法人の場合は、不足という意味がどういうことなのかただしたいのですけれども、個人の場合は修正申告があるのです。それで、法人の場合はいきなり更正でしょう、更正するのだね、国税局は、財務省から言わせれば。そのときに例えば申告した村民税が、申告書による計算した申告書の村民税が、例えば均等割は別にして、今均等割ではなくて所得割でしょうから、法人税の問題でしょうから。これが例えば課税額に対して一定の率を掛けるわけですけれども、課税率は。それによって生じた額が、例えば分かりやすく言えば30万円でしたと、法人税額がね。ところが、国が更正したと、そうしたら50万円になったと、そうすると20万円が、法人税は国のほうですけれども、住民税でこれは村長の権限でしょうから、そうしたら住民税が20万円足りないよというときの、これを読むと不足というのはそういう意味なのだと受け止めると、それなりに納得できるわけです。そういうことを言っているのか、不足額というのは。要するに申告額が違うよと、国はこれは一種の住民税というのは住民税を課税する、確かに住民税は村長が課税するわけだけれども、申告するのは国に申告したことによって税額が割り出されているのです、半ば自動的に。もちろん村税条例に基づいて村は村でパーセンテージや課税

率は何％だよということは、それは自由に決めることできるわけだけれども、ほとんどよそと一緒だろうと思いますけれども、そういう意味なのですか。それとも本来30万円払うべきところを、金がないから村に20万円しか納税していなかったと、未納額があると、10万円。それの届けですか。国税はありますよ、未納措置してくれというのが。前もって払うのもありますけれども、全納もありますけれども、皆さんが払っている源泉徴収なんていうのは明らかな全納制です。源泉徴収されているでしょう。どういう意味なのですか、これは。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

大変私も不勉強で申し訳ないというところがございまして、ちょっと法人村民税の部分について、当然法人の方、事業所をお持ちの方とか、そういった方に課税しているというところは存じているのですけれども、ではどのようにして課税されているのかというか、課税しているのは分かっているのですけれども、幾らの売上げがあった方が課税をしなければいけないかとか、その辺のちょっと勉強というか、大変申し訳ございません、不勉強でございます。といったところで、今回のこの様式の変更というか、様式の追加の部分についてのまずご説明をさせていただくと、そもそも今現行使われている様式、納付に使われる様式が第22号の４という様式が使ってございまして、それに加えてｅＬＴＡＸとかの電子納付とか、そういったものに対応している納付書、こちらを追加させていただいているといったのが今回の主な追加の部分のところになってございまして、様式が増えているよというようなところがまず１点ございます。不足分の納付書というのが新たに付け加えられたわけではなくて、様式として今までの様式に加えて電子納付というのですか、納付ができるｅＬＴＡＸではないですけれども、ＱＲコードとか、そういったものが載っているものがというところです。結局納付書が変わったよというようなところでございまして、またちょっと私のほうも勉強させていただいて、納付の部分に係るところ、何がどういったものが、納付書自体が変わっているわけではなくて、納付書は今までどおりに追加の記載ができるものが新たに加えられただけなので、それ以外の法人住民税の修正に関わるところというのですか、不足分というところについてのどういったものが対象になるとか、そういったところについてはちょっと私のほうも勉強させていただいて、ご回答できればなというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私も読んで分かるとおり、何にもなければ今までどおりに行くわけです。不足額が出たときには追加してこういうものを出せよと、徴収するよと、村長がという決めですよね。何でもない、不足額のない人は、例えば法人申告をします。そのとおりでございますと、不足も何

もありませんと、納付をしましたと、普通の納付書で。村役場が発行している納付書で納税しましたと、納付しましたという分については、従来どおり何も関係ないのだ。ところが、不足額の納付の手続においてというのだから、不足額というのは何ですかと聞いたのです。本村には関係ないと言い切れない。ほかのは優良も何も、肉牛もいませんから、ご心配に及ばないのだけれども、不足額という意味が何だか分からないのです。この場合には新たに追加してしかるべき書類を出すよと、徴収するよと、提出義務を、今までの納付書だけでは駄目だよということですよね。

○議長（寺田　優君）　ちょっと休憩します。

○３番（笹岡壽一君）　議長、これ急ぐわけでもないので、ただいま即答してほしいということでもありませんで、先ほど所管課長の答弁のとおり調べていただければ、それで後日でもご報告をいただければ、それで結構かなと思うのです。というのは、ネックというか、引っかかっているのは不足税額という、これが何だよということですから、そのように先ほどお答えいただいているので、ご理解いただければ私の質問はそこでとどめますけれども。

○議長（寺田　優君）　後ほどの回答ということでいい。

○３番（笹岡壽一君）　いいです。分かりました。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　なければ質疑を終了したいと思います。

討論ございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　お調べいただくということであると、別にあえて反対する理由も思いつかないのだけれども、といって留保したまま賛成というのもどうも変な感じを受けるので、取りあえず棄権したほうがいいのかな、こういうのは。議員ながら恥ずかしながらだけれども、どう対応したらいいのですか。

〔「取りあえず調べている」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　調べるのに時間かかるでしょう。

〔「棄権すればいい」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　棄権だね。そのように。

〔何事か言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　これは有効だから、仮にそうでなくても。専決でしょう、これは。

○議長（寺田　優君）　そうそう。

〔「基本は手続の問題ですので、あのというところじゃないと思いますけど、それはお任せします」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　何。

〔「手続の問題なので、変えようとしているのは中身の権利義務の話
ではなくて、単純にその様式が変わったという、その手続の問題
なので、そこまで棄権とかというところまで深刻に考えなくても
いいのかなと私は思いますけど」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、討論を終了して、これより採決を行いたいと思います。

議案第34号　専決処分の承認について（利島村村税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、全員賛成ですので、議案第34号　専決処分の承認について（利島村村税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

◎散会の宣告

○議長（寺田　優君）　ちょっと早めですが、今日はここで終了して、あした９時半より行いたいと思いますので、お集まりください。

（午後　４時４１分）

令和５年第２回利島村議会定例会

議事日程第２号　　６月７日午前９時３０分開議

日程第　５　議案第３５号　利島村村税条例の一部を改正する条例
日程第　６　議案第３６号　利島村事務手数料条例の一部を改正する条例
日程第　７　報告第　３号　令和４年度利島村繰越明許費繰越計算書（一般会計）について
日程第　８　議案第３７号　令和５年度東京都利島村一般会計補正予算（第１号）

日程第　９　議案第３８号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）
日程第１０　議案第３９号　令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１１　議案第４０号　令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第１号)

出席議員　５名

１番	前　田　　清	君	３番	笹　岡　壽　一	君
４番	石　野　　治	君	５番	井　口　　保	君
６番	寺　田　　優	君			

欠席議員　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　　長……村　山　将　人　君
……副村長
……菅　瀬　優　生　君
教育長……弟子丸　知　樹　君
……総務課長
・住民
課　　長
（兼務）……榎　本　雅　仁　君
環境建設
課　　長……上　野　　崇　君
……会計管理
課　　長……出　口　貴　司　君
産業観光
課　　長……荻　野　　了　君
……総務課
主　　幹……隅　　智　孝　君

職務のため出席した事務局職員

主　　幹……入　　恵　子
……書　記

・・五　　味　　恵　　介

◎開議の宣告

（午前　９時３０分）

○議長（寺田　優君）　皆さん、おはようございます。ただいまより令和５年第２回利島村議会定例会２日目の開会をいたします。

◎日程第５　議案第３５号　利島村村税条例の一部を改正する条例

○議長（寺田　優君）　本日は、日程５、議案第35号　利島村村税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第35号　利島村村税条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和５年６月６日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。

令和５年３月28日に参院本会議にて可決された所得税法、法人税法、地方税法等の税制改正に伴い、村税条例を改正する。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　おはようございます。昨日に引き続きまして、引き続きましてですかね、村税条例の一部改正する条例ということで、昨日行いましたのが、４月１日付で、先月、さきに改正させていただいた部分につきまして、可決させていただきました。

今回の、４月１日ではなくて、その後に行う部分についてご審議いただければと考えております。

概要のＡ４のオレンジと緑の紙を、ペーパーを１枚見ていただければと思います。令和６年１月１日施行の部分でございます。森林環境税の導入に伴う改正でございます。森林環境税は、令和６

年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税でございます。

ただ、国税といいましても、こちらについては、個人住民税の均等割と併せて１人当たり年額1,000円が徴収されるといったところでございまして、国税なのですけれども、村のほうで徴収しなければいけないといったところで、ここで改正を行わせていただくといったところでございます。

その中に伴うところで、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除とか、そういったところの森林環境税の賦課徴収とか、個人住民税の納税通知とか、給与所得に係る特別徴収の部分ですとか、給与所得に係る特別徴収の額の普通徴収額への繰入れとか、そういった、この森林環境税を村税とともに国税徴収しなければいけないといったところで、ここの部分を、各それぞれ第34条の９、第38条の第３項、第41条、第44条、第47条、これらについて、併せて改正させていただくといったのが、今回の趣旨となります。

また、それ以外に令和７年１月１日から施行の給与所得者の扶養親族等の申請書の簡素化といったところがございます。こちらが第36条の３の２というところでございます。こちらは前年から異動がない旨の記載に代えることを可能としているといったところが変更となってございます。

また、軽自動車税の部分でございますけれども、種別割と、軽自動車税の中にございまして、そちらのほうの賦課徴収の特例といったのが、附則第16条の２というのが、こちらも令和６年１月１日から施行なのですけれども、令和４年３月以降に自動車メーカーによる燃費・排ガスの試験不正等があった関係で、環境性能による税制の優遇を受けていた、排出規制ガスの何％をクリア、何％以上削減されていると、税金のほうも、自動車税のほうも安くなりますよというようなものがあったかと思うのですけれども、そちらのほうの不正をした場合に、自動車メーカーが不正して、よく排ガスの基準値を、基準を低く見積もっていたなんていう場合、そこでその車種に対して、本来ですと、税額は、不正を行う前というか、ちゃんとした数字でいくと、軽自動車税にしっかり賦課しなくてはいけないところ、偽って申請していると、その分環境性能割とか、そういったものが安く、税額が安く、減税が受けられていた。その減税を受けたところについて、今度自動車メーカーに納税義務を負わせるといったところが、現行10％だったものが、不足する割合の35％に引き上げることとなったので、そこのところに加算する割合が35％になったといったところが変更されましたので、10％から35％といったところが、今回のこの附則第16条の２といったところの条例改正が必要となったため上程しております。

概要ですが、以上となります。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。質問のある議員は挙手をお願いします。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　おはようございます。一番最初の森林環境税についてなのですけれども、国

内に住所がある個人に対して課税される国税であるというふうに示されているのですけれども、国内に住所があれば誰でも払わなくてはいけないということだと思うのですけれども、そうすると、国籍とか、そういうのは全くこれは関係ないのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　前田議員のご質問にお答えします。

こちらの税は、住民票の登録がなされていれば課税が発生するといったところで、全員というところが、ちょっと誤解を招きかねないところで、申し訳ないですけれども、ちょっと訂正をさせていただくと、住民税の均等割が課税されている方に対して、この国税も、当然森林環境税も適用されると。住民税が、均等割が非課税の方については、当然非課税というふうになっております。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　利島でも何人か国籍を有さないという人が働いていると思うのですけれども、要は彼らも全て対象になるということで、しかもこれは税として、環境税として村へ譲与されますと。ということは、徴収した税金は、この森林税は全部村の予算として組み入れられるということでいいのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　前田議員のご質問にお答えします。

まず、最初のご質問であります、国籍を有する、有しないというようなところは、日本国籍を多分有するというような表現かと思われますけれども、まず国籍については、住民登録がなされている方については、当然課税できるといったところでございますので、国籍が、どこの国籍であろうと、日本国籍であろうと、外国籍の方であろうと課税はできるといったところになるかなと考えております。

それで、その次ですけれども、ちょっとここの表現の仕方が、ごめんなさい。大変紛らわしいというのですか、ちょっとあれなのですけれども、全額が村に来るわけではなくて、ごめんなさい。ここはちょっとあれなのですけれども、国税なのですけれども、これは市町村民税で徴収するというところはそうなのですけれども、村が受け取った分は、１回国に全部お渡しすると。お渡しというか、納付させていただいて、納付させていただいた後に、今も村自体はもらっているのですけれども、森林環境譲与税として村にキャッシュバックと言っては失礼、還元されるというか、必要な割合に応じて、私有している私有林の面積ですと、林業従事者の人数ですとか、人口割に応じて村に配分される分が、国から森林環境譲与税として交付されるというような仕組みになっています。全額村に入ってくるかどうかというのは、その割合に応じて当然差が出てくるといったところでご

ざいまして、そこは村の方から1,000円徴収したから、1,000円分がそのまま村の収入になるということではなくて、あくまでも1,000円を徴収した分が国税として国に一旦納付すると。その後に国から全国の市町村、都道府県に割合に応じて分配されるというような仕組みになってございます。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　おはようございます。

私も今、前田議員からの質問と同じようなことを考えて、考えというか、ちょっと疑問というか、聞きただしてみたいと思っていたところなのですけれども、概略は分かりました。概略は分かったけれども、後段の、今答弁いただいた中にあった、還付というか、譲与税ですね。その内容が、読むと、所管課長が報告のとおり、100％、全額1,000円掛ける納税者数ですね、納税者の数で、掛ける納税者の数、税額が還付されて、還付というか、譲与されてくるという具合の認識でいたのですけれども、ところが今の答弁を聞いて、引っかかるのが、似たようなのが、東北地方の災害対策に対する税というのは、あれは課税額の0.5％でしたか、あるのですね。あれは課税額なのですよ、あれは。だから、税金を払わない人からは取らないのだろうと思っているのです。個人の所得税のね。

ところが、これは先ほどの報告ですと、税金は払って、国税は払っていないのだけれども、均等割は払う人はいるわけですね。そうすると、東北の災害対策復興税とは、少し趣が違っているのが１つと、そうすると収入はないのだけれども、均等割だけは払うという人がいるわけですけれども、この人からは1,000円徴収すると。それが１つ、そうなのかなという確認の意味です。そういう今の説明だったようですから。

それから、もう一つは、これまた面白い話で、裏に一般財源として交付されてくる国の地方交付税、あれは人口だとか、面積だとか、もろもろをしんしゃくして交付税の算定はされてくると思うのですけれども、地方税はね、普通交付税は。これに加えて人口だとか、今おっしゃっていましたから、これに加えて森林の面積比ということを今お話しになったのですけれども、さあ、この森林とは何だという疑問が出てくるのです。

本村の場合は、雑木林と、地目で言えば。雑木林もしくは原野、畑地は森林とは言わないでしょう。原野、それから農地法でいう椿は、農地かどうかという問題がいろいろありますけれども、これは森林の部類に入るのかどうか。一応は農業生産物ということになっていて、東京都もいろいろおっしゃっていますけれども、私も農業委員会に所属したときに何回か確認したのですけれども、東京都も、時には林地であるとか、あるいは時には農地であるとか、農業なのか、林業なのかというようなことがあって、この認定はどういうことになるのか。全部認めてくれれば相当の還付というか、譲与税はもらえると思うのだけれども、それは原野は除くよとか、それから農地は当然除くよとか、ということになってくると極めて、それで農地の中には椿林も入りますというようなこと

になると、これは極めて狭い、微々たるものになるのかなという感じがするわけですが、その辺はどのような認識、解釈なのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、２点あったかと思います。所得税ですかね、国税とおっしゃっていたのは。所得税の部分の、非課税だったけれども、住民税が課税される方がいるのではないかというような場合はどうなのだというようなことに対してですけれども、まずこちらについては、住民税の均等割が課税される方については、ひとしく国税の1,000円分として、その森林環境税ですか、こちらが課税されるというふうに国の仕組み上なってございます。

なので、所得税が非課税だから、森林環境税も非課税だということにはならない。そこは制度の仕組み上、あくまでも住民税の均等割、市町村住民税の均等割のところに対して、非課税か、非課税でないかといったところに対して、森林環境税は課税されるといったところの仕組みになっておりますので、そこについては、そのような回答をさせていただきます。

あと、もう一点、笹岡議員のおっしゃっていた、森林や原野、利島村において、どう区別しているのだというようなところについては、ちょっとこちら所管課というか、確認させていただきたいところはございますけれども、まず森林だから、必ずしもここの対象になるというのではなくて、あくまでもこれは私有の私有林ですね、利島でいくと、大体私有林に当たるかなというふうに、村有林というのは、ほとんどないと思いますので、私有林、国有林が全くないものですから、私有林には該当すると思うのですけれども、私有林の中の、私有林に対する面積でございますので、また私が知る限りでいきますと、利島の中にも、まず何で判断するのかといったところで、ちょっと再度確認は必要かなと思うのですけれども、まず地目において山林というところと、農地、畑というところが普通分かれているかと思います。

利島の中でも、農地に、畑に区分されているところで、椿林を実際に栽培されているところもありますし、山林の中で椿林を栽培されているといったところもございますので、そこについて、どこのものが、この森林環境譲与税の私有林として充てられるのかといったところについては、別途東京都や国にちょっと確認させていただきたいなといったところは、この場で即答はちょっとできないといったところでございまして、そこについては、現時点でも、森林環境譲与税については、令和元年から利島村は歳入としていただいているところでございますので、そこについては、別途確認させていただきたいなと。そこについて、既に歳入を受けているのですけれども、国民から徴収する国税について、今回村民税とともに徴収しなさいということで、条例改正を行うといったところをご承知おきくださいといったところでございます。なので、先ほど申したとおり、利島村の中で、どういったところが私有林の面積としてカウントしているかというのは確認させていただけ

ればと。東京都並びに国等に確認させていただければと考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私有林ということなのですけれども、公有林というのは、ここには若干あるでしょうけれども、ありますけれども、公有林というか、村有林が一部あると思いますけれども、あとあるのは神社地ですよね、これは公ではない、宗教団体です。宗教活動というのは、大体非課税という措置があるわけですけれども、神社地なんかについては神社が払うのですか、これについては。例えばですよ、神社が具体的にどのくらいの面積を持っていようが、神社地については1,000円払うということですか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ごめんなさい。まず、税として国が徴収するほうとしては、あくまでも住民税の均等割を払っている個人の方に対して1,000円払ってください、納めてくださいねというようなところが、まず１点ございます。

逆に村のほうが譲与税としてもらえる部分については、私有林ですか、私林が持っている部分の面積と、先ほど来申しているとおり林業の従事者と人口割に応じて国から交付金としていただけるというような仕組みでございますので、笹岡議員の言っているように、神社が土地を、私有林を持っているから課税されるのだということではなくて、あくまでも課税されるのは住民の方個人で、住民税が均等割を納めている方といったところが、令和６年度から課税されるといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　前段の課税されるかどうかという、納税の義務があるかどうかというのは、これは取ってみたって1,000円ですから、さしたる問題ではないのです。私が確認したいのは、神社地は結構あるのです。しかも、それは全部ほとんどもう山林というか、山林ではない、もう原野だね。

だから、そういうところが、私有地と言えば私有地なのですね、公有地か、私有地かと言えば、公有地ではない。しかし、納税者ではないのだと。私有地ではない。そういう意味では、私有地ではない。しかし、民間かどうかと言えば、公ではない。ただし、宗教団体ということになっていくわけで、それは譲与面積に対する対象になるのかならないのか。そうすると、村に還付、還元されてくる、還元というか、譲与だね。されてくる税額に影響するだろうと、歳入に。

もう一点、では確認しますけれども、森林に対する、いわゆる人口が云々と言いましたけれども、

人口ではなくて、私有地の納税者面積、その個人たちが所有している面積が該当するのですか、適用されるのですか。例えば公有地だの、いろいろあります、村有地だの、神社地だの。そういうものは私有地ではないから、これはその面積は除くと。あくまでも利島の住民の中に、私が持っている面積だけが入ると。それとも土地を持っていようがいまいが、例えば公務員の皆さんだとか、現状で言えば。あるいは学校の方々とか、こういう方も人口には入るのだけれども、それは関係ないということですか、人口、人口というのは。あくまでも私有地として持っている山林者の人口だけが対象と。納税者は限定されるわけだから。あっ、そうか。全員が払うのだね、そうだ。持っていようが、持っていまいが、全部払うのですね、全村民が。どっちだか分からないな。均等割はいいですよ。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

いいですよと言われましても、そこをちょっと一応打ち消しておかなくてはいけないのかなというところがありまして、まず1,000円を支払うのは、あくまでも全村民ではございません。1,000円を納税するのは、あくまでも村民の中でも住民税が均等割を払っている方なので、全村民と言ってしまうと、語弊があるといったところはあります。

それで、先ほど来申しているとおり、利島村の中で、どこの土地というのですか、この森林環境税でなくて森林環境譲与税で村がもらえるほう、歳入として立てている部分、そこがどういった土地だと税金というか、交付金の対象になるのかといったところについては、先ほど来述べているとおり、国と都とで解決できればと。都のほうにちょっと確認させていただきたいというふうに考えていますので、神社地が入るのか、入らないのか。そういったところについては、この場でのご答弁は、ちょっとできかねるといったところでございますので、そこはちょっと調べて、東京都に確認させていただければと考えております。

ただ、土地を、要は先ほどの人口割のところについては、そこは住民基本台帳法上の載っている人口、利島でいくと、今は330人程度が人口割の対象になってくるといったところでございまして、そこについては、全住民が対象になっていると、もらえるほうの人口割ですね。

それと、あとは林業の従事者の数というようなところもございますので、林業の従事者といったところも、私もこれを見たときに、利島の中で、では林業の従事者が何人果たしているのかというのは、どうやってカウントするのだろうなというところはありますので、そこも併せて東京都に確認させていただければと考えております。

以上です。

○３番（笹岡壽一君）　終わります。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論もないようですので、討論を終了し、これより採決を行います。

議案第35号　利島村村税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、全員が賛成ですので、議案第35号　利島村村税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決、承認することといたします。

◎日程第６　議案第３６号　利島村事務手数料条例の一部を改正する条例

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程６、議案第36号　利島村事務手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第36号　利島村事務手数料条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和５年６月６日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。

東京運輸支局より自動車の臨時運行許可番号標の番号指示がなされ、番号標の発行に際し、臨時運行許可申請手数料を徴収する必要があるため、利島村事務手数料条例を改正する。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　利島村事務手数料条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由は、先ほど村長が申し述べたとおり、利島村において、今年度から、運輸支局から自動車の臨時運行許可番号標、これは何のことかといいますと、仮ナンバーと一般的によく言われている、車検を受ける前に、新車の車とかが、よく赤の斜めの線が入っている、このナンバープレート

の交付を、このナンバープレートについては、東京運輸支局が許可を出した市区町村が発行することになってございまして、それが今まで近隣でいきますと、大島、新島等々は発行できていたのですけれども、利島については、何でかというのは、ちょっと私どもも分からないのですけれども、この発行の許可を東京運輸支局からいただけていなかったといったところもございまして、ちょっとそういったところ、島外で車検を受ける際とか、そういったときに、どうしても車検が切れてしまった車を走らせるときに、ナンバープレート、斜めのというか、赤の入っているナンバープレートが必要だといったところも、住民からのちょっとご要望もございまして、運輸支局のほうに申請を行って、それの許可がようやく下りたといったところで、ただそれを発行するに当たって、事務手数料のほうを徴収しなくてはいけないといったところで、事務手数料の中の表に、別表に、31のところに臨時運行許可申請手数料として、１ナンバープレート当たり750円徴収するといったところの改正をさせていただくといったところで、今回提案させていただいてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。質問のある議員は挙手を願います。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは本村の実情からすると、現実的には廃車だけが対象になると思うのですけれども、仮ナンバーということになればね。廃車してナンバーを外しますよね。それで、廃車置場まで持っていくと。そのときはナンバーがないわけで、今までは皆さん、そのまま持っていたと思うのです。

〔「休憩をお願いします」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ちょっと休憩をいたします。

（休憩　午前１０時０５分）

（再開　午前１０時１３分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問を遮って申し訳ございませんでした。

本村においては、廃車前に港に車を持っていっていただくということで認識しておりますので、仮ナンバーを発行するという作業は発生していないと認識しております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、実態をさも知ったような印象づけがあったと思うのですけれども、そういうことであれば、私の認識違いでしたので、ナンバーをつけないまま走ったという実態はないということであれば、それで分かりました。失礼いたしました。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第36号　利島村事務手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、全員が賛成ですので、議案第36号　利島村事務手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することといたします。

◎日程第７　報告第３号　令和４年度利島村繰越明許費繰越計算書（一般会計）について

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程７、報告第３号　令和４年度利島村繰越明許費繰越計算書（一般会計）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　報告第３号　令和４年度利島村繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第２項の規定により、令和４年度利島村一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書を調製したので、これを報告する。

令和５年６月６日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

詳細に関しましては、土木費、教育費、それぞれ事由に関しまして説明をいたします。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　では、よろしくお願いいたします。

土木費の道路橋りょう費の堂の山線イ号予備設計業務でございますけれども、昨年度、電柱のない島のほうの、東京都さんと私どもと御蔵島さんと共同で無電柱化の計画を９月に立てさせていただいておりますけれども、こちらのほうの策定業務が遅れてしまいまして、たしか３月だったと思いましたけれども、繰越明許費のほうの設定を令和４年度予算でさせていただいております。こちらに関しましての予備設計の繰越しがなされましたので、計算書のほうに載せさせていただいております。

今後の事業に関しましてですけれども、これから測量に入ってまいりまして、堂の山線の遊歩道でございますけれども、測量に入ってまいります。現地調査は、委託先というか、東京電力パワーグリッドさんですか、こちらのほうに出させていただいております。これから測量に入ってまいりまして、その後に予備設計、言い換えると基本設計になってまいりますので、そちらのほうの概略とか、そちらのほうの事業をしていただくことになっております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　ご説明をさせていただきます。

学校のトイレ改修について、昨年度進捗が少し遅くなってしまいまして、特に着工のところで時間がかかってしまったというところがあり、繰越しをさせていただきました。

その中で、１つ懸念としては、もともと全て一般財源でやるというところが、苦しいところもございましたので、様々なところの補助をというふうに考えてございまして、繰越しにすると、そこがどうかというところが１つ懸念だったのですけれども、少しその辺りのめどがついてきたということで、期間、今年具体的には夏休み期間中にトイレ改修実施をするというところで検討してございます。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　では、説明を終わります。

これより質疑を行います。質問のある議員は挙手をしてください。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　無電柱化に関してなのですけれども、去年の９月に話があって予算計上したと。1,040万円近くのお金を繰り越す、当然事業も何にもまだ進んでいないわけですから、繰越しというのは分かるのですけれども、それにしても早過ぎたのではないですか、これは予算計上するのが。何にも決まっていない中で、取りあえず予算をつけようという、そういう発想から予算が計上されたというふうにしか取れないのですけれども、その辺はどうなのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　当事業でございますけれども、今年の１月ぐらいから実際事業は始まっております。予算自体も債務負担ではなくて、昨年度、令和４年度の予算のところへ繰越明許の設定をさせていただいておりますので、収入としては、まだ今年度実際に、今年度というか、都のほうも繰越しをしておりまして、全額を東京都さんの費用でやらせていただくことになっているのですけれども、その年度間のところの、３月で終わるという、予算のほうは単年度主義でございますので、そこから遅れていって、１月から３月末を超えて事業をさせていただいている都合上、明許を設定をさせていただいております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　これは利島と御蔵島ということなので、状況は全く同じということでいいのですか、御蔵島さんも。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　各それぞれの路線等もございますので、路線の長さとかの状況もまた違いますので、私どもちょっと御蔵島さんの状況は、詳しいところは存じておりません。

○１番（前田　清君）　結構です。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　教育委員会に伺いますけれども、この数値を見て、ちょっとお伺いしたいのですけれども、事業の終わりにして、国・都の、国と東京都の補助割合が異常に低くて、大枠的に言えば、本来はきちんと言ったほうが、発言したほうがいいのでしょうけれども、3,000万円近い事業費に対して大体500万円ぐらいと、国が。それで、東京都は約１割ぐらい、１割強ですね、概算でですよ。この補助割合というのは異常的な、算定するに当たっては、事業を認めた割には何か低いような感じがするのですけれども、それが１点。

それから、一般財源が2,000万円ほど計上されていますけれども、これは一般財源は、もちろん一般財源なのですけれども、一般財源のさらに内訳的なことまでは、まだ算定し切れていないと思うのですが、例えば基金が入るとか、起債が入るとか、その辺はどういう事業計画の費用になっているのか、ちょっと伺います。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答えを申し上げます。

その工事費用の中には、いわゆる設計の部分も含めて入っている部分があるのです。実際には、対象となるのは、例えば工事費だけだったり、対象となるのは、例えば実際に工事をする費用だけだったりするものですから、そういった部分で東京都に補助をいただける部分と国に補助をいただける部分というのが、おっしゃったように3,000万円近い総額から比べると、少し小さく見えるというふうなところがございます。そういったところが１つです。

もう一つは、お金の出どころのようなところで、どこからかというお話だったのですけれども、この辺りは通常の学校の一般財源の工事費の中で計上しているところですので、何かしらこの金額について、例えば基金から使っているとか、そういうところではないという状況でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

○３番（笹岡壽一君）　いいです。

○議長（寺田　優君）　報告事項なので、これで終了したと思います。

ここで５分間の休憩をいたします。

（休憩　午前１０時２５分）

（再開　午前１０時３２分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

◎日程第８　議案第３７号　令和５年度東京都利島村一般会計補正予算（第１号）

○議長（寺田　優君）　日程８、議案第37号　令和５年度東京都利島村一般会計補正予算（第１号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第37号　令和５年度東京都利島村一般会計補正予算（第１号）。

令和５年度東京都利島村一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億662万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を21億848万8,000円とする。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　説明させていただきます。議案書の77ページを参照ください。

令和５年度一般会計の補正予算の概要と総務課に関わる部分について、ご説明させていただきます。

まず、概要ですが、総務費については、利島村100周年記念事業について、都内と村内の２会場にて開催することとし、委託料の増額補正を行っています。

複合型サテライトオフィス建設事業について、令和７年度完成を目指すには７月より事業着手を行う必要があるため、増額補正を行っております。

土木費についてでございます。移住定住促進住宅建設における実施設計分、あと擁壁設計分の増額補正を行ってございます。

教育費においては、国・都の補助採択が確定したことにより、必要経費及び委託料の増額補正を行っております。

予備費についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の限度額通知を受けまして、その分の増額補正を行ってございます。

そのほか、浄化槽使用料値上げに伴う増額補正を行っております。

続いて、総務課関連の主な補正についてです。議案書の91ページ上段を御覧ください。100周年記念企画委託料について489万3,000円の増額補正を行ってございます。利島村に来島可能なキャパシティーを考慮しまして、都内と村内の２か所の会場にて式典等を行うため、都内会場使用料等の増額補正を行ってございます。

同ページの中段、複合型サテライトオフィス建設支援・設計委託6,266万円の増額補正についてでございますが、申請中の補助金が３か年という期限がございますことから、子ども・子育て世帯のニーズを反映させた施設建設を令和７年度中に完了を目指すために７月より事業着手を行う必要があることから本補正にて増額補正を行っております。計上している費用に関してですが、本事業に関わる支援、コンサルとか事業構想委託費と基本・実施設計の委託費、土地の造成設計費、道路拡幅も含みますが、その分となってございます。

続いて、議案書99ページ下段、予備費についてでございます。740万9,000円増額してございますが、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金において、国より示された上限額を計上しているところでございます。

総務課関連に関しては以上でございます。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　環境建設課の事業について説明させていただきます。

97ページでございますけれども、移住定住促進住宅基本設計委託、こちらに関してでございます

けれども、移住定住促進住宅、単身の住宅を建てさせていただくに当たりまして、今回実施設計分の委託料を今回計上させていただいております。

また、その下の擁壁設計に関する委託でございますけれども、６月中に地質調査のほうをスタートさせていただいておりますけれども、こちらのほうが地質のボーリングのほうが完了予定となっております。そのため、そのデータを使用しまして、擁壁の設計をさせていただくので、こちらの費用を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　産業観光課の補正についてご説明させていただきます。

95ページをお開きください。ラフタークレーン修繕費の計上ということで、昨年度、車検のほうをさせていただいたのですけれども、今回はクレーンの性能のほうですね、ワイヤーとか、あとは油圧の作動油の交換だとか、そういったことの部分の修繕費として168万6,000円計上させていただいております。

産業観光課からは以上です。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　教育委員会からでございます。

昨日の行政報告の際に、国と都の事業を幾つか採択されてございますという話をしたかと思います。そこで私がお話ししたのが、どちらかというと、歳入のほうから見た話で、今からご説明するところは、それを歳出面から見たご説明というところで、ご理解をいただければと思います。

概要の78ページのところをご説明させていただければなと思ってございまして、６番から９番が教育委員会部分になってございます。

まず、１つは、６番からなのですけれども、学校施設の老朽化が進む中で、今後校舎の建て替えであったり、改修であったり、そういったところを検討していく必要があるということで、とはいっても、どういうふうなところが望ましいのかなというところは、しっかりと検討できればなというふうに思ってございまして、そのための先進地域の視察を行いたいなというふうに思ってございます。現時点では青ヶ島ですとか、あと北海道の安平町というところの学校が、かなり先進的だよというふうに話題になっているので、そういったところを関係者で視察しながら、学校施設の在り方を検討していきたいなというところが６番目でございます。

それに関連して、７番を飛ばして８番目なのですけれども、専門的な事業者の方の知見も借りまして、こういうふうな形で今後改修していきたいなというようなところの基本計画のようなものをつくれないかというふうに考えてございます。78ページです。

〔何事か言う人あり〕

○教育長（弟子丸知樹君）　78ページの８番でございますけれども、学校基本計画づくり業務委託料ということで、最新の学校施設の在り方について深い知見を持つ事業者さんと連携をしながら、そういった計画づくりのほうも行っていきたいなというふうに考えてございます。

それが８番のお話で、７番は、昨日お話しした、教員研修高度化モデル事業というふうなところを歳出面から見たときの一部になるのですけれども、学校の教員のやりがい向上のための映像作成のワークショップ等を行うための委託料を計上してございます。完成した映像というのは、広く公開して、利島村の教育の知名度向上にも活用していきたいなというふうに考えてございます。

具体的には、利島に来たい先生とか、島しょ部に来たい先生方、公募する制度がございまして、島しょ公募制度といって、大島から小笠原まで行ってみたいよというふうに募集できる制度があるのです。そういったところで広く活用していただきながら、利島村、何か面白そうなことをやっているなというふうに思っていただいて、前向きな先生方に来ていただけるような環境づくりに活用していきたいなというふうに考えてございます。それが７番のお話です。

最後、９番でございますけれども、79ページで、Ｔｏｋｙｏスポーツライフ推進事業委託料ということで、住民の運動習慣形成を図るために民間事業者の方と連携して、アスリートの走り方講座等を行うための経費というところを計上してございます。地域行事としてもそうですし、学校の教育活動の中でもそうですし、何度かアスリートの同じ方に、今年度中に何度か来ていただいて、関係づくりも行いながら、島内全体の運動習慣というところをつくっていけるといいなと。その際、運動会とか、ロードレース大会、マラソン大会とか、様々なところとも連携しながら、１回やって終わりではなく､今後続いていくような事業にしていけたらいいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。質問のある議員は挙手をお願いいたします。

前田副議長。ページ数を言ってください。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　78ページの③からいきます。①も後で質問させてもらいますけれども、まず③から。

クレーンの修繕費、額は大したことないのですけれども、これって今年の１月か２月、島外に出して車検を受けていますよね。その際にいろいろ修繕とか、そういうのってやってもらったはずだと思うのですけれども、車検のときに。何か漏れがあったから、もう一回修繕するということなのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　前田副議長のご質問にお答えします。

先ほどご説明した中にもあったのですけれども、１月の車検のときは、あくまでも走行の部分ですね、公道を走ったりとかする部分の車検を通したと。今回は性能のほうなので、クレーンの性能の部分ですね、ワイヤーを巻く部分の修繕だったりとか、それを動かすのは油圧で動かしているのですけれども、その油圧に必要な作動油と言われる、潤滑油というのですか、それの交換がまだ行われていないというので、替えないと性能的に問題が出るというところがありますので、今回それで補正予算を計上させていただいたというところになります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　クレーンの件は了解しました。

次に、④、⑤かな。擁壁の工事、従来ですと、たしかあれは補助率が１割とかということになっていましたよね。それが今年度から補助率は上がったのではなかったでしたっけ、２割に上がったとか。たしかそういう認識で私いるのですけれども、それとこの設計委託というのは、これは業者に頼んでいるのですか。それともいつも言っている、コンサルタント会社に依頼してということなのですか。この２点をお願いします。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えさせていただきます。

補助金のほうのところのお話は、ちょっとすみません。私のほうも分からないので、ちょっとそこはまた改めて確認させていただきます。

委託先の話なのですけれども、実施設計に関しましては、現在３月まで基本設計をやっていただいている会社さんに引き続きお願いしようと思っております。

擁壁に関しまして、また別の設計屋さんですか、そちらのほうにお願いしようと思っております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　ここには土木の専門家がいるわけでもないし、常にどこかに委託するという形で、委託料が発生するというのは分からなくはないのですけれども、結構高額になっていますよね、委託料というのが。それを何とか削ることはできないのかと。例えば工学系の職員を採用して、そういう任に当たらせるとか、それだけでも年間で見たら、結構経費の節減になるのではないかという気がするのですけれども、その辺は村長、どう思いますか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　確かに技術職の職員が当村の中には在籍していないというところで、昨年度から向こう３年にかけてハード整備が続いていくというところで、おっしゃるとおり、かなりネックといいますか、苦労しているところは間違いないところであります。

ただ、だからといって技術職の職員を採用する余力といいますか、がないと。また、現在はハード整備が立て込んでいるというか、続いておりますが、この状態が永続的に続くとも、ちょっと限らないということもありまして、現在のところは、コンサルさんだけでなくて、大島支庁さん、もしくは東京都の関連の団体に建築職、専門職の組織がありますので、そちらに相談をしながら事業を進めているといったところです。

利島村役場の職員も事務職でありながら、一生懸命やっているところでありますが、専門の人を採用するというところまでたどり着けないというところは、もどかしいところではありますが、積極的にそちらにかじを切るということが、現時点ではなかなかできないといったところはご理解いただきたいなというところです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　ハードの設備も、そんな長く続くわけではないということも分かるのですけれども、世の中、今100歳まで、人生100歳とかと言われている時代ですから、そうすると、一般企業を定年退職した、そういう専門知識、技術を持った、技能を持った人っていっぱいいると思うのです。そういう人も、何も若手を採用しなさいって言っているわけではなくて、そういう一旦リタイアしたような、そういう人の採用でも、私構わないと思うのですけれども、そういう形で、なるべく村の経費を削っていくと。１人の採用で600万円、700万円の経費はかかるかもしれぬけれども、それ以上に委託料で何百万、何千万払うのだったら、差引きすれば、そっちのほうが全然いいのではないかという気がするものですから、あえて聞いてみたのですけれども、単純に、そんな人の採用なんてできるものではないというのも私も分かりますけれども、ぜひ村の経費を削減すると。そういう観点から、ぜひそういうことも考えていただきたいと思います。

○議長（寺田　優君）　回答はいいですか。

○１番（前田　清君）　はい。

もう一つ、100周年記念行事で、東京と利島と２会場制でやるというのは分かるのですけれども、具体的にどういうことを。例えば来賓でどういった方を呼ぼうと考えているかとか、その辺の具体例をちょっとお聞きしたいのですけれども、発表できなければ、それはそれでいいですけれども、もし決まっていることがあれば、ぜひご披露いただきたいのですけれども。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　前田議員のご質問にお答えします。

具体的なところでいきますと、まず会場の規模ですけれども、東京の会場については、100名程度は呼べるような規模で考えてございます。

村のほうは、当然交流会館で村民全員の方に、一応来ていただくような形で、ビュッフェスタイルで飲食をできるようにといったところを考えてございます。時間的には２時間程度、午前中の時間帯で、朝船が着いて昼船で、日帰りの方は帰っていただけるような時間帯の設定で考えているといったところで、来賓については、今のところ、ちょっとどういった方を呼ぶかというところは、今詳細は詰めているところでございますけれども、３月の定例会のときにも、議員の皆様からも、としま会をというようなお話も伺っておりますので、当然としま会の皆様にはお声がけさせていただきたいなといったところは考えてございまして、今後議会が終わった、予算を可決させていただければ、そこらについては、ぜひ副議長のほうにもとしま会のほうの窓口と、利島の窓口ということをお伺いしておりますので、ご相談させていただければと考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　いいですか。

○１番（前田　清君）　いいです。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　私、これは２番ですか、複合型サテライトオフィス建設支援・設計委託、これが6,200万円になっているのですけれども、これは３月議会のときに2,000万円だか、3,000万円が上程されているのですけれども、急にこんなになるというのは、多分３月議会で一緒だと思うのですけれども、事業支援委託と実施設計、あるのは土地造成設計だけなのですけれども、これは何でこんなに急激に必要になったのかがよく分からない。３月の議会のときは、こんなになるとは思っていなくて、急に決まったというのは何かあるのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

３月議会前の時点では、基本設計と実施設計分の見積りはいただいていたところなのですけれども、本事業に関わる事業構想とか、あと擁壁に関わる設計等の費用がまだ入っていなかった状況で、東京都のほうの申請が、ちょっと５月の中頃、初旬か、までというところもありまして、まずそっちのほうに注力していたため、ちょっと３月の補正では計上できなかったところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　基本設計等、そういうのは2,000万円ぐらいであったのですけれども、これが6,000万円ということは、約２倍か、３倍になるのか、それほどの、要はがたいになったというのかな、予算規模が。その多くなることがよく分からないのだけれども、実施設計委託とか、そういうのは、３月議会ぐらいで大体分かっていたはずと思うのですけれども、そういうのはないのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

３月の当初予算で計上していた2,000万円ちょっとですかね、に関しても、まだ詳細、詳細というのかな、完全にどういったものを造るかとか、構想が決まっていない段階で基本設計とか、実施設計の、すごい概算の見積りをいただいていた状況もございまして、３月以降、５月の補助金申請までの間に、ある程度こういったもの、こういった規模で造っていくというものが固まってきて、見積りの精査をしたところ、今回の補正に至っている状況でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　要は３月議会のときは、構想は固まっていないけれども、予算に計上した、そういうことですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

構想はそこまで、現在ほど固まっていない状況ではございましたけれども、東京都に補助を申請し、複合型のサテライトオフィスを建設することは決まっていたところもあるので、年度当初から動ける分を当初予算に計上したつもりでおります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　いいですか。

○４番（石野　治君）　はい。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私も用意したのは、石野議員と前田議員から出て、関連ということになりま

すけれども、あらかじめ申し上げておきますと、教育委員会には、ぜひこの予算で頑張っていただきたいなと、そのように思います。質問は、特にありません。ご説明のとおり事業として展開をお願いしたいと思います。

レジュメの１番の100周年ですけれども、これも簡単に伺いますが、単発的にその日だけが事業ではなくて、100周年記念事業でなくて、私は新年度、今年度、４月１日でもいいし、１月１日でもいいですけれども、４月１日から少なくとも歴年の12月、もしくは３月でもいいですけれども、この１年間の計画として取り組む、100周年を記念し、あるいは祝福すると、記念事業として取り組むというような考えが大事かなと。

そうでないと、ただそのときに、祝日のごとく１日だけやりましょうとぱっとやって、ご苦労さまでしたと、おめでとうございましたということで終わるということでなくて、100年というのは偉大な年月、１世紀ですから、それこそ歴代の住民たちが苦労されて築き上げてきた村であると思いますし、あるいはまた村政だと思いますので、１年間を通して対応していくと。そういう感覚でもって臨んでいったらいかがかなと。

それで、具体的に、では何をやるかと。飛び抜けたことは、金銭的な、財政的な問題もありますので、それでは具体的に何をやるのだといったらば、といって、そうはないのですね、１年通して毎日、毎日何かやりますということは。少なくとも、これまでやってきている花火大会というのがあるのですね、夏に。住民に意見を聞いたら、こういうこともあるのではないかということもあろうかと思うのですけれども、私が今思いつきということでもなくて、考えていたことで言えば、花火大会を少し100周年記念事業ということに銘打って、といって2,000万円も3,000万円も、そこへ花火代を投入するということは、これはなかなか財政的にも厳しいでしょうし、少なくとも今まで幾らか知りませんけれども、200万円だか、300万円だか分かりませんけれども、それに少し色をつけて、住民こぞって、としま会やその他の関係者もいらっしゃいますから、その時期は。そういうことでにぎわってお祝い、祝福する、100周年記念事業の花火大会、毎年の恒例の花火大会ということでなくて、そういう銘打ってやることはいかがかなということを提案させていただきたいと思うのですが、いかがですか。花火大会について、100万円やそこら追加されてもいいのかなと。まず、やることになっているかどうか分からない。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

通年を通してという、まさに笹岡議員のおっしゃるとおり、私どもも考えておりまして、ごめんなさい。そこのところの説明が、ちょっと抜けていたといったところは、ちょっと申し訳なく思います。

100周年に向けてロゴをデザイン、そういったものをちょっと村民の方から募集というか、作った

ものを村民の方に投票みたいな形で、それが100周年、東京都なんかで、菅瀬副村長なんかもあれしたのですけれども、関東大震災から100年という、100周年で、100周年のロゴというのですか、それを作って、今、都庁の名刺とかに使っていたりとかというのもありますので、そういった案をいただきながら、そういうロゴですとか、キャッチフレーズですか、そういうのは村民に投票してもらって、選んでいただくような企画ですとか、また各イベントごとに、そういったロゴを使ったりですとか、キャッチフレーズを使ったりですとか、ＰＲしていきながら、当然100周年ということを、ちょっとなかなか本来でいくと、昨年度中から準備をしていれば、よかったというところもあるのですけれども、なかなかちょっと人手不足とか、いろいろなところもあって、取り組んでいけてなかったというところもありまして、急遽４月から予算をつけさせていただいて、今事業、まさに総務課を中心に動いているところでございます。

そういった中でキャッチフレーズとか、当然花火大会とか、盆踊りも含めて、そういったところに100周年だよというような周知はさせていただくところでもございますし、また議員からもご提案いただきました、花火大会についても、ちょっと私どもが花火を実際に打ち上げているわけではございませんので、盆踊り実行委員会さんのほうとも協議させていただきながら、ちょっと増額ができるのか等々も含めて、ちょっと検討させていただければと思います。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　あと、昨日今日の話ではないのですけれども、あそこにある、役場の入り口に、住民、当時のあれ、何周年でしたかね、碑があって、名前をずらっと書き込んである、碑がありますよね。

それで、100周年ならば、あれを追加すると。その後、村民、大変ですよ、あれは。石屋さんが掘る、今はプリントで掘ってしまうけれども、何とかというパソコンまがいの機械でざっと掘ってしまうけれども、ただスペースがないですよ。要するに100周年、本年度の４月１日でもいいし、１月１日でもいいのだけれども、付で、この島に誰が住んで、今までいる人はいいわけです、書いてある人は。新たに現在いる人の名前を書き直すとか、それも結構何百万ぐらいかかるかもしれません、分かりませんけれども。

それから、もう一点、これを機に、時折村長が所信表明なんかで使う標語というか、言葉っていいますか、あるのですけれども、村民憲章というのがあるのです。これの碑を建てるとか、記念碑で。利島村は、村民憲章というのは、あっちこちの自治体にあるのです、このまちの憲章というのが。我がまちは平和を守るとか、産業を図るだとか、観光をどうとかするとかあるのです。だから、それを新たに文言を考えるなら考えて、募集するなら募集するとか、そういう策も練って、今現在ある憲章を使うなら使うとか、それらを含めて、これはそれすら木で作るぐらいなら安いものでしょうけれども、それなりのものを作るとすると、やはり数百万円かかるかもしれません。

それらも含めて検討、まだ日にちまでには若干日があるわけで、ただ議会とすれば、ほとんどこれが最後だろうと思うのです。９月の議会で論じたって間に合わないでしょうから、だからそういう意味で、私どもが発言できる場所としては、この議会しかない。９月には間に合わないということで考えて、お伺いしたい。この程度の予算では間に合わないかもしれません。それは村長に聞いたほうがいいでしょうか、お伺いしたほうがいいでしょうか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えさせていただきます。

あそこの碑の話が出ましたけれども、碑の話は、確かに住民の方の名前を彫ろうかというような会議の中で、打合せの中で案としてありました。ただ、私のほうは、当時、あの碑を造るときに、私もこの役場に在籍、もうさせていただいた中で、誰の名前を彫るかというところで、けんけんごうごう、議会でも多分その当時、話題になっていたというふうに私の中で記憶している次第でございまして、今まで当然功績のあったとか、長年利島村にずっと住んできた方のお名前を、住民票だけで判断ができないというようなところもございます。

ただ、住民票でいきますと、１日でも利島村に住所を置いていれば名前が載ってしまうとか、そういったところもあるので、一概に名前を入れるというのが、果たして正解なのかなというようなところもありまして、私どもの打合せの中では、名前の碑を造るとか、そういうのは、ちょっと差し控えたほうがいいのではないかと。あくまでもそういうのは、映像ですとか、今後も使えるようなコンテンツというのですか、今までの歴史を住民の方に、今までの100年と次の100年に向かっての抱負をビデオメッセージみたいなものをいただくとか、そういう形で参加していただくほうが、より映像として残って、それこそ役場のホームページとか、そういったところでも流せるような、そういったところもありまして、先ほどご提案いただいたのですけれども、私どもの会議の中でも、そういう話はあったのですけれども、ちょっとどうなのかなというような疑問符もありましたので、議員のほうから、そういうのはどうだというご提案をいただきましたので、時間的には、日程としては11月５日に実施する予定で、今のところ計画は立ててはいるのですけれども、そこまでの事業者とのお話をしていく中でも、やはり結構タイトであると。日程的にも現段階でいくと、いろいろなものを作成するとか、そういったものにはどうしても時間がかかっていくというところもありますので、そこはちょっとこの１年間を見ながら、議員にご提案いただいたところも、村としても、ちょっと検討させていただきながら、ちょっと進めさせていただきたいといったところでございます。まさにこの事業については、今まで100年だけに限らず、村のために尽くしてきていただいた先代の方たちと、次の100年に残せるため、利島村に残せるための事業でございますので、ぜひ議員の皆様にもご意見とか、当然ご協力いただかなくてはいけないところがございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

〔「憲章」と言う人あり〕

○総務課長（榎本雅仁君）　村民憲章のところについても、そういうものができるのかどうなのかというか、幾らぐらいでできるのかとか、そういったところも、ちょっとこの場ではお答えできかねますので、ちょっと検討させていただくというか、ちょっと持ち帰らせていただくような形でお願いいたします。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　人の名前を刻むという、これは個人ではないわけで、沖縄に平和の礎というのがありますけれども、糸満市に。私も行ったことがありますけれども、あれは個人の戦没者、あるいは戦災者、被災者の名前が、外国人も含めて刻んで、だあって出ていますけれども、それは生存している人を書くわけですから、今、特にうるさい、片仮名で言えばプライバシーといいますか、人権問題ですね。この辺とのかみ合いは当然生じてくる。といって希望者はというわけにもいかないでしょうし、公費をかけて希望者だけは彫り込むと、こういうわけにもいかないという、そういう難しさは、確かに私も理解できます。

ただ、あれはそういっても全村民が入っているはずなのですよ、現在のは。誰か、うちは断りましたという人は抜いている人はいるのかなと思いますけれども、あの当時、建てるときに全部調べて、戸籍というか、住民台帳に載っかっている人は全部入っているのだろうと思います。ご検討いただくということですから、そういうことで、財政も伴いますし、了解します。希望としては述べておきますけれども、ぜひご検討いただければありがたいと思います。その結果はともかくとしてですね。

それから次に、これも前田議員から出た、いわゆる人事の問題、人事権の問題と捉えられると、これは心外なわけですけれども、重要な指摘だと思っています、歴史的に見ても本村の。やはり全て外注で、今様の言葉で言えばコンサルタントというのでしょうか、外の人に考えてもらうと。あるいは調べて、研究してもらうと。というと、村の中の職員の皆さん、村長以下、職員の皆さんは何を考えているのか、何かやることだけ、希望だけは述べているのだけれども、さて、どんなものをつくろうか、何をすべえかと、どうしたらいいのかということについては、全てというぐらい基本的には外部の業者さんに、コンサルタントを中心とした、あるいは設計屋さんもある意味ではコンサルタントかもしれませんけれども、そういう人たちに依存、依頼していくと。

そのよしあしは、もちろんあるとは思いますけれども、基本には前田議員の指摘というのは、私は重要な指摘というか、要請なのかなと聞いていたのですけれども、やはり地元に、特に技術者がいないというのは、これはやはり重視したほうがいいなと。誰々を採用するというのは人事に入ってしまいます。村長の権限を侵すことになるので言いませんけれども、そういう体制づくりという

のは必要なのかなと。

それで、もう一点、人手不足で職員パワーが不足だという議論が度々事あるごとに展開されておるわけですけれども、やはりここで私考えるのは、職員内部だけでどうすっぺかということは厳しいのかと見ています。それは募集したら、すぐぽんぽん、ぽんぽん入ってくるというなら別です。同時に財政が伴うわけで、そういう点での制約というのは厳しいと思うのですけれども、職員が本来的な仕事に従事できる体制をどうしてつくるかということが大事になってきているのかなと。ちょっと回りくどいですけれども、ならばどうするといったら、今一番問題になっているのは、私は正直言ってごみだと思っています。ごみの回収から本来業務に職員は戻ってもらうと。１名の方はアルバイトだか、365日だか分かりませんけれども、会計年度で雇用されている状況と見ていますけれども、やはり外部に発注していく。

かつては、交通機関も、あれは直営ですよ、村の。そう古い話ではない。村が直営でやっていた。それが僅か数十年前ぐらい、まだ半世紀はたっていないと思いますけれども、それが民間に委嘱された。今日に至っているわけで、その後の経過は省きますけれども、今、本村が課題として抱えているのは、職員によるごみ回収、これは私は、そろそろ見直すべきだと。有能な職員、それではごみ回収、どうでもいいかということではないですけれども、職員が、時間にしてみたら、どのくらい取られているか分からないですね、これは。あそこの仕分けだけだって結構ご苦労さんですよ、生ごみの回収もさることながら。

だから、そういうことも総合的に考えていただいて、ここはひとつ前田議員から提案のあった、リタイアした人でもいいでしょうし、正規の若い職員でも私はいいと思いますけれども、職員を採用しても、やはりごみの回収がネックになっている。ごみの回収は、ごみの処理をしている間は、頭ではともかく、手足は、行政には何ら貢献しませんから、貢献できませんから。

だから、そういう意味では、この解決策とすれば、ごみをどうするかというのが本村では、行政とすれば最大の、特に職員体制が重要な課題になってきている。何が何でもごみは職員がやるのだということにしがみつかない。そのためには、それではどうしたらいいかというのは、これから行政をはじめ住民の皆さん、あるいは議会を含めて積極的に検討すべきだろうと、こう考えております。

これは何も技術職に限らない、事務職でもそうです。経費的には、私ははるかに安いし、村が生きた行政ができると、村独自の。それで、補佐的にコンサルを活用するなら活用してもらうと。あるいは都行政を、あるいは国の支援を受けると。今、東京都の支援を受けるようにいかない、この技術、専らコンサルタントで、何をやるについても一部始終が全てコンサルタントっていいぐらいの状況です。村計画にしてしかり、何かの計画にしてしかり。何か計画しようと、全部コンサルタント。

ここは全て脱皮しろとは言いませんけれども、やはり村の中で、職員の中で、そういう知識、技

術、技能を持った、事務的にも、あるいは技術的にも、そういう人たち、職員を雇用というか、採用して村政を促していく、促進していくということが大事な時期ではないのかなと思っています。いかがですか。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問及びご要望ですか、ご意見に対してお答えいたします。

村長が先ほども申したとおり、技術職というのですか、専門職の採用について、私と村長もそうですけれども、昨年度、村長が就任してからも、やはり利島村には専門職がいたほうがいいよねというようなお話というのは、中でもさせていただいていて、募集を出せるか出せないか。出して果たして応募が来るのかというようなお話もいろいろさせていただいている中で、東京都の例でいくと、東京都ですら専門職の確保に苦慮しているという中で、なかなか村が出して人が来てくれるのかというようなところもありつつ、また事務職自体もちょっと足りない中で、募集がなかなか出せないというか、継続的に大きな事業がないというような中でも、なかなか難しいのかなというところも考えておりまして、そういうところも含めて、もう一度検討というか、専門職だけではないですけれども、ただ専門職といいましても、いろいろと建築もあれば、土木もあるし、電気もあるしといった、複雑というか、１つの専門職を雇えば、全部解決するというようなものでもないですし、また専門職を職種に応じて全部雇えばいいかというのも、なかなかこの利島村の行政体の規模でいきますと、難しいというようなところもございます。そこは、ぜひ東京都にもお願いしながらというところも含めて、ぜひ検討は重ねていきたいなというふうには考えております。以上が１点でございます。

２点目のごみ処理に関する職員を割いているといったところでございますけれども、村としましても、当然委託業務で受注してくれる業者があれば、それは一番願ったりかなったりといったところも考えておりますし、というところもあるのですけれども、ただやはりごみの場合、今でいきますと、正確性というわけでもないのですけれども、ごみの分別のところでミスができないというか、大きなミスをすると、それだけで取引停止というか、今そういう状況もありますので、きちっと業者監督等々もしていかなくてはいけないというところもありつつの中でいきますと、今の方式というか、直営でやっていくというのが、ちょっと今のところは致し方ないのかなというようなことも考えておりますが、突然そういうところの中でも、委託できるというようなところも排除しない考え方で、柔軟にやっていければなというふうに考えています。

会計年度を雇用するとか、そういった、いろいろな方法、手段があると思いますので、そこは次年度早急に、次元度に向けてと言わずに、できるだけ早く職員が自分の業務に専念できるような環境はつくっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは私自身も思っているのは、言うはやすしという感はあります。言うほうはいい。口でしゃべるのは何でもしゃべるなという点で受け止められると、それまでなのですけれども、私もそうはいっても、現状の村の職員体制を見ていて、簡単にそう切替えが利くとは思ってはいないのです。これは相当の、ある意味で犠牲を伴うかもしれませんし、ペナルティーが出てくる、ミスが出てくるかもしれませんけれども、ただこのままでは、私は先行き考えだけは広がるのだけれども、構想だけは。しかし、どうも先詰まりになってきて、業務は増えてくるといえば、村長に言わせれば増えてきているというのだけれども、業務は増えてくるわ、職員はいないわ。逆に言うと、これは人事権に触れるかもとは思っていませんけれども、あえて申し上げますと、ごみを回収するがゆえに、私は採用が非常に厳しくなってきているのではないかと、邪魔になっているのではないかという気がしてならないのですよ。採用したときには、ごみの回収をやってもらいますよって、それで有能な職員が来るのかなと、人材が確保できるのかなと。何だ、ごみ回収やるのかよと。それだけでも結構ブレーキになってしまうという、そういう印象を持っているのです。

それはともかく、いや、そんなことはないなら、それはそれでいいのですけれども、いずれにしても本村の今の行政体制の中で、物理的といいますか、体制上、最大のネックは、私はごみだと見ています。これから職員は解放されたいと。専念してほしいと、行政に。

それでは、ごみはどうするのだよとあるわけで、（株）ＴＯＳＨＩＭＡ並みの会社にするのか、あるいは他の委託業者並みにするのか。それで、今お話がありました、新焼却場が来年できるのですか。それに向けて爆発物がある、仕分けしなくてはならない。それの負担がある。職員だって、住民から見れば同じですよ。その指揮監督をするのは、その会社の経営者、責任者であり、あるいは行政の発注というか、依頼、委託というか、その行政の管理責任があるだけのことで、それは私は、その業者は、それなりにやると思うのです。ずさんな行動をやったら、ペナルティーを課せばいいわけで、いいかげんなことをやったらね。それはしようがないですよ、そのために契約書を交わすのでしょうから。

だから、そういう意味で、私は少なくとも１年ぐらいの間に新焼却場建設に向けて、供用開始と同時には村の手から離れると、ごみ作業は、改修作業は。ぐらいのつもりで、それこそ検討してほしいなと。それでは、どうぞおやりくださいではなくて、私たちもその限りでは、協議会を開くなり、あるいは行政からの要請に基づいて議員だって私は参画するだろうと思うのですよ、検討に。そこの最後の一言だけ伺って、次やりますけれども、口幅ったいけれども、村長、あるいは副村長のほうに意気込みだけでも、いや、無理だよ。そんなことを言ったって、しゃべるのは簡単かもしれないけれども、中へ入ってみろと、そんなものはできねえよというのか分かりません。

○議長（寺田　優君）　菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君）　私も赴任いたしまして、物は試しということで、仕分けのほうに参加いたしました。やはり午前中いっぱいかけて、10人前後ぐらいで職員が当たるということで、これはこれで大変だなと。もっと言うと、新宿の席の上でやっている中では、こういったことは想像できなかったというのが正直な感想です。やはり負担になっているのは間違いないと思っております。

なので、意気込みをということだったのですが、我々としても思いは一緒で、何とかしたいなという思いは当然あります。やはり職員の負担、暑い中もそうですし、寒い中もそうですし、またはスプレー缶も穴を開けるときにブシュッと中身が出てきてしまったり、結構大変は大変なのです。その思いは重々感じています。

ただ、一方で、島内の人的資源とか、そういったこともあるので、大変申し訳ないですけれども、ここは一足飛びにいかないのかなと思っている一方で、我々の身内を守るという意味でも重要なものだと思っていますので、そこは応援と受け止めさせていただいて、意気込みに代えさせていただくというところでございます。ただ、ここは一足飛びにいかないかなというところがありますので、ご指導、ご助言いただければありがたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ぜひご尽力いただいて、今言うようにごみの問題、回収問題は、やはり職員体制の中で最大のネックだろうと思っていることには、あまり認識の上で格差はないように受け止めましたので、いや、これでいいのだということでもないわけでしょう。

〔「はい」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　だから、そういう点では、村を挙げ、行政だけでなくて、我々議会も含めて、村を挙げて、ごみ回収の在り方を考えて、結構職員、行政体制、私は前進するだろうという具合に見ています。もちろん、組織をどうつくるか、人材をどう確保するかという点は、あるいは住宅をどうするとか、いろいろ課題はあるわけです。今の副村長の答弁で、ご検討いただければありがたいと、こう思います。

それでは次に、これは石野議員からの質問ですけれども、サスティナブルのあれですけれども、ざっくばらんに伺いたいのですけれども、まず最初に。このサステナブル事業の対象物件とは、再三これまで住民説明、あるいは予算説明、議会説明等で伺ってはきているところなのですけれども、現状における村の構想、考え方について、改めて復習の意味でお伺いしたいのですけれども、対象、サスティナブルの宝島ですか、に関係した、その対象事業というのは幾つぐらいある、大きくて、細かいの、ごじゃごじゃ、細かいのはいいですよ、幾つぐらいあるのだと。例えば住宅があるとか、あるいはさっき言ったサテライトがあるとか、あるいは農協で何があるとか、あるいは漁協では船

を造るとか、船と言えば漁船でしょうけれども、あるいはその他の施設を造るとか、あると思うのですけれども、これは幾つぐらい今やろうとしているのか。何件ぐらい。

それで、個々の予算事業は、後で必要に応じて伺うかもしれませんけれども、総額幾らぐらいになるのだと、サスティナブルで事業は。これが分かったら、計画の上でいいのですよ、昨日来話のある、積算してみて、計算してみて、業者から設計図をいただいてなんていうこと時点でなくて、村が今構想している総事業と総事業費です。例えば５月に申請したとかおっしゃっているけれども、その中では決まっているのでしょうから、申請した額、金額も幾らと、事業も何と何と何だと。それは公表できますか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

サステナブル・アイランド創造事業に関してでございますが、５月に申請した段階で事業数は４事業を考えてございます。１つは、今おっしゃったとおり住宅建設、もう一つは、農業振興、もう一つは漁業振興、最後に景勝地とかの公園改修事業の４つの事業です。

〔「何改修ですか」と言う人あり〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　公園改修です。南ケ山園地とか、なかよし公園の改修です。先日も一般質問でご回答しているところなのですけれども、その４事業を考えておりまして、５月の申請の段階で、その事業は５億円で申請してございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、先ほど石野議員から質問のありました、サテライトというのは入っていないのですね。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ご認識いただいているとおりでございまして、サテライトオフィスに関しては３Ｃの補助事業を使って実施……

〔何事か言う人あり〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　３Ｃという補助事業、東京都の補助なのですけれども、そちらを活用して実施していく予定でございます。

〔「３Ｃって何ですか」と言う人あり〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　３Ｃの補助事業なのですけれども、子供、長寿、コミュニティーとい

う３つのＣを併せて……

〔何事か言う人あり〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　子供、長寿……

〔何事か言う人あり〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　子供、チャイルドのＣ、コミュニティーのＣ、長寿のＣの３つのＣを併せて３Ｃと呼ばれている補助事業があるのですけれども、そちらの２つの事業、子供とコミュニティーという事業を使って行っていく予定でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうしますと、サスティナブルのほうの事業が、先ほど述べた園地、漁業と農協と、それから住宅で５億円ということで、サテライトのほうは、３Ｃのほうの、だけれども、これは予算書を見ても分かるように補助金はないのでしょう。あるのかな。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

補助事業は東京都で３Ｃという補助事業があるのですけれども、その補助事業に対して５月の中頃に申請を出しているところで、これからちょっと東京都さんと７月の初めにヒアリングを行って審査、採択等を経て額が確定するところでございまして、まだ歳入額には計上していない状況でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　通常の感覚といいますか、ありようで伺っているのですけれども、３Ｃといえども、このトータル、初年度、当初予算と、それから補正予算で約１億円ですよね。この１億円については、３Ｃといえども助成の範疇ではないと。それともそれも入っているのですか。普通は設計だの、そんなのは入らないですよね。設計だの、造成だのというのは。造成があるかないか知らぬけれども。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

３Ｃの補助事業の中に含まれております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これを見て、ちょっと分からないものですから、伺ったのですけれども、委託料が7,300万円で、実地調査が1,000万円で、サテライトの、先ほど石野議員から質問のあったのは6,200万円ぐらいですか、これが書いていないので分からなかったのですけれども、一般財源で7,300万円、そして今補助金の中に、補助事業の中に入っている、補助対象になっているというご答弁ですけれども、入っているのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほども述べさせていただいたとおり、対象事業になってございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　サステナブル事業は対象になっているのでしょうが、補助事業のね。助成事業のさっき言った、チャイルドとコミュニティーですか、２Ｃだ。

〔何事か言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　長寿のほうは日本語なわけだ。それの事業は入っているのでしょうけれども、私が伺った、この7,300万円、いわゆる業務委託料ですよ。業務というか、委託料だ。この7,300万円、細かいことを言えば実地が1,000万円、1,100万円、それから建設支援が六千二、三百万円、これは補助対象になっているかと聞いたのです。

先ほど教育委員会でご説明いただきましたけれども、普通は、書き方が普通だろうと思う。総額はそうなのだけれども、事業対象とするのは、事業だけが対象になる。極端な言い方をすれば工事費だけは、建設費だけは。調査費だの、設計料というのは除かれると。ですから、私は、この7,300万円というのは、のうちの補助金があるならば幾らですかということを聞いているわけです。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

実地調査委託料、ちょっと書き方がまずいのですけれども、これは地質調査の委託になってございます。今年度、サステナブル・アイランド創造事業の中に含めてしまっているのですけれども、これは３Ｃで建設予定の複合型サテライトオフィス、あとは住宅関係の２敷地の３敷地分の地質調査の費用になってございます。こちらに関しては、３Ｃの補助には入れていません。ただ、ほかの補助を活用する予定でございます。

複合型サテライトオフィス建設支援・設計委託に関しては、補助対象事業となってございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ほかの事業って、要するに建設関係になるわけですよね、ほかには。ほかにはないでしょう。用地買収も入っているのですか、入っていないでしょう。入っているのですか。

〔「ないです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　住宅の場合は入っているのか。

〔何事か言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　だから、用地買収だの、設計費だの、調査費だの、これは補助対象になっていないでしょう。入っているのですか。

あと、建設費は、例えば村営住宅を造りますといったって、用地買収だの、測量費だの、設計費だのというのは入っていないでしょう。あと、建設費は当然入っていると思うけれども。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

用地買収は、今回行わないので、補助対象云々というのは関係ないかなと思っていますけれども、用地買収に関しては基本入らないと思っています。設計費用とか、建設費用、コンサル費用も含めて３Ｃの補助には補助対象となってございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えするのは、まず東京都のほうで３Ｃと言われる事業に対して、どこまでを補助経費として認めるかという東京都のほうの基準が当然ございます。その中に、そういうコンサル費用ですとか、設計費用というのは含めていいよというふうに東京都が示していることであって、教育長が先ほど申したのは、教育長のほうの補助金のメニューの中には設計費は含めないよというふうに決まっていると。

ただ、この３Ｃの補助事業については、そういうものを含めていいですよというふうに東京都でお認めいただいていることなので、そこは補助対象経費としてなっているというので、補助金の項目というのですか、補助金の東京都が交付する項目によって、どこまでが対象経費になるかどうかというのは、その補助によって違ってくるといったところでございまして、今回の３Ｃに関しては、東京都のほうで、そういったコンサルティングの費用ですとか、そういった委託料というのも、また設計についても補助金としてお認めいただいているといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　いわばこれは特例ですね、東京都の３Ｃという補助体制が。東京都の補助要綱ってありますけれども、その中へ３Ｃというのは、新しくつくったのならあるかもしれませんけれども、そういう規定というのはないですよね。設計費も見ます。ありますか。

○議長（寺田　優君）　菅瀬副村長。

〔副村長（菅瀬優生君）登壇〕

○副村長（菅瀬優生君）　補助要綱って、補助事業って、それぞれの事業の趣旨に合わせて対象経費って決めていくのです。例えば先ほどおっしゃられたような設計は含めないだとか、逆に言うと、設計も含めるだとか、いろいろありまして、それは特例というよりかは、多分事業の趣旨に合わせて、もしくは世の中の実情に合わせて設定していくものでございますので、多分特例ということではないのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、補助割合というのは、何％というのは、もう分かっているわけですね。総事業費の何割だと。例えば75％、全て含めて75％助成する、補助するとか、あるいは50％だと。それも分かっているわけですね。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

３Ｃの補助に関してなのですけれども、割合ではなくて、上限額が設定されております。先ほど３つのＣで、子供、長寿、コミュニティーというお話をしたのですけれども、子供とコミュニティーで、それぞれ5,000万円ずつの上限が設定されていて、今回２つの補助を申請しているので、最大１億円を狙っているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　１億円、だから２つで２億円、そうすると、既に１億円消えてしまっているわな、これは。

〔「２つで１億円」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　２つで１億円だったら、大変だ。もう１億円消えてしまっている、これだけで。私が言いたいのは、全部総合、今、副村長の答弁、所管職員の答弁では、私の先入観的な質問

でやったのですけれども、今、副村長の答弁では、それ自体は分かった、理解できたのですけれども、そうすると、総事業費が、もう出ているわけでしょう。出ていなくては計算のしようがないものね、東京都も。既に５月に申請してあるというのだから、そうすると総事業費は幾らなのですかと聞いたのですよ。それは１億円だと言われたのでは、もう１億円、これだけで消えてしまっている、物が建たない。しかも、全部もらったとしてですよ。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

今年度の見込み、まだ見込みですね、設計等が終わらないと、今後詳細な施行とか、擁壁工事とかやる工事費用の見積りの精査はできないところはあるので、概算の見積りですけれども、今年度に関しては１億3,000万円弱、ちょっとかな、を想定しているところでございます。

先ほど３Ｃの補助で１億円を超えている部分に関しては、昨日ちょっとお答えさせていただいたところもあるのですけれども、総合交付金のところで、東京都さんのほうでも子供の施策に関して力を入れていく年であるところもあるので、総合交付金のほうの政策連携枠という枠の中で、こういった施設を建設するに当たって補助ができるというお話を先月かな、ちょっと説明会を受けていただいているところがありますので、そこを活用しつつ、なるべく一財が出ないような、少なくするような形で事業を進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　要は、住民の立場から見たときにですよ、この３Ｃなるものの、２Ｃですか、我が村は。その総事業費は幾らなのだと。今、総合主義を取っているというから、設計費も含めてね。設計費は、もう分かっている、１億円だから。設計費と言っているか、調査費といいますか、これは１億円と書いてある、予算が。

そうすると、残余の肝腎要な本体は幾らなのだと。１億円も投入して調査費やら、設計費やらは計上したのだけれども、本体はどういうもので、どういうものはさておいて、幾らかかるのだと。というのは、私、こういうことを言いたいのですよ。普通は、先ほど来専門家がいないということなのですけれども、普通業界団体での、私は業界ではないですけれども、常識とすれば、皆さん、そこまで分かっていると思うのですけれども、建設費と建築費と設計費は、ほぼ同額というのはあり得ませんよ。何％と決まっている、大体。建築費、事業費の何％が設計費だと、認められるのが。

そうすると、これを見ると、一般的には17％から20％前後だと、もっと額が低ければ、もっと低いけれどもね。というのは、小さい事業というのは、施工管理というのはなくなってくるから。大きい事業になってくると、施工管理がついてくる、管理者が。100万円ぐらいの建物を造ったって管

理者は必要ないだろうから、大工さんに物を頼んでね。だから、そういう違いは、もちろんあるわけだけれども、一般的な話として、そういう状況になってくると思う。

そうすると、１億円の調査費をかけたら、少なくとも３億円ぐらいの建築費になりますよ。

〔「１億円」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　１億円、これかけるのだから、設計費を、調査費を。いや、そこだけ見たって分からないですよ。当初予算で3,000万円ある。それに追加補正が7,000万円、それで１億円ですよ。

だから、そういうことで考えにくい。だから、私は、総事業費は幾らですかと、こう聞いている、総事業費主義だというから、全体でもって補助割合が出てくるというから。そうすると、これは勝手な邪推で物を言うのは、ユーチューブの関係もあるので、言いづらいのですけれども、専門家でもない人間が。大体事業費が３億円ぐらいの事業費になるのではないですか、これは。物を言わないけれども、幾らを考えていますか、総事業費は。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

昨日、石野議員からご質問のあったとおり、回答させていただいたとおり、総事業費に関しては現状４億円を想定しているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうでしょうよね。それで、４億円の中に１億円が入っているのですね、総事業費だから。ということは、私が言ったとおり３億円だ、建設費は。あながちうそを言っているわけでもない。

そのうちのどのくらいをというパーセンテージで出てくるのが１億円ですか、補助金が、３Ｃで。１億3,000万円と言ったのでしょう。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほど回答したのは、年間で２つの事業を合わせて上限が１億円というお話をさせていただいておりますので、この事業については３か年になりますので、最大３億円の補助となる見込みでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　３か年かけて４億円の事業をやる、そのうちの初年度で使用するのが１億円、調査費でね、１億円は初年度に使用してしまうと。それで、次年度から、今年建設するわけではないでしょうから、次年度から着工して、明許費になるのか、繰越しになるのか知りませんけれども、継続になるのか、明許になるのか分かりませんけれども、いずれにしても３か年で４億円の事業をやると。そして、一般会計から１億円を投入する、そういう理解でいいのですか。一般会計ではない、一般財源だ。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

現状３Ｃの補助が取れたと想定して、３億円の補助に対して一般財源が１億円になっていくかなと思っています。その１億円の中を総合交付金の政策連携枠を充てて、うまくやりくりしていく予定でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　例によって総合交付金というのは、ブラックボックスみたいなもので分からないのだけれども、それの少なくとも総合交付で充当を検討すると、検討しましょうと、してもいいというような意向というのはあるのですか。まだ全く分からないと、やってみると。要望は出してみるけれども、これは分かりませんというのか、あるいは内諾事項があるのか。これはブラックだから、ちょっと分かりにくい、言いにくいのだろうと思う。これは都行政も言いにくいかもしれませんけれども、言いにくいったって、俺が心配することはないのだけれども。

○議長（寺田　優君）　隅総務課主幹。

〔総務課主幹（隅　智孝君）登壇〕

○総務課主幹（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

内諾云々というところは、なかなかお答えできないのですけれども、先日、東京都さんのほうの総合交付金の今年度の事業の説明会があって、その際に政策連携枠の中に子供支援という枠ができますよというお話をいただいておりますので、そこは大丈夫かなと考えている、見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員、まだ幾つかある。

○３番（笹岡壽一君）　あとはサスティナブル。

○議長（寺田　優君）　では、ここで昼食にして、引き続き１時から質疑を再開しましょう。

（休憩　午前１１時５７分）

（再開　午後　１時００分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

一般会計の議案の質疑の途中でありましたけれども、質問のほうから行きたいと思います。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　３Ｃとそれからサスティナブルに関連、絡んでしまうので、絡みますけれども、１点は、これは提案型の質問なのですけれども、サスティナブル、３Ｃのほうの、いわゆる旧まごえんさんの土地なのでしょう、家でしょう。そこに先日の石野議員の一般質問で２棟建てると。１棟は改築、改造するという話で、それが今日伺ったところでは、総事業費が４億円ということでありますけれども、私は村長に伺いたいのは、前にも提案したのですけれども、提案型の質問したのですけれども、今のあそこの土地については、住宅地にして住宅にすると。職員が不足で、職員専用住宅が欲しいというのであれば職員でもいいと思うのです。一般住宅でもいいし、職員住宅でもいいと思いますけれども、とにかく住居地にするという、住宅地にするという、供給するということで、いわゆる本村が今、今度は３Ｃ、いわゆる２Ｃということのようですけれども、についてはチャイルドと、それからコミュニティーについては、チャイルド、子供対策については、１つは、これだけの４億円という金を投入するということは、私の前提なのですけれども、１つのね。

２Ｃの項目といいますか、構想そのものを頭から否定するつもりはないのです、それ自体を。だけれども、財政状況との勘案をしたときに、本村の自己負担が仮に１億円としても結構な財政負担になるわけですけれども、私は、これだけの費用投入するのであれば、補助金ということで３億円は補助金で、１億円の金がということであれば、それだけの１億円の金を他に使うと。他に使うというのは、どういうことかと言えば、子供さん用には、いわゆる学校関係の充実、１つは。

補正予算でいろいろ計画は出されていますけれども、このほかに何らかの子供に対する制度というか、ソフトというか、一例を言えば学童保育、今は学童クラブになったのかな。学童クラブ制度の人的な体制の充実とか、あるいは施設が必要なら施設、あるいは場所が必要ならコンパクトな、コンパクトというか、必要な場所の提供とか、それからコミュニティーのほうについては、どうせまだ間に合うわけで、来年の話なのでしょうから、急いでつくっても３年計画ですから。

ならば、それは今の私はトレーラーハウスが、まず廃物に近くなるだろうと見ているわけです。観光用に南ケ山へ持っていって、観光用に供するということだけれども、そこまで頑張る必要があるのかなという感じもしないでもない。したがって、廃物だろうと、あれは事実上。人は住まない、住めない。あるいは南ケ山へ持っていってキャンプ場というか、バンガローにするということでもないだろうと。

そこの、どういう活用、台は外してしまっていいと思うのです、タイヤなんかは将来。買ってしまったものだからしようがない。そういう利用を許さないということで、東京都が言うかどうか知りませんけれども、補助金の対象になっていますから、それなら補助金を返せということになるのか分からぬ。その辺はちょっと分かりませんよ。言うだけのことを言わせてもらうという感じがしないでもないですけれども、そういうことで、コミュニティーについては、それを活用すると。

それで、子供さんについては、今言ったような、例えば交流会館の一室を開放して、答弁書によれば、行政報告でしたか、答弁書によれば、いわゆるいざというときに使えない、それでは困るのだということのようですけれども、そのときはお休みいただくと。年に何日もないのですよ。一番使うのが、連続して使うのが、決まって使うのが、住民健診、あれも３日か、４日ですよ、長くても。その分だけ、あの部屋を、胃カメラを使うような部屋を開放するとかということも考えたらいいのではないかと。

それから、単純に造るのは、金さえ出せばできるのです。ところが、私懸念するのは、あそこの、今予定している場所に造ったときに、誰が管理するのですかと。ランニングといいますか、コストです、人的コスト、電気代やガス代はともかくとしても。それらを人的に、交流会館へ１人派遣、職員を置けばいいと思うのですよ、職員というか、臨時だか何だか分かりませんけれども。

そういうことを私は考えたほうがいいのではないかと。これは前にも、現在の土地は、ある意味一等地ですから、住宅地にするということで提案させてもらいたいと思うのですけれども、村長、いかがですか、村長なくて所管課長でもいいのだけれども。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　幾つかご提案いただいたというところで、当然今回に至るまでの過程の中で、おっしゃる部分、全てではないですけれども、検討はさせていただいた上で、今に至るといったところで、そういった発想が全くなかったわけではないというところです。

それは順番は前後してしまいますが、交流会館の利用、勤労福祉会館の利用も含めて検討させていただきました。ただ、それとはちょっと別物というふうに分けて考えていきたいというふうに思い、今回の事業に至ったというところです。

また、住宅の逼迫状況の中で、あの施設を計画する場所に、そのまま住宅にしたほうがいいのではないかと。これは以前、石野議員からも、そういった質問といいますか、提案されたというふうに私の中で記憶しております。当然そういったことも検討はされましたが、いかんせん場所、敷地的にも狭いというところで、なるべく数多く、具体的には単身者の部屋を整備することという目的の中で、あの場所は、ちょっと不適合であるというような判断を当時させていただきましたという中で、確かに住宅として進めていく一方で、住んでいる方に対して、なるべく利島に長く住んでいただけるような魅力ある、特に若い世代、子育て世代に対して、どういった利島の施設、キャパシ

ティーの中で、どういったものが不足しているのかということは、先ほど来主幹のほうから説明させていただいたとおりで、アンケートを実施して、いろいろな要望があったと。

特に子育て世代、Ｉターンの方々のお母さんとか、雨の日に行く場所がないとかといった声が大きかったというところで、利島の中で、そういったところが不足している面でもあるというところと、東京都の３Ｃと説明しておりますが、サステナブル事業、また定住促進、今、東京都自身も島に対して手厚く支援をしていただける、また島だけでなく、子育てに関して非常に手厚く支援をしていただける傾向といいますか、それは政策なのかもしれませんけれども、そういうふうな考えを我々はキャッチしているといった中で、４億円というところが、ひとり歩きしているところではありますが、なぜ４億円の中でやるのかというところは、やはり財源の部分で、相当な部分を支援していただけるという担保、担保というか、前提がある中で、もちろん進めてきたものでありまして、やみくもにそんなというか、高額な事業を、この小さな自治体の中で進めていこうというふうに至ったわけでは決してありません。

例えて言いますと、先ほどの100周年の事業に関しましても、いろいろな発想がありましたけれども、やはりあれに関しては、財源が完全に一般財源というところで、当然補助等もなかなか見込めない中で、取捨選択をしなければいけないというような懐事情といいますか、財政事情があった中で、そんな金額があるのだったら、こっちにというところはあるかもしれないのですけれども、なかなかそうもいかないというところは、議員皆様にもご理解いただけるところかなというふうに考えておりますが、いかんせんこの事業は、住宅と別というわけではありませんが、関連して、並行して進めていきたいという考えでおります。

また、管理、ランニングコストに関しても、当然同時に検討を進めております。先ほどの外部委託といいますか、村役場で全てやるものではなくて、なるべく島内の事業者、もしくは島内の方にやってもらうような方向が当然経済的にもいいであろうという考えがメインでありますので、そういったことも踏まえて検討は進めておりますが、いかんせんまだこうしていくといったところが、明確に煮詰まり切っていない状況でありまして、もう少しお時間をいただいた上で、皆様にお示ししていければいいかなというふうに考えております。

予算上も、かなり大きくなりますし、当初予算から変わってくる、当初予算の中でサステナブル・アイランド創造事業というふうに書かれてあって、その中で3,000万円と。その中でサテライトオフィス、サステナブル事業、それから定住促進と、いろいろなものが一つになって、そういうふうに見えてしまっておりまして、今回の補正でも、その部分の、全部ではなくて、その部分の１か所ということになりますので、ちょっと予算上も見えにくく、ご理解はなかなか難しいかなというところではありますが、引き続き説明をしていき、財源も含めて努力していくつもりでおりますので、ご理解いただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　言葉の、テープの巻き戻しのような質問は避けますけれども、ランニングコストと一口に言っても、やはり機械をセットしておくわけではないので、子供を預かると、チャイルドということになれば。そうしますと、年齢にもよりけりでしょうけれども、チャイルドの何歳ぐらいを言うのか分かりませんけれども、何歳ぐらいを対象にするのか分かりませんけれども、やはりそうなると、そこも単純に留守番的な事務員が窓口でいらっしゃいませというような対応ではし切れないと。

というのは、保育児が近年、本村には、そういう事例はありませんけれども、多々報道なんかによりますと、事故が発生していると。そうすると、それも責任問題が出ると。幼児が何々を飲み込んだとか、あるいは遊技でどうなったとか、落っこったとか、けがをしたとか、不幸な場合には亡くなる事例もあります。そういうことも考えたときに、ならば専門職のいる、例えば今ある保育園の時間延長をして、その分だけランニングコストの費用を追加したらどうだと。あそこへ持っていって、あそこにいる人たち、何て言っていいのか分かりませんけれども、多目的なチャンネルだ、２Ｃのね。そのところにも同じように人材を派遣しなくてはいけない。

学童については、中学生も含めての話、考え方によっては、どこか学校の校舎の一部を使うとか、あるいは先ほど言いましたように交流会館の一部を開放するとか、いざ何かのときには、お休みくださいという、物すごい設備をするわけではないでしょうから、さあそこを開放して、健診の施設が来たときには大騒ぎだというようなことでもないでしょうし、そういうことを含めたときに、将来のランニングを含めて、私は、ちょっと危険過ぎるのかなという感じがしているわけです、懸念するわけです。

それは考え方、村長が構想されていること自体を頭から否定するわけではないのです。本村の能力とすれば、時期尚早に近いのかなと。１億円の金があるのでしたらば、今言ったような学童なら学童、あるいは乳幼児なら乳幼児に対する、しかるべき施設は、もっと簡単にできるだろうと。それで、その金の一部を使っての将来というか、ランニングに対する費用も負担していけるだろうと。保育園にそれこそパートだか、会計年度任用職員を派遣するなりして、例えば６時なら６時までとか、あるいは７時まで面倒を見るとか、今は４時半頃で終わりですか。それは保育園の職員は、それで解放していいと思うのです、普通の勤務で。

そういう私は施策を講じて、どうせ１億円あるのだから、そういう意味では。余っているわけで、使わない金が生じるわけですよ。それをやると、サスティナブルで、２Ｃチャンネルで、事業で終わってしまうわけだ、４億円が消えてしまうわけだ。１億円あったのだけれども、それは全部使ってしまって、家が建って、それでおしまいなわけですよ。

だから、そういうことも踏まえて考えたときには、私は考え方自体は、あながち理解できないわ

けでもないけれども、しかし現状、現実、あるいは近未来を考えたときには、やはりちょっと時期が早いのかなと。それよりも一方では、その一方ではくどいようだが、住宅はどこでもいいというわけにはいかないのだよね、やはり。部落に近いほうがいいでしょう、買物するにしても何をするにしても。何世帯、あそこに住めるかは別ですよ。何世帯だっていいではないですか、３世帯でも４世帯でも。あれは３世帯か、４世帯ぐらい住めるのではないですか、上、下造ったら、分かりませんけれども。そういう考えを持ってお伺いしています。村長の言わんとすることも分からぬではないですよ。勘違いされても困るけれども。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議員のおっしゃる考え方もあるというふうに理解はしております。ただ、やはり時期というか、風といいますか、その補助に関しましても、時期とタイミングというところが正直ありまして、永続的に補助制度があるというわけではないと。また、申請のタイミング等で、当初予算の段階で確定していなかったりとか、申請が５月になって採択が７月といったような事情がありまして、予算上も分かりづらくなってしまう事情はあるにせよ、現在の村としては、必要だということで進めていきたいというふうに考えておるところであります。ぜひとも議員の皆様にも一緒に応援していただけたらなというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、その案件は、これで打ち切りますけれども、予算について伺ってまいりますけれども、ページで申し上げますが、確認の意味も含めて言います。

歳入で、ページは88、89かな。雑入のところで定期航路の返還金というのがあります。これは原資は何ですか。このとおり補助金の返還金、いわゆる令和４年度の決算を取ってみたら1,156万1,000円の剰余金が出たと。それを閉鎖を受けて、決算を受けて、返還させたということですね。返還させたという額でしょうか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

歳入で入れさせていただいた返還金につきましては、すみません。金額的に確定はしていないのですけれども、おおよそこのぐらいの金額だろうというところを今回上程させていただいております。内訳としては、昨年度の補助金の中で、使用しなかった部分の返還金ということになります。よろしくお願いします。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　何以外使用しなかったのだということまでは、伺うつもりは、私はないのですけれども、参考までに伺いたいのですけれども、78というのは、何か意味があるのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

78というのは、科目の細説の番号が頭に入っているというところが78。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。

それで、確定していないという、細かいことまで出ていますから、1,000円までね。私は６月補正を組むに当たって決算は３月31日で、これはどうあれこうあれ株式会社ですか、税務申告しているだろうと思うのです。申告期限は５月31日までですから、既にそれは確定していて、剰余金は。そういうことで確定した額だと思ったのですけれども、まだ見込みですか。今の話だと、見込みみたいなことだったけれども。

それともう一点、ついでにお伺い、ついでというか、まとめて伺っておきますけれども、主なる余ったという、主なでいいですよ。それとも細かく50万円だ、60万円だ、３万円だ、８万円だというのが積み重なってこういう金額になるのか、あるいは何かがぽんぽんっと、例えば人件費が、要するに10人なら10人掛ける12ですから、百二、三十人分ぐらいですよね、月で言えば。トータルでね。

だから、そういうことで、人件費が、例えば10人だったのが、分かりやすく言えば、10人が８か月勤めということの残余の金額だとか、そういう意味で、大きくぽんぽんっとあるのですか。代表的なものは何ですか、余ったというのは。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

当初予算のときに金額で想定していたものより大きく減額というか、使わなかったものに関しては人件費の部分、給与の部分と賞与の部分が一番大きいです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうだろうと思って聞いているのですが、ほかには、これが余ったというのは、あまりないだろうと思って聞いて、そこで伺いますけれども、人件費はどうなのですか。退職

したことによる、途中退職したことによる譲与、余った金ですか。それとも予定したのだけれども、それだけの人間が年度確保できなかったということですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

想定した人数を雇えなかったというところです。想定の人数より少ない人数で運営をしたというところなのですけれども、その分の人件費を返還するという形になります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　最近変わったかどうか分からないのですけれども、事務職を含めて12名体制ですよね。今は増減があるかどうか知りませんけれども……

〔何事か言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いや、村が担保している人員というのは12名ですよね。そのうちの何名かがずっと足りないと。どうしてなのですか、どうして足りないのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

理由としましては、様々な理由が複合的にあると思うのですけれども、現在の住宅事情だとか、そういったことも理由としては挙げられるというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　いや、私伺っているのは、住宅事情だということになればですよ、ずっと続くということですよ。住宅の空きはないでしょう、ほとんど。空くまで待っていると、そういうのんきな状況ではないと思う。それで、住宅を建てるとは言っているわけですよ、村が、一方でね。

そうすると、この住宅というのは、それがためだということになればね。だけれども、ほかの人たちは入っているのですよ、そうはいっても、農協の人なんかも入っているでしょう。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほど住宅というお話を私のほうから答弁しましたけれども、（株）ＴＯＳＨＩＭＡとしましては、採用の部分なので、私がお答えするというのも、ちょっとどうかなというところはありますが、

例えば地元採用というのですか、そういった住宅が既にある方を採用したということもあります。そういった努力をしてもらっているというのは、こちらとしても認識はしておるところです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そういうのが努力というのか分かりませんが、地元で住宅に住んでいない社員というか、従業員というのは３人ぐらいでしょう。事務を入れれば４人ぐらいいるか。四、五人ね。４人か、５人ぐらい。あとは、村営住宅に大体入っていらっしゃると。

〔「５人ぐらい」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　５人ぐらいですよね。だから、あとは村営住宅に入っていらっしゃって、それで空けば結構入っていますよね、住宅に。その住宅論に入るのか、その他に問題があるのかということです。これは住宅だけが問題だということになれば、これは何が何でも住宅を確保しなくてはならぬ。そのためには、しばらくこのままいくと。独立の社員住宅ができるまでは、このままいきます。えげつない言い方かもしれませんけれども、ならばこの予算をもって、それこそ住宅を建てられる。別途積立てしなくても、変な言い方と言えば変な言い方かもしれませんけれども、うたい文句だけ12名計上して、蓋を開けるたんびに８名ですと。これが続いていくのだと。実際続いているでしょう、架空の話ではなくて。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほど住宅の問題というような話をしましたが、その前にいろいろ複合的な要因があると。当然採用した方には長く勤めてもらうというのが一番だと思うので、そういったところも、やはり重要視していかなくてはいけない。なるべく人が入れ替わりしないほうが、会社の運営としても安定して会社運営できるというふうに考えておりますし、先日採用した方というのも、利島に移住されて住宅に入られた後に配偶者の方が、とあるところに勤めて、片方の方が就職先が決まっていなかった状態で、そういった方を面接して採用したということもしておると聞いておりますので、そういった部分で、人手に関しては足りないというような状況、運営をする上で最低限の人間は確保しているというところではあるというふうに考えております。

12名につきましては、会社としての、より安定的な運営の中では12名が必要だというところで、その人数を村としても設定して予算計上をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　繰り返しになりますし、それから発言の質問の内容、仕方によっては他に影響を及ぼしかねないという面もありますので、控えることにはいたしますけれども、業務を遂行していく、極力支障なきように頑張ってもらっていますけれども、そこに結構社員の、個々の社員に負担がかかっていると、その分だけ。過去の行政が、さんざんいろいろ議論してきましたけれども、その辺を解消しないと、安定的に社員たちが気持ちよくといいますか、安心してといいますか、働けるためには、やはり必要な人間というのは、再度詰めてみる必要があるだろうと。10名あればいいのか、11名あればいいのか、そういう話合いを通じて、私が結論的に戻るのは、我々は認識不足ですと、でなくて、前回３者、議会と行政と（株）ＴＯＳＨＩＭＡとの懇談会といいますか、定期的には言わないけれども、やっていきましょうという申合せをしたばかりなので、年に１回ぐらい話をするということでなくて、皆さんが、住民もそうだし、会社の社員はもちろん、行政、我々もそうですけれども、責任を持って対応、住民はともかく、行政、議会は少なくとも責任を持って対応できるような体制を構築していく必要があるだろうと。

そのためには、やはり話し合ってみないと分からないですよ、質問して聞いて、あっ、そうですかでは。そういう意味では、ほかにも課題があるわけで、この間もちょっと一般質問で申し述べましたけれども、通告外で申し述べましたけれども、そういう課題もありますし、雨の日の桟橋の送迎問題もありますし、住民の要望としてはあり得るわけだ。あるので、そういうことについても議論していく必要があるのに、なかなか会社とも話し合う機会もないというのが今までだったので、これはぜひ積極的に３者会議を年に何回とは言いませんけれども、開催できるようにご尽力をいただきたいと思うのです。これで本件については終わります。

それから、先ほど100周年を申し述べたわけですけれども、村民の日というのは、これは何をやるのですか。これで幾らになったのですか、合計で、この追加によって。440万円追加になっていますよね。差引きは50万円ありますけれども、それはゼロですから。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

当初予算上の話が、まずございまして、村民の日の経費というのが、まずそもそもの話として1,009万8,000円ありましたという話で、今回その中で需用費の部分を50万円、村民の日の需用費の部分を50万円削って、委託料のほうを増やしているといったところで、村民の日は何をするのかというお話の質問の趣旨だったと思うのですけれども……

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（榎本雅仁君）　そうです。約1,500万円、今回50万円減らして計上させていただいているといったところで、実質430万円増額させていただいたというようなところが今回の補正の趣旨なのですけれども、村民の日のお話をちょっとさせていただきますと、村民表彰、通常は10月１日に

実施するのですけれども、今年度に関しては、当然100周年の記念式典を行う関係上、その日に合わせて村民の表彰を盛大にというか、実施させていただきたいというようなところで、あくまでも100周年が特別の項目で科目、細目を設定しているわけではなくて、村民の日に合わせて100周年というところで、10月１日だったものですから、予算科目をつくっていたといったところで、村民の日が、ここにぽんっと出てきてしまったというようなところになっています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　村民の日と、村民の日に関わる、費やされる費用と、100周年に費やされる費用とは別なのでしょう、予算上は。関連する、しないはさておいてです。それとも、だったらば一緒の予算でもいいのだと、極端に言えば。例えば総額では、村民の日と100周年とは、総額幾らになると。そのうちの割り振ってみただけだと、名目を、科目を、事業費目を。ということなのかどうかということです。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

そもそもが100周年というのが、10月１日に村、村政100周年ですので、10月１日というのが、ちょうどくしくもというか、合わせているのですけれども、村民の日ということで、そこを村民の日として、その中の一部の行事として100周年みたいな意味合いで予算化させていただいているので、村民の日が、そもそもの大題目というのですか、予算科目にございまして、もともとは。

〔「100周年もあったのではない」と言う人あり〕

○総務課長（榎本雅仁君）　100周年の予算科目は、その下についている部分で、委託料の中に100周年とわざわざ入れて、100周年というもので、予算科目自体を、細目をつくっているわけではなかったといったところで、村民の日、10月１日というところの、利島村民の日という中の100年目に当たるので、100周年というのを別途事業化しているといったところで、村民の日と100周年は別の事業ではないかというようなお話ですと、同じ事業というふうに捉えていただいて構わないかと思っております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、従来も村民の日というのはあったわけですよね、100周年に関係なく。もちろん、それはそうです。それで、それにたまたま100年ということで、その枠の中に組み込んだと。ただ、細目については分けましたと。だって、ここに分けてあるものね。村民の日は430万円でしょう。100周年が480万円、逆だったかな。

〔「91」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　91ページ。それで、これを見ると、91の５番の、10番でもいいです。10番は需用費だから、プラス・マイナスを消してしまって上へ出したのでしょう、これは。そうすると、読み方の問題で恐縮なのだけれども、予算書の。村民の日の経費は440万円、そして委託料が、100周年が489万円、12番と10番とでは違うわね、これは、数が。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、細目というのは、村で設定させていただいて、独自というか、それは款項目の次に細目というものがございまして、それによって事業経費が、それぞれ組み立てられているというのが、うちの予算書上の話に、まずなってきます。

予算書上の話でいきますと、細目というのが、５の村民の日経費……

〔「そっちでまとめたわけか」と言う人あり〕

○総務課長（榎本雅仁君）　そっちが細目になっています。その中で需用費として今回50万円、ちょっと削らせていただいていて、委託料として、要は100周年のイベントの企画料としての489万3,000円を新たに計上させていただいているといったところになります。

以上となります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それで、追加補正額が439万円ということですね。分かりました。

それから、大きいところで、前田議員からクレーンの質問が出ていたのですけれども、これはあれですか、先ほど聞けばよかったのですけれども、これは車検は、もちろん別なのですね。車検もあるのでしょう、これは。つり上げの定期検査、車検というか、定期検査の。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

クレーンに関しては、通常の走行に関する車検というのと、クレーンのつり上げとかに関しての性能検査というのが別にあります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　その検査というのは定期的でしょう。一定の、故障しようがしまいが。そのことの検査料というのはあるのでしょう、車検と同じように別途。そのことと、これは別な、修繕費ですから、車だってそうですよね、修繕費と車検費とは別だから。これは分かるのだけれども、

このつり上げ、つり上げと言ったら、何と言ったら、クレーンというのですか。

〔何事か言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　クレーンの定期検査の費用というのは、時期と費用というのは、いつになるのですか。私は、ほぼこれは同じにやるのかなと思っていたのだけれども、違うのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

性能の部分に関しては１年に１回検査を入れていまして、今年も１月に性能の部分、クレーンの部分の検査をしまして、その際に当然性能検査を受けるに必要な修繕はしたのですけれども、その性能検査をしたときに、ここの部分も今後は修繕する必要がありますねという指摘を受けて、今回補正予算に組んでいるところです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうしますと、この案件を扱うときの参考になるわけですけれども、将来的な。普通車検というのは、修繕費ってやりませんよね。車検料でもって全部取られるでしょう、15万円。会社のほうは知りませんよ。修理工場のほうは分かりませんけれども、ユーザー、お客さんのほうとすれば、車検代といって払っているわけです、10万円だとか、13万円だとか、普通。車検料が幾らで、タイヤを取り替えたのが幾らで、ブレーキを取り替えたのが幾らでと、そういうことではないわけだね。そういうことになっているのかよく知らぬけれども、それで車検代というのは幾らなのですか、これは。何か車検代なのですか、車検料というのは。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

車検料というのは、あくまで手数料としてお支払いしているので、今回は性能の部分で修繕、直しておいたほうがいいという部分に関してなので、車検とか関係なしに修繕費として支障が出そうなところを先に直すというところです。

以上です。

すみません。追加なのですけれども、今回は性能検査とかは一切関係ないです。単純に性能の部分の修繕を行うという予算計上となっております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　あまりこれはごちゃごちゃ言いたくない、聞かなくてもいいのだけれども、普通車検感覚ですと、業者さんが車を持っていけば、仕上がりを持ってきてくれるわけですよ。それで、修理も必要だというのは勝手に修理するわけだよね、お断りなく、発注しなくても。タイヤが駄目でしたよ、ブレーキが駄目だから替えましたよ。タイヤを替えましたよ。クラッチがどうとかやるわけだ。修理業者ではないから分からぬけれども、そうして直して持ってきてくれるわけです。

これを定期検査、クレーンのつるほうは別で、それはやらないのだと。見ておかしいよと、これは。だから、直してもらいなさいよという、自分で。自分で修繕してくださいよ、自分ということは、もちろん業者に頼むでしょうけれども、ただこれがおかしいよという指摘だけするのが定期検査なのですか、指摘しっ放しは。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

そもそもなのですけれども、性能検査と車検をやる業者というのは全く別の会社さんです。あくまで走行だけの……

〔何事か言う人あり〕

○産業観光課長（荻野　了君）　車検は車検の事業者さんが検査をしてくれて、性能検査は車検の業者さんでないところが検査をしていると。なので、その際に、今回の、今回というか、１月に性能検査をしているのですけれども、その際に、ここを直しておかないと、次の性能検査に引っかかる可能性があるよというところの指摘を受けたので、１月だと当初予算に間に合わないということなので、６月の補正予算に計上させていただいたというところです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　次は、一般質問でも触れましたけれども、同じ95ページの一番上のモノラックなのです。これは実態はどうなっているのですか。業者委託になったよなんていう話も聞くし、発注を受けているのかどうか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

委託は、もう既に４月１日契約で契約はしております。進捗につきましては、この議会が終わった後に担当には、ちょっと進捗状況と今後の見通しを確認してほしいという依頼をして、ちょっとまだそこの結果というのは受けていないというような状態です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　次に、非常に細かいのですけれども、事業をやっているのかなと思って確認するのですけれども、その下の椿炭製作経費というのが、これが３万円ばかり補正になっているのだけれども、何かやったのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

浄化槽の手数料の改定がありましたので、今回補正予算していると。

〔「浄化槽の」と言う人あり〕

○産業観光課長（荻野　了君）　浄化槽の部分ですよね。各施設、多分浄化槽の料金改定があったので、今回一律的に、一律ではないですけれども、施設ごとに浄化槽の補正予算を計上させていただいているというところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは分かりました。

ところで、あの施設、あれはどうなっているのですか、あの場所。何だか測量施設もくっついて、雨だか、地震だか、ちょっと何か分からぬけれども、ついたようにもあるし、私に問合せもあったのです。小屋はどうなっているのと、何か使うのですかというので。そもそも前村長の時代の話ではないのですけれども、あれを造ったのは。計画もそうだし、あそこを用地買収して、それで施設を造った。もはや20年も、ちょっと前かな、分からぬけれども、忘れてしまったけれども、あれは今どうなっているのですか。やぶだし、小屋は小屋でどうなっているのだか、大体腐り始めていると思うけれども、炭小屋はどうなっているのか。炭は焼くのか焼かないのか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、炭焼き施設、炭を焼く建屋に関しては、現在炭焼きの事業というのは、村のほうで今休止中ということで、炭を焼いたりとかは一切していない状況です。その上の施設ですかね、に関しましては、もともとは利島農産の本社事務所になっておりまして、それを株式会社ＴＯＳＨＩＭＡが引き継いでおりますので、建物に関しては、株式会社ＴＯＳＨＩＭＡの建物ということになっているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　いや、それは今初めて聞いたのです、いつ民間に譲渡したのかというのは。無償譲渡なのかという。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課長。

〔産業観光課長（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課長（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、先ほどちょっと説明させていただいた炭焼き小屋があります。それは村の持ち物であります。さらに、その隣に、私はちょっと存じていないのですけれども、昔、炭焼きの職人さんがいらしていたときがあって、住まわれていた家屋があります。この２つに関しては村の所有物。その一段上にある小屋に関しては株式会社ＴＯＳＨＩＭＡの所有物という認識です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　土地はどうですか。

○議長（寺田　優君）　休憩します。

（休憩　午後　１時５７分）

（再開　午後　２時０９分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほど荻野課長のほうから株式会社ＴＯＳＨＩＭＡ、現在でいくと株式会社ＴＯＳＨＩＭＡの建物、所有物というような答弁ございましたけれども、そこについても、村のほうもきちっとどこのもの、建物であるかと、そういったところについては確認させていただいて、ご回答させていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　一応産業観光課長の発言は、一応撤回ですね。いいですか。

〔何事か言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　はい。

今の案件はいいです。事務所らしきもののあれは分かりましたので、いいのですけれども、いわゆるはっきりしている村施設というですね、ところの管理というのはどうなっているのですか。炭

も焼くのだか、焼かないのだか分からないし、残物が荒れだし、草ぼうぼうだし、しかも都道のメイン通りというか、壊すなら壊すとか、半分は腐っていますわな。建物は別にして、小屋のほうなんて結構傷んでいますよ。撤去するなら撤去するとか、草を刈るなら刈るとか、測候所ができていますけれども、アンテナだか、測量機かね、地震だか、雨だか分かりませんけれども、それのところなんかも入れるやら、入ろうと思って入れないことはないでしょうけれども、あとあれもそうです。

私、３月だか、12月の議会でもろもろ管理ができていないというところを指摘して申し上げたときがあるのですけれども、やはり都道の完成で、その後やはり南ケ山公園の池もどうなっているやら、トイレの話も出ましたけれども、いっときはきれいになったのです。それで、これから夏場を迎えまして、観光客も殺到してくるのだろうと思うのです。

それで、６月には、それなりの清掃、先ほど課長のほうから行政報告でありましたけれども、ある程度の清掃は、道路はできたけれども、施設の管理は全く手が及ばずと。たまたま私はある人と会って、新島に一緒に行ったことがあるのですけれども、その該当者でね。そうしたら宮塚山の登山道ですか、あれは整備されていると喜んでいました。いや、きれいになっていましたよと言われまして、あっ、そうですかと喜んだというか、よかったのですけれども、さて、その他の施設、点検して、きれいな島、利島村という観光キャンペーンも張りたいのであれば、それでなくてもマンパワー、マンパワーと皆さんおっしゃるけれども、マンパワーを超えていますよ、管理が。これが本村の、やはり実態なのですね、見た目では少なくとも。造るのは造るけれども、管理はできないと。

それで、行事的に年に１回か、２回清掃すれば事の済むものもあります。しかし、我々農家民、農業者から見ると、農地を管理するのには、年に１回だか、２回切っ払えば、それでもって管理できますということでは必ずしもない。それで、村が所有している諸施設、使おうが使うまいが、アカツカヤマの旧炭小屋の跡なんかは見てみてください。それから、ニシネヤマの夕日の丘ではない、夕日の丘って歌の文句だ。時々はきれいになる。時々はね。それから、今のヘリポート下のあれも夕日を見る丘ですかね、浜辺ですか、あれも時々はきれいになる。この間、刈ったのかどうか点検していませんけれども、だからそういうところの見直しをして、少なくとも目につきやすいところ、施設は施設でトイレも管理もそうです。お願いをしたいと思うのです。

それから、石野議員でしたか、質問で、南ケ山のトイレの問題というのは、私も漏れ聞いているのですけれども、これはお話に聞くと、先ほど答弁で、事業者に、受託者といいますか、賃金だか知りませんけれども、自分で取りに来いと、運べと。水はただだよ、勤福から持っていけというのだけれども、これもどうかと思うのです。といって、それでは村が20リッター、40リッターのタンクをトラックに積んで毎日のように、今日は水が切れたか、明日水が切れたかで、南ケ山まで運ぶのもいかがかと思う。

それで、石野議員も言っていたけれども、水の清掃は週１回かそこらでしょう。ところが、使うのは毎日使うかもしれないのですよ、これから夏場。だから、そういうことも踏まえて、それと私たちの行政、私も行政マンみたいな言い方になって恐縮なのですけれども、そういう意味ではなくて、我が村の行政の力といいますか、状況、そういうのを含めて、身に余った状況だろうと思うのです、そうはいっても。どう対応するかというのは、これから特にシーズンを迎えて、いや、汚い島に行ってきたというようなことのないように、喜ばれないまでも不愉快な気持ちだけはさせないと。だから、そういう体制をして、これはやはり１、２度は草を刈る必要がありますよ、今使われていない土地、アカツカヤマでも、今は役場の土地だと言われる炭小屋にしても、南の公園にしても、あそこのうすいごうの公園にしても。汚い水の中へ枝が落っこって泥で詰まっている。入梅時期だから、今はきれいにすれば、いい水が入ってくるのではないですか。金魚だって泥の中へ埋まってしまっているかもしれない。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問、提言というのですか、私どもも十分至らない点があるといったところで、施設を造ったはいいが、管理するのに長年時間がたったところで管理が行き届かない施設が多々見受け、散見されるといったところは、大変申し訳ないところでもありますし、どこまできちっと整備していくとか、そういったところについては、全庁、村役場挙げて、村長も含めて検討させていただきながら、村議会のほうにも、ここまでは村として整備というのですか、維持管理をいたしますというようなところは、お示しできればいいのかなというふうな、全ての施設を100％きれいにというか、草を刈ったりとか、では村有地、全部草を刈らなければいけないのかとか、村道しかり、赤道しかり、全部を管理できるのかとか、その辺は財源的なところも、当然財政的なところもございますので、そこについて、どこまできちっとした管理が必要なものか、どこまで手をかけてやるのかといったところは、全ての施設について、村の中で検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今申し上げたような施設というのは、現村政が造った施設はほとんどないわけで、そういう点では気の毒のような感じもしますけれども、我々の責任もあるという認識は持ちますけれども、いずれにしてもそうはいっても、現在もそうですし、なお将来もそんなわけだけれども、造ることは金さえ出せばできると。もっと厳しい言い方をすれば、金さえ出せば簡単にできますと、造るほうは。簡単ですよと、金だけ出せば。

だけれども、金を出そうとしても、仮に出したとしても、管理するのは、どっこいそうはいかな

い面があるということです。さりとて、それでは公共の施設の住民にとって必要な施設、これまで影響を及ぼさないようにすることは、これは言うまでもないことです。一言申し述べておきますけれども、今一番私の話を短絡的に受け止めてもらうと、それではモノラックも整備しましょうと、これは困る。だから、自分たちで管理しろと、ならばやってやると、これはできない。だから、勝手なことを言うなということになるかもしれませんけれども、それはなぜならば住民が求めているし、それで住民サイドからすると、炭木を求めていたわけではないのですよ、住民が、そういう意味では。ただ、産業振興する上で、炭木がもったいないと、椿の木を切って。そういう施策として、時の村政が立ち上げたのです。

今それが、そういう言い方をしては恐縮ですけれども、そう言っておいて、そのときの村政の皆さんに罪とかを問うつもりは全くありません。しかし、状況の変化ができてきて今日があるわけです。炭小屋どころか、前田議員ではないけれども、椿林そのものがやぶになってきている。振興事業どころか、炭を焼くところが。こういう時代の変遷といいますか、変化が正直否めない。

しかし、といって放置するわけにいかない。そこに現在差しかかっている現村政の課題が新たな課題として言っていいと思いますけれども、集約、集中的に降りかかってきているということを申し述べて、我々としても言葉だけの了解し合いっこではなくて、どう改善していったら村が少しでも改善できるのかなと。少なくとも観光、景色的には不愉快な思いだけはさせたくないと、該当者に。そういうことで、ご尽力をお願いしたいと思うのです。無理ですか。無理だからやらないのでしょうね、できないから。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほど答弁したところでいきますと、やはり限りある、村内の事業者さんのキャパシティーというのですか、受託できる量、そういったところもございますし、また村の財政事情等々もございます。

そういった中で、当然日頃から村長も申しているとおり優先順位をつけながら、順番にという言い方は、ちょっと適切かどうか分からないのですけれども、でき得る限り施設のほうをきれいに活用するようなことは考えていきたいと私も各所管課等とも相談しながら進めていきたいと思いますが、先ほど来申しているとおり、全部の施設を全てきれいにぴかぴかにではないですけれども、というところが、なかなか財政的にも厳しいところも、やはりどうしても出てくるというところはありますので、そこについては、どこの施設をどこまで活用するのかとか、清掃とか、管理していくのかというのも含めて、そこは議員も含めて、村民の皆さんにもお示しできればなというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　説教じみたことを申し述べて恐縮だったのですけれども、提案としてご検討していただきたいと思いますのは、組織的に体制をつくるということは、にわかにはできないだろうと思います。といって村役場の職員が、それでは行って刈ってくれというわけにもいかない。

そこでの提案なのですけれども、予算にはないわけですけれども、そういう関係での夏場を迎えて、特別的に、私が言うのもへんてこだけれども、追加補正を組んで、専決でもしようがないかもしれないと思いますけれども、今のところ、この予算にないから。賃金で集約の体制を取って、賃金払いに取り組んでみると、村が呼びかけて。数か所ピックアップして、夏場に向けて。来期については、また考えましょうと。取りあえず緊急避難的に本年度の事業の中で予算にはないのだけれども、急遽予算編成して、村民清掃みたいに動員するというのも問題があるでしょうから、賃金で10人ぐらいの人をお願いして、数か所の村が指定する場所の清掃をすると、炭小屋にしても、どこがあるか、別にして。どのくらいかかるか分かりません。そういう考え方、そういう対応を取っていただきたいと、こういう具合に提案させてもらいますけれども、この返事をいただいて、私の一般会計に対する質問を終わります。いかがですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　先ほど来総務課長のほうで答弁しているとおりでありまして、ふだんから、そういった問題意識を持っていないわけではなくて、その公園だけではなく、いろいろな部分で至らないところがあるというのは重々理解しております。

一方で、これからオンシーズンだというところで、観光客にというところもあるかと思いますが、所管のほうでは、カケンマ浜ですとか、プールですとか、そちらのほうの管理運営をしていかなくてはいけないという中で、やはりリソースの問題も出てくるのは、毎年事実でございます。

なので、やはり課長のほうも述べたとおり、選択と集中というところもありますが、財政、あと人だけでなくて、もう一つ、何かアイデアとか、そういったもので、みんながウイン・ウインな形になるようなことも少し検討していけたらいいなというふうに考えております。

なので、できれば、そのアイデアの内容にもよりますけれども、ネガティブな発想ではなくてポジティブな発想に、負の遺産とかではなくて、有効に利用したいという方が、例えば村内にいらっしゃったら、そういう方に有効に使ってもらうというようなこともアイデアの掘り起こしということで、やっていけたらいいかなというふうにも考えております。何しろ広い意味で、対応していけたらいいなと。皆さんにとって我々行政職員だけでなくて、住民の方にも観光客の方にもプラスになれるような方策が打てたらいいなというふうには考えております。よろしくお願いします。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　村長の答弁をお伺いした上で、先ほどの私の締めくくりは抽象的に終わったような気がするのですけれども、賃金をどなたかと言ったのだけれども、参考に私していたのは、言っていいのかどうかと迷ったものですから、ああいう言い方をしたのですけれども、行政のほうで考えていただけるならばという含みがあって、やってくれるだろうということで考えて、ああいう言い方をしたのですけれども、お言葉が出なかったので、あえて申し上げますけれども、例えば椿害虫の消毒というのは、小１か月やってくれたのです。20日ぐらいですか。雨の日もあったから、実動は２週間か、10日だかはともかく。そのくらいの日数で、あれだけの動員ができれば、私は全て刈れると、清掃できると。といって、その会社にやれと言っているわけではないのですよ、それは私の仕事ではないので。

そういう意味で、いろいろ事情は分かりますけれども、やはり論より実践と、この問題は。将来の島のため、島の将来のため、東京都民なり、日本国民の人たちが観光に訪れて、今交通の面もいいし、観光客も増えてきていると思うのです。

だから、先ほど言いましたけれども、緊急避難という認識だと、準災害だと。災害というと、また語弊があるのだけれども、そういう意味で緊急避難的に、あえて口幅ったいようですけれども、賃金なり、費用計算をして、何百万かかるか分かりませんけれども、そんな1,000万円もかかるとは思いません。ご検討いただきたいと思うのです。

以上で終わります。

○議長（寺田　優君）　ほかに質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質問を終了いたします。

討論を行います。討論ございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　いろいろ申し上げて、お願いやら、要望やら、苦情やら申し上げましたけれども、私は、この一般会計補正予算については、結論から申しまして、反対せざるを得ないということで、反対をいたします。

といいますのは、１つに、やはり考え直して、見解の違いがあるのは、はっきりしていますし、例えばサスティナブル、あるいは２Ｃですか、３Ｃですか、事業についても見解の、考えの違いがあると。それならば改善を図っていただきたいと。お互いに言うことは分かっていただけていると思います。そういうことを踏まえた上で、あえて反対せざるを得ないということで、反対をいたします。

それから、さらにやはり付け加えて、るる住民の要望を一般質問でも申し上げて、繰り返し申し

上げてきましたけれども、やはりそれらの実現が、まだ程遠いのかなと思います。この予算体制、編成の上でですね。ただ、そうはいっても、先ほども申し上げましたけれども、教育委員会の予算のように積極的な、やはり村に貢献する、村教育に貢献するという意味の評価は、これは十分できます。評価をしつつ、そうした、まだ不十分さ、あるいは見解の違いも踏まえて、この予算については、この当初予算にも反対してきたわけですけれども、反対せざるを得ないと。

願わくば、住民要望についても、補聴器の問題なんかについて前進面もあるのです。全く否定すべきことばかりではない。そういうことも踏まえた上で、総体的に結論的には反対せざるを得ない。残念ではあるけれども、反対といたします。

以上です。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、討論を終了し、これより採決を行います。

議案第37号　令和５年度東京都利島村一般会計補正予算（第１号）を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、賛成が２、反対が２ということで、同数でありますので、議長の職権により、議案第37号　令和５年度東京都利島村一般会計補正予算（第１号）は可決、承認することといたします。

◎日程第９　議案第３８号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程９、議案第38号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第38号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）。

令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条　歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ52万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を

7,214万円とする。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（兼務）（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（兼務）（榎本雅仁君）　よろしくお願いします。国民健康保険の事業勘定の補正についてご説明申し上げます。

まず、歳出のほうのご説明をしたほうがいいかなと思います。136ページを御覧ください。今回国民健康保険のシステム改修の委託費用を52万8,000円計上してございます。こちらなのですけれども、昨今の中で、性別欄を削除、各種申請書とか、証ですね、性別欄を削除しなければいけないというようなことがございまして、そちらのためのシステム改修が52万8,000円かかるといったところでございまして、こちらのほうの費用なのですけれども、全額都からの補助金で賄われるといったことでございます。

説明は以上になります。

○議長（寺田　優君）　これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手をしてください。

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了し、討論を行います。

討論ございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　本件については、一般会計からの繰出金は出ていませんので、繰り出し、繰入れはないですよね。歳入項目でね。あるのか。

〔「ないです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　ないよね。そうですね。ですから、一般会計には反対をいたしましたけれども、本案については繰り出し、繰入れがありませんので、関係しませんので、事業としては賛同できますので、賛成をいたします。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、討論を終了し、これより採決を行います。

議案第38号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、全員が賛成ですので、議案第38号　令和５年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）は原案のとおり可決、承認することといたします。

◎日程第１０　議案第３９号　令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程10、議案第39号　令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第39号　令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号)。

令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条　歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ２万9,000円を増額し､歳入歳出予算の総額を１億7,007万1,000円とする。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　説明させていただきます。

すみません。歳出のページを御覧ください。今回に関しましては、浄水場に設置している浄化槽の使用料、こちらのほうの料金改定がございましたので、増額をさせていただいております。

他の歳入財源がございませんので、一般会計からの繰入れをもって歳入歳出を一致させております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　質疑を行います。

質問のある議員は挙手願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　本件については、繰入れがあるようですので、賛成できないということになります。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、討論を終了し、これより採決を行います。

議案第39号　令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、賛成が２ということでありますので、議案第39号　令和５年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は可決、承認することといたします。

◎日程第１１　議案第４０号　令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程11、議案第40号　令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第40号　令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）。

令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条　歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ150万円を増額し、歳入歳出予算の総額を7,281万1,000円とする。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　歳入のページを御覧ください。

浄化槽分担金でございますけれども、３月の定例会でお認めいただきました、浄化槽条例、使用料のほうの、使用料及び分担金のほうを改定させていただいております。10人槽が15万2,000円のものが14万円と変わっておりますので、減額をさせていただいております。

浄化槽使用料、清掃手数料、保守点検手数料についても同様でございまして、浄化槽使用料に関しましては、５人から10人槽を101基、11人から20人槽を５基、21人槽を３基として、使用休止等も発生しておりますので、そちらのほうを改めて計算させていただいて、増減させていただいております。清掃手数料に関しましても、５人から10人槽を７基、11人から20人槽を５基、21人槽以上を７基と。保守点検手数料が５人から10人槽を11基、11人から20人槽を４基、21人槽を３基として計算させていただいております。

最初のページを御覧ください。合併処理浄化槽管理経費で工事請負費を設定させていただいております。地域交流会館の浄化槽が故障しておりまして、こちらのほうの修繕に150万円、こちらのほうを計上させていただいております。歳入の増によりまして、一般会計繰入金を減らさせていただいております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手願います。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは一般会計の繰入金が三角になっていて、事業勘定からすると繰り出しになりますよね。事業勘定からすると繰り出しになるでしょう、一般会計へ。戻入になるでしょう。違うのですか。繰入額が三角がついているので、事業勘定から。この繰入れ、戻入、要するに戻入というか、繰り出しというか、一般会計へ戻入するのでしょう。戻入ではない。何ですか、この三角というのは。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　笹岡議員のご質問にお答えさせていただきます。

歳入のほうでマイナスというので、戻入というと、実際に現金が動いているということになるのですけれども、そうではなくて、予算額、一般会計から浄化槽会計へ実際現金を繰り入れてくるのですけれども、そこの額が当初予算よりも減ったということでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　榎本総務課長。

〔総務課長（榎本雅仁君）登壇〕

○総務課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問に対して、ちょっと補足させていただきますと、あくまでも予算額が今まで5,069万5,000円と。それというのは、まだ年度当初ですので、全額を合併処理浄化槽事業に振り替えているわけではございませんので、今回減らしたからといって、直ちに合併処理浄化槽事業から一般会計に戻し入れるということは必要がないと。あくまでも予算上でマイナスさせていただいているといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私の質問の仕方が悪かったかもしれぬけれども、それはそうですよ。私が言っているのも、戻入と言った、繰り出しと言ったのは、事業が執行されて、現金をもらってしまったと。それで、一般会計はゼロになってしまったと。要らなくなったから事業勘定から持ってきた、これは言葉は戻入というか、繰り出しというか、そういうことになるわけで、私が言ったのも同じなのですよ。予算上戻入ですねと、こう言っているのです、予算上。これは予算書だから、要するに予算で5,000万円組んだのだけれども、要らないよと、事業勘定で。事業をやってみたら、1,000万円余って要らないですよ。ですから、お返しします。予算をもらったけれども、予算上いただいたよと、金をいただいたのではなくて、予算上いただきましたと。もらう権利はあったわけですよ、事業勘定側からすれば。5,000万円もらう権利が発生しているわけで、一般会計にすれば繰り出す義務があるわけだ。また、義務というか、繰り出してもおかしくない。誰もクレームをつけようがない、認められているのだから。

だけれども、事業勘定の側のほうから、そうは要りませんと。うちのほうで予算をこれだけ組んだら127万円不足したと。ならば一般会計で面倒を見ましょうと、こういう措置でしょう。予算上ですよ。だけれども、自分たちで事業をやってみて、執行していく中で、あるいは積算、予算上組んでみた中で120万円要らなくなったと、いただいたけれども、予算上いただいたけれども、計上いただいたと。本当は5,000万円もらう権利があるわけだ、事業勘定からすれば、予算上は。自由ではないわけだ、一般会計から事業勘定に、あなたに5,000万円払いますという義務が発生しているわけだよ、予算上は。それを約束したわけだ、一般会計で、繰り出しますと。

ところが、相手の要望だか、何だか知らぬけれども、基づいてやったわけだけれども、その後の推移の状況を見て、そうは要りませんから、一般会計さん、予算をいただいたけれども、120万円お返ししますよと、減らしていいですよと、うちにいただくのは。490万円いただければいいですと、こういう物語でしょう。490万円ではない、4,900万円。それだけのことでしょう。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　浄化槽に関しましては、料金の改定をさせてもらいました。これは３月に説明をさせてもらったと思いますが、というのは、公営企業会計を来年度に向けて始めていくために、

今、特別会計として事業勘定と議員は述べられておりますが、浄化槽会計の中で使用料、手数料等でやりくりしなさいというようなことが基本になっております。

ただ、それだけでは当然運営が厳しいという中で、一般会計から繰り入れてきたというのが、これまでずっと続いてきた。ただ、その中で公営企業にしていくところで、平成８年とかから、ずっと料金の改定をしていなかったというところで、少しでも自分たちの会計の中でやりくりをしていくといった中で、今回料金を見直して手数料、使用料の部分が上がっていますと。今まで400万円だったところ、450万円、70万円、例年ですと使用料のところ、今回の補正で200万円少し、料金を改定して収入が増えたと。それはほかの部分を平均、平均というか、計算し直すと、一般会計から入ってくる分が減ったよというようなことでありまして、先ほどの義務とか、権利とかというのとは、ちょっと違うものだというふうにご理解いただければなと思います。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　もっと分かりやすく言うと、一般会計では繰り出しを5,000万円計上してあるのでしょう、当初予算では。そうすると、この120万円を要らないよと、事業予算が。その収入は、料金は、どういう収入があったか知りません。別なのです。関係ない。とにかくあなたからいただいた、いただくことになっていた130万円ほどの金は余りますと、うちでは。だから、お返ししますと。当然一般会計の窓口を開いてみたらば、130万円収入があるのではないですか。

当初は5,000万円予算を組んだと。ところが、130万円お返ししてきたのだから……

〔何事か言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いやいや、予算上よ。だから、そうすると、これは一般会計は増えるのではないですか、歳出しなくていいのだから、違うの。歳出する義務がないわけだよ。義務、権利というと、何か内輪同士で、あまり権利、義務というあり得る言葉ではないけれども、言葉のあやになっているのかな。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　説明をさせていただきます。ごめんなさい。ページ数は、私のところでは分からないのですけれども、一般会計の歳出のほうで、衛生費の上下水道費の合併処理浄化槽事業費というところが、こちらのほうで繰出金のほうを減額させていただいておりますので……

〔「そうでしょう」と言う人あり〕

○環境建設課長（上野　崇君）　歳入が増えるというわけではなくて、一般会計から見たときは、一般会計の歳出のほうが減っている……

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了させていただきます。

それでは、討論を行います。討論ございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　賛成するためにいろいろ伺ったのです。というのは、大義名分が必要なので伺ったのですけれども、要するに原則は一般会計に関連していると。一般会計を担保していると、担保相手はね。というものについては、一般会計に反対していますから、これは賛成しにくいと、担保がないのだから。ところが、そうでないと。先ほど何かの案件では賛成しました。

この問題は、全くゼロなら賛成、簡単に賛成できるのですよ。繰り出し、繰り入れがなければ。ところが、あるのです。ただ、三角がついているのだ、これは。そうすると、一般会計から損害が出ていないと、損失が。これは損失が出っ放しだと、担保されているから。損のないものを反対する人はいないのですよ、損がないものを。マイナス要素がないのにね。繰り出していると一般会計からマイナスですよ。それで、三角がついているから、繰入れに三角といったら繰り出しですよ、これは予算上の。そうでしょう。これは三角を取ってみなさい。繰り出すのですよ、これは。事業勘定でね、三角を取ってしまったら。これは繰り出すのです、そのままです。

そうすると、これは賛成できない。ところが、三角がついているから、繰り出す必要がない、一般会計からは。そういう意味では、一般会計さんとすれば被害がないと、被害がないと言うとおかしいのかな。そういう意味で、ならば損害がないのに繰入れ、繰り出しの言葉のあやだけで、賛否を表示するのは不適切だということで、合法的な適切論を求めて質問をしたわけです。ですから、被害がないものを反対する理由はないということで、賛成いたします。ちょっと必要なのだ、これは。皆さん聞いたら漫談みたいに聞こえるかもしれぬけれども。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、討論を終了いたします。これより採決を行います。

議案第40号　令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

採決の結果、議案第40号　令和５年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決、承認することといたします。

◎閉会の宣告

○議長（寺田　優君）　以上で本定例会に上程された議案は全て終了いたしました。

よって、ここで閉会をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」「議長、ちょっとお伺いしたいことがある、これのことで」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　議員タブレットが出席６名になっている。議員定数は６かもしれぬけれども、出席は５でしょう。

〔「これの数だけなのです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　定数は６ですよ。しかし、出席となると、５ではないのですか。

○議長（寺田　優君）　本来はね。

○３番（笹岡壽一君）　要するに欠員１ですと、定数からしたら。

〔「タブレットを使っている数字が出てしまうので、あれを直すことはできないのです。システム上これを直すことはできなくて、タブレットを何台使っているかといったら、６台、今使っていますというところなのです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　人間ではなくて。

〔「人間ではないです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　では、みんな賛成でよかったのではないの。みんなタブレットが賛成していますでいいの。

○議長（寺田　優君）　直しようにいかない。

〔「直せないです」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　そこの部分は見ない。

〔「これ終わってから話したほうがいいのではないですか」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　取りあえずそういうことで、投票に間違いがあるとか、そういうわけではないので。

〔「この前もそういう話だった」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでいきましょう。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　５台にできないのだよね。

〔何事か言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　では、１回切らせてもらっていいですか。終了させてもらいますけれども、いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　では、ここで定例会を終了いたします。

皆様、ご苦労さまでございました。

（午後　３時０３分）

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

令和５年６月７日

議　　長　　寺　　田　　優

署名議員　　前　　田　　清

署名議員　　笹　　岡　　壽　　一